

厚生労働省
令和5年度障害者総合福祉推進事業

都道府県・政令市における
発達障害者支援地域協議会の協議等の状況
及び発達障害者支援センターの役割・機能に
関する実態調査
報告書

令和6年3月

株式会社 政策基礎研究所



要約

【背景と目的】

都道府県・政令指定都市では、地域の発達障害者支援体制整備のために、発達障害に関する課題やニーズ等の共有・協議の場として発達障害者支援地域協議会を開催することとなっている。しかし、開催方法や協議内容、地域特性を踏まえた協議がなされているか等、実態把握が不十分な状態にある。

以上を踏まえ、本調査事業を通して、発達障害者支援地域協議会の現状を、市町村や発達障害者支援センター（以降、「センター」）との連携等も含め、地域ごとの特性も考慮しながら把握する。本調査の結果を、地域の支援体制構築に資する協議会のあり方や地域の実情に合わせたセンターの運用の検討につなげることを目的とする。

【対象と方法】

発達障害者支援地域協議会の設置が求められている都道府県、政令市（計 67 箇所）を対象に、協議会の実施状況や課題に関するアンケート調査を行い、63 箇所（回収率 94.0%）から回答を得た。調査票は、検討委員会および作業部会での助言を得ながら作成した。

加えて、同対象のうち、有識者等の意見をもとに、地域の規模、その地域のセンターの実施主体等も考慮しながら選定した 10 自治体を対象に、協議会の構成の背景や議題の設定方法、PDCA サイクルを回すための工夫や課題に関するヒアリング調査を行った。

【結果と考察】

（１）アンケート調査結果

①協議会の実施体制

協議会の実施体制として、事務局を一つの部署で担当している自治体と複数の部署で担当している自治体は 4:1 の割合であり、事務局にセンターを含む自治体は、センターを直営しているところの方が委託の場合よりも多かった。

構成員には、医療関係、労働関係、福祉関係、親（家族）が含まれている場合がいずれも 90%前後と多く、逆に、保健関係、警察及び司法関係者、当事者、民間団体は 40%未満と少なかった。

②協議会の実施頻度・発達障害支援にかかる計画との関わり

令和 3 年から 5 年にかけての協議会の平均実施頻度は、1 回以下のところと 2 回以上の所とで概ね半々で、都道府県と比べて政令市の方が実施頻度は高かった。

各自治体における発達障害支援にかかる計画への関わりでは、策定に協議会事務局が関与している自治体は 63.5%、協議結果を策定の参考としている自治体は 50.8%

と全体の半数以上を占めていた一方、協議会で計画の進捗確認や情報共有を行っている自治体は全体の 46.0%、計画の振り返りを行っている自治体は 22.2%であった。計画への関わりにかかる各項目を 1 点として合計点（5 点満点）をみると、全体の中央値は 2.0 点だった。

③議題の設定

令和 3 年から 5 年にかけて協議会で議題に挙げたテーマでは、いずれの区分でも「センターの活動状況」が第 1 位を占めていた。

人口規模に着目すると、政令市について、人口が少ない自治体では、児童・成人の相談支援体制や母子保健が 50%を超える自治体でテーマとして挙げられているのに対し、人口の多い自治体では学校教育や周知・啓発がより上位にある。一方、都道府県では、人口が少ない自治体では地域支援連携体制や就労支援が挙がるのに対し、人口の多い自治体ではペアレントトレーニング等家族支援や学校教育があがっていた。加えて、地域支援マネジャーも上位にあった。

（２）ヒアリング調査結果

10 自治体を対象としたヒアリングの結果、まず、位置づけの工夫として、自立支援協議会等の下位部会に位置づける、施策検討の会議で報告する機会を設ける等があった。また、協議会で扱うテーマの多様性を踏まえた主管課の設定や事務局の構成、関係各課を巻き込むための制度的な建付けの工夫、局長・部長級の職員の参加等によって、自治体内で縦横での意見調整を図るといった工夫をしているところもあった。

議題設定の工夫としては、委員からの募集や、支援の最前線としてセンターが主体となって関わるといった取り組みがあった。加えて、協議会の下部に作業部会・ワーキンググループを置いて、テーマごとに詳細を議論しているところや、中長期的スパンで適宜形を変えながら支援体制づくりの議論を展開しているところもあった。

（３）本調査研究の課題

本調査の結果、自治体によって協議会の位置づけや、センターの立ち位置、発達障害にかかる計画や施策への協議結果の反映状況等に特色があることが分かった。

ただし、本調査は、各協議会の担当課等を対象として実施したことから、現時点での協議会の協議内容をつかむことはできるものの、各地域で本来議論されるべき内容・各地域の潜在的なニーズを把握することは難しい。今後、各地域における主要なニーズ、保有する地域資源の状況、発達障害者支援センターが果たす役割といった視点からのさらなる調査・分析が求められる。

【成果の公表について】

本調査の報告書はホームページ（<https://doctoral.co.jp/>）に掲載する。

目次

第 1 章	事業目的・実施内容	7
1.1	本調査の背景・目的	7
1.2	発達障害者支援地域協議会について	8
1.3	本調査の流れ（事業の実施内容）	9
1.3.1	検討委員会の開催	9
1.3.2	アンケート調査	9
1.3.3	ヒアリング調査	9
1.3.4	報告書の作成	9
1.3.5	成果物の公表	9
第 2 章	アンケート調査と結果	10
2.1	調査対象	10
2.2	調査方法	10
2.3	調査期間	10
2.4	調査項目	10
2.5	回収状況等	11
2.6	調査結果	11
2.6.1	発達障害者支援地域協議会の体制	13
2.6.2	発達障害者支援地域協議会の実施頻度・方法	31
2.6.3	各自治体における発達障害者支援にかかる計画との関わり	34
2.6.4	基礎自治体、他協議会等にかかる取り組み	41
2.6.5	協議会での議題	45
2.6.6	協議会の特色、課題	66
第 3 章	ヒアリング調査の結果(事例集)	68
3.1	調査対象	68
3.2	調査方法	68
3.3	主なヒアリング事項	69
3.4	調査結果	70
3.4.1	政令市における取り組み事例	70
3.4.2	都道府県における取り組み事例	85
第 4 章	まとめと課題	104
4.1	協議会の実施状況について（アンケート調査結果より）	104
4.1.1	協議会の実施体制について	104
4.1.2	協議会の実施頻度・方法について	105

4.1.3	各自治体の発達障害者支援にかかる計画への協議会の関わり.....	105
4.1.4	協議会での議題設定と対応状況.....	105
4.1.5	協議会の実施状況と考えられる課題.....	106
4.2	協議会にかかる具体的な取り組み（ヒアリング調査結果より）	107
4.2.1	協議会の位置づけ.....	107
4.2.2	事務局・構成員.....	107
4.2.3	関係課間の連携.....	108
4.2.4	議題設定の工夫.....	109
4.2.5	作業部会等の設置.....	109
4.2.6	具体的な取り組みにおける工夫と考えられる課題.....	110
4.3	まとめと本調査研究の課題.....	110
第5章	参考資料.....	112
5.1	アンケート調査票	112
5.2	検討委員会・作業部会	159

図表目次

図表 1 発達障害者支援地域協議会の位置づけ	8
図表 2 自治体区分×センター実施主体区分(N=63)	11
図表 3 自治体区分×管轄人口区分(N=63)	12
図表 4 自治体区分×管轄人口区分ごとのセンター区分	12
図表 5 自治体・センター区分ごとの所管(単独／複数)の割合	13
図表 6 人口区分別の所管(単独／複数)の割合	13
図表 7 協議会事務局の所属割合	15
図表 8 人口区分×協議会事務局の所属割合	16
図表 9 協議会構成員の所属割合(前半)	18
図表 10 協議会構成員の所属割合(後半)	19
図表 11 人口区分×協議会構成員の所属(前半)	20
図表 12 人口区分×協議会構成員の所属(後半)	21
図表 13 協議会の事務局または構成員の所属割合(前半)	23
図表 14 協議会の事務局または構成員の所属割合(後半)	24
図表 15 人口区分×協議会の事務局または構成員の所属割合(前半)	25
図表 16 人口区分×協議会の事務局または構成員の所属割合(後半)	26
図表 17 事務局および構成員の合計人数(人)	27
図表 18 人口区分×事務局および構成員の合計人数(人)	27
図表 19 協議会の委員長の所属割合	28
図表 20 人口区分×協議会の委員長の所属割合	29
図表 21 協議会に参加している自治体職員の最高位別の割合	30
図表 22 人口区分×協議会に参加している自治体職員の最高位別の割合	30
図表 23 協議会の一年度当たり開催の頻度(R3～5 年度平均)(回)	31
図表 24 人口区分×協議会の一年度当たり開催の頻度(R3～5 年度平均)(回)	31
図表 25 協議会の今後の主な開催方法	32
図表 26 人口区分×協議会の今後の主な開催方法	32
図表 27 協議会開催後の報告書、議事録等の公開有無	33
図表 28 人口区分×協議会開催後の報告書、議事録等の公開有無	33
図表 29 障害福祉計画・障害児福祉計画等における発達障害の位置づけ	34
図表 30 人口区分×障害福祉計画・障害児福祉計画等における発達障害の位置づけ	35
図表 31 発達障害者支援に関わる具体的な実施計画の設定	35
図表 32 人口区分別の発達障害者支援に関わる具体的な実施計画の設定	36
図表 33 発達障害者支援に関する計画等への協議会の関与の有無	37
図表 34 人口区分×発達障害者支援に関する計画等への協議会の関与の有無	38
図表 35 参加職員最高位×発達障害者支援に関わる具体的な実施計画の設定	39

図表 36	参加職員最高位×発達障害者支援に関する計画等への協議会関与の有無	39
図表 37	実施頻度×発達障害に関わる具体的な実施計画の設定	40
図表 38	実施頻度×発達障害に関わる具体的な実施計画の設定	40
図表 39	地域支援マネジャーの設置状況	41
図表 40	人口区分×地域支援マネジャーの設置状況	41
図表 41	基礎自治体の情報収集を行う機会の設定状況	42
図表 42	人口区分×基礎自治体の情報収集を行う機会の設定状況	42
図表 43	自治体における特別支援連携協議会等の設置・連携状況	43
図表 44	人口区分×自治体における特別支援連携協議会等の設置・連携状況	44
図表 45	3年間(R3～R5)の設定議題上位 5 位	45
図表 46	3年間(R3～R5)の議題設定の有無(各種事業)	46
図表 47	3年間(R3～R5)の議題設定の有無(ライフステージ①)	47
図表 48	3年間(R3～R5)の議題設定の有無(ライフステージ②)	48
図表 49	3年間(R3～R5)の議題設定の有無(その他)	49
図表 50	人口区分×3年間(R3～R5)の設定議題上位 5 位	50
図表 51	人口区分×3年間(R3～R5)の議題設定有無(各種事業)	51
図表 52	人口区分×3年間(R3～R5)の議題設定有無(ライフステージ①)	52
図表 53	人口区分×3年間(R3～R5)の議題設定有無(ライフステージ②)	53
図表 54	人口区分×3年間(R3～R5)の議題設定有無(その他)	54
図表 55	議題設定の背景(各種事業、ライフステージ①)	56
図表 56	議題設定の背景(ライフステージ②、その他)	57
図表 57	作業部会の設置(各種事業、ライフステージ①)	58
図表 58	作業部会の設置(ライフステージ②、その他)	59
図表 59	協議会後の対応(各種事業、ライフステージ①)	60
図表 60	協議会後の対応(ライフステージ②、その他)	61
図表 61	作業部会での議論実施状況	62
図表 62	人口区分×作業部会での議論実施状況	63
図表 63	協議会後の対策実施状況	64
図表 64	人口区分×協議会後の対策実施状況	65

第1章 事業目的・実施内容

1.1 本調査の背景・目的

早期支援、学齢期から成人期の支援、触法関係、強度行動障害等、発達障害者支援は多様化している。実際に、例えば、令和3年度障害者総合福祉推進事業「発達障害者支援センターの地域支援機能、運営状況等に関する実態調査」（以降 R3 調査）では、全国のほとんどの発達障害者支援センター（以降、「センター」）が複合的な問題のある事例を扱っており、「管轄業務かと悩むことが多い」センターが一定割合みられたことが明らかとされた。

また、R3 調査では、地域とセンターの実施主体ごとの分析結果から、センターの設置状況によってセンターの果たすべき役割や立ち位置が異なる可能性も示唆されていた。発達障害支援を考える上では、全国一律の役割を付与するのではなく、地域ごとのニーズの違いを踏まえ、それぞれに応じたあり方を検討する必要がある。

都道府県・政令指定都市では、地域の発達障害者支援体制整備のため、発達障害に関する課題やニーズ等の共有・協議の場として発達障害者支援地域協議会（1.2 で詳述）を開催することとなっている。しかし、開催方法や協議内容、地域特性を踏まえた協議がなされているか等、その実態把握は不十分な状態にある。

以上を踏まえ、本調査事業を通して、発達障害者支援地域協議会の現状を、市町村やセンターとの連携等も含め、地域ごとの特性も考慮しながら把握する。それにより、地域の支援体制構築に資する協議会のあり方、地域の実情に合わせたセンターの運用の検討につなげることを目的とする。

1.2 発達障害者支援地域協議会について

発達障害者支援地域協議会は、以下の実施要綱に基づき都道府県および政令市に設置されており、発達障害者支援体制整備事業の中で、図表 1 のように位置づけられている。

(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

ア 目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第十九条の二第一項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下（３）において「協議会」という。）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図る。

イ 実施主体

都道府県および指定都市

ウ 事業内容等

(ア) 協議会の設置

都道府県又は指定都市に協議会を設置する。

(イ) 協議会の構成

発達障害児者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（以下（３）において「関係者」という。）とする。

(ウ) 事業内容

協議会では、地域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

なお、協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る。

図表 1 発達障害者支援地域協議会の位置づけ¹⁾

¹ 図は令和 2 年版障害者白書（全体版）第 3 章日々の暮らしの基盤づくり「第 1 節 2. 在宅サービス等の充実」「TOPICS 地域における発達障害者支援体制の整備」より。協議会は丸枠（筆者追記）内。

1.3 本調査の流れ（事業の実施内容）

1.3.1 検討委員会の開催

本調査研究は、学識経験者および自治体関係者、発達障害者支援センター職員からなる検討委員会および作業部会において、調査の方法や内容、調査結果の分析等について検討・助言をいただきながら進めた。（詳細は 5 章を参照）

1.3.2 アンケート調査

1.3.2.1 調査票の設計

委員会および作業部会での検討・助言をもとに、本調査研究の目的を踏まえ、発達障害者支援地域協議会の現状や課題を捉えるうえで必要な項目設計を行った。

1.3.2.2 自治体へのアンケート調査

発達障害者支援地域協議会の設置が求められている都道府県、政令市（計 67 箇所）を対象に、厚生労働省担当課を介して電子ファイル（エクセル）で配布し、回答票をメールにて提出いただいた。

1.3.2.3 調査結果の集計・検証

自治体区分（都道府県、政令市）および自治体内の発達障害者支援センターの運営主体、管轄地域の人口規模の組み合わせごとに、協議会の実施状況、課題等の傾向をまとめた（全ての集計結果は 5 章に記載）。

1.3.3 ヒアリング調査

有識者等の意見をもとに、地域の規模、その地域の発達障害者支援センターの運営主体等も考慮しながら選定した 10 自治体を対象に、協議会の構成の背景や議題の設定方法、PDCA サイクルを回すための工夫や課題について、オンライン面談の方法でヒアリングを行った。

1.3.4 報告書の作成

調査結果について取りまとめた報告書を作成した。

1.3.5 成果物の公表

本報告書は株式会社政策基礎研究所のホームページに掲載する。

第2章 アンケート調査と結果

2.1 調査対象

発達障害者支援地域協議会の設置が求められている都道府県、政令市（計 67 箇所）

2.2 調査方法

メールにて電子ファイル（エクセル）を配布し、提出いただいた。

2.3 調査期間

2023 年 10 月 26 日～2023 年 11 月 17 日（予備期間として 22 日まで受け付けた）

2.4 調査項目

詳細は第 5 章参照のこと。

＜協議会の実施状況について＞

- 協議会事務局の設置（委託有無）
- 発達障害者支援地域協議会（前身含む）の開始年
- 本庁において協議会を所管する部署（課、または課に相当する所属部署）
- R5 年度の事務局、協議会の構成員、委員長の所属等
- 参加している最高位職員の役職
- 特別支援連携協議会（準ずるもの含む）の設置・連携状況
- R3～R5 年度（R5 年度は予定含む）平均の開催頻度
- 協議会開催後の報告書、議事録等の公開状況
- 協議会の運営について

＜協議会の位置づけについて＞

- 障害福祉計画・障害児福祉計画等への発達障害者支援の記載、プラン等の有無
- 発達障害者支援にかかる計画への協議会の関与
- 基礎自治体における支援体制、連携体制

＜協議会での議題について＞

- 議題（直近 3 年間）の設定とその理由等
- 議題の設定における課題

2.5回収状況等

回収状況は次の通りであった。

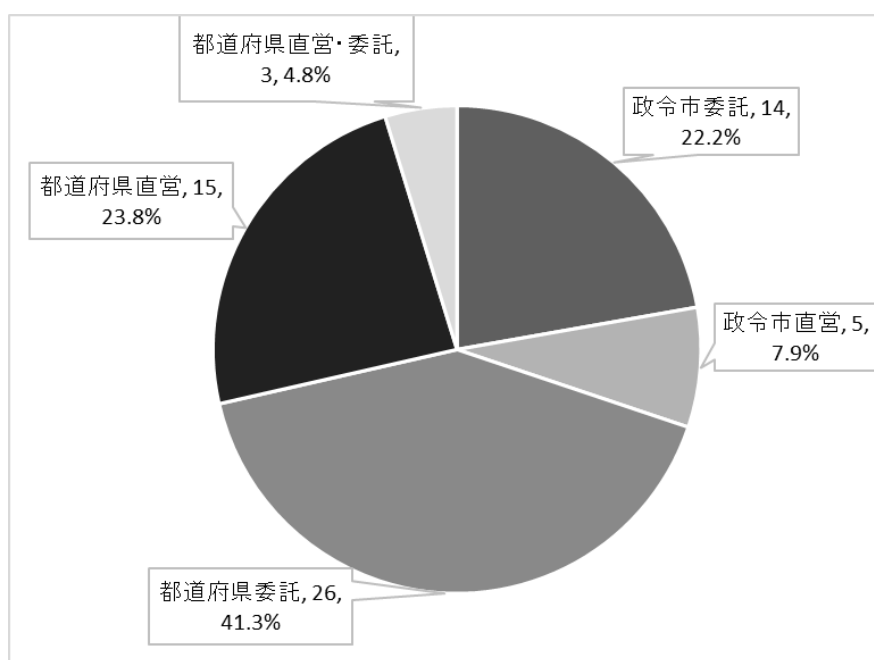
- 63 票（回収率 94.0%）

2.6調査結果

アンケート調査の結果は、地域の特徴の違いに注意する必要があるため、検討委員会における意見を踏まえ、以降、自治体の区分（政令市、都道府県）および圏域内の発達障害者支援センターの実施主体（委託、直営）、そして自治体の区分と管轄地域の人口規模の区分²の 2 つの区分ごとに見ていくこととする。

各区分の割合は図表 2、3 の通りである。

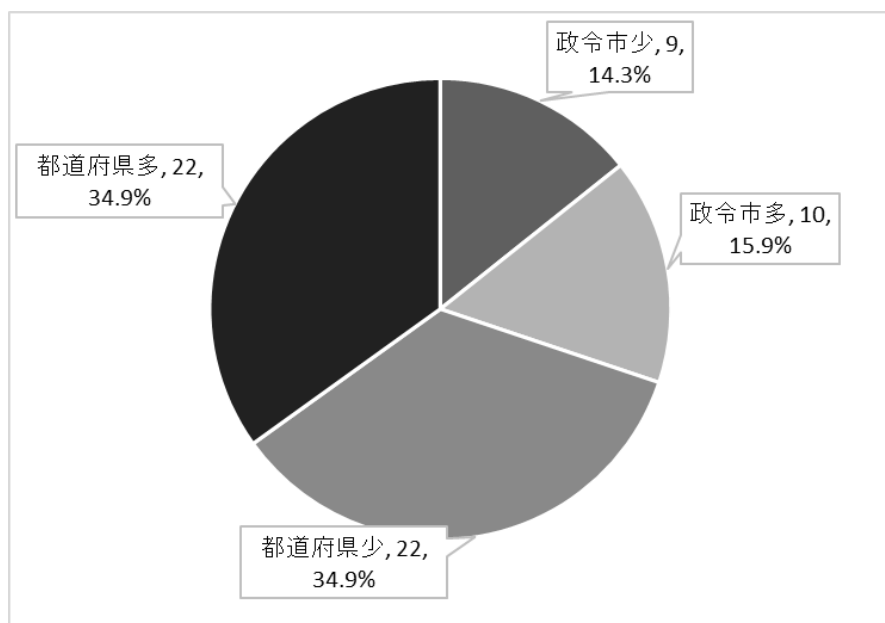
自治体区分×管轄人口区分ごとに圏域内のセンターの実施主体の区分をみると（図表 4）、政令市、都道府県いずれも委託の方が直営よりも割合が高いが、人口が多い方が委託の割合は低かった。



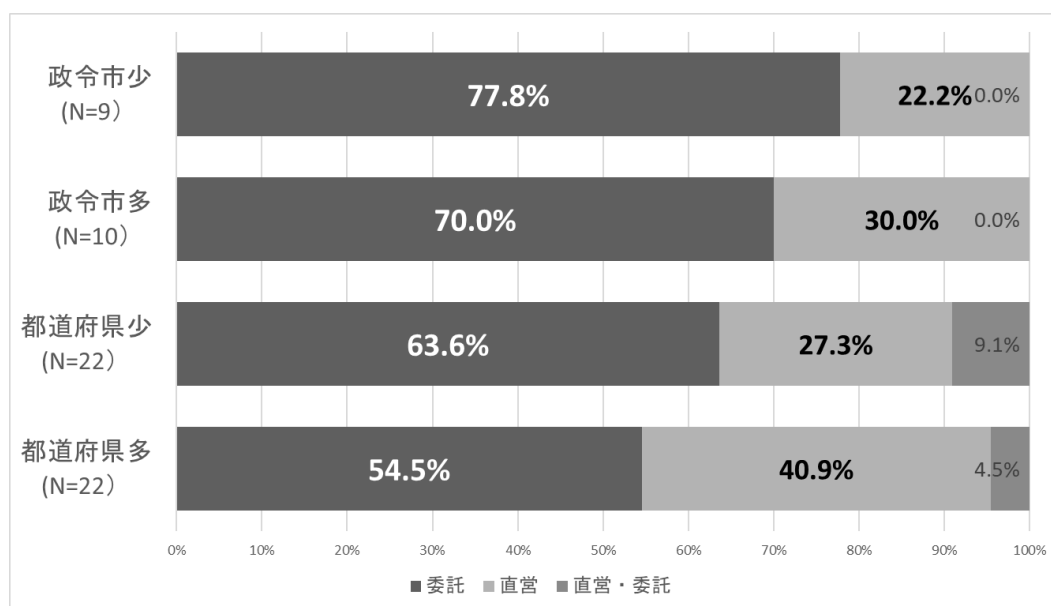
図表 2 自治体区分×センター実施主体区分（N=63）

² 発達障害者支援センターの運営主体区分は、発達障害情報・支援センターHPより、発達障害者支援センター一覧（<http://www.rehab.go.jp/application/files/9216/9268/9539/61fbe42d340068b9931a050cccf1819e.pdf> 令和5年4月現在）により紐づけを行った。なお、センターの運営主体で委託と直営が混在するものもあるが、3件と少ないこと、多様な背景があり結果をまとめるに適さないと考えられることから当該区分の結果は省略した。ただし、「全体」にはこの3件のデータも含めている。

管轄地域の人口規模は、令和2年度国勢調査による政令市、都道府県（政令市がある場合は政令市分を除いた）人口結果を紐づけ、政令市、都道府県それぞれの中央値以上、未満で区分した。



図表 3 自治体区分×管轄人口区分 (N=63)



図表 4 自治体区分×管轄人口区分ごとのセンター区分

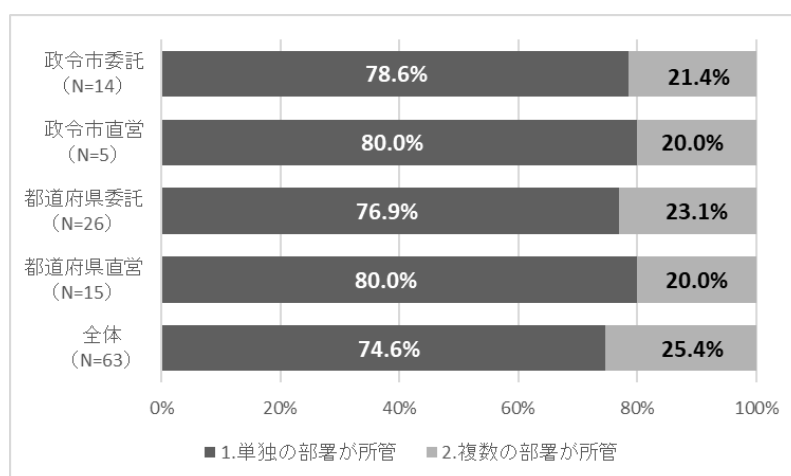
2.6.1 発達障害者支援地域協議会の体制

2.6.1.1 発達障害者支援地域協議会の所管

発達障害者支援地域協議会（以下、協議会）の事務局を委託している自治体は2件（全体の3.2%）、いずれも都道府県委託、人口少・多それぞれに含まれていた。

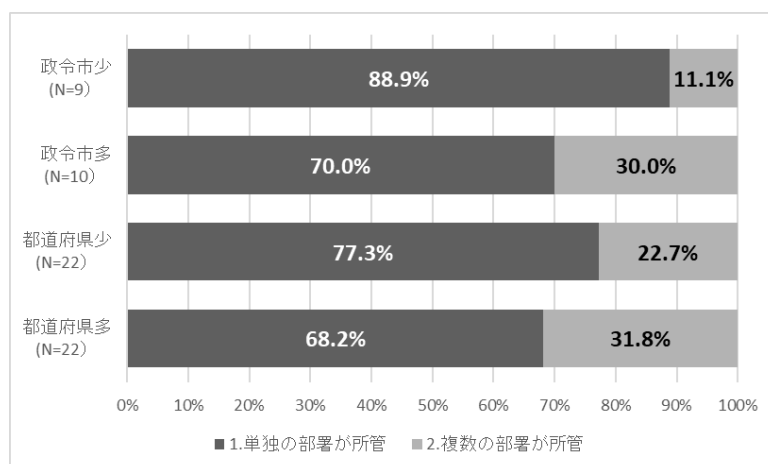
協議会の開始年（発達障害者支援体制検討委員会等、前身がある場合はそれも含めて回答）について尋ねたところ、最も古い設置年は2004年（政令市直営、人口少）、最も新しい設置年は2020年（政令市委託、人口多）であった。

協議会を所管する部署（課、または課に相当する所属単位）の数では、いずれの自治体・センター区分においても、単独の部署、複数の部署で概ね4:1の割合だった。



図表 5 自治体・センター区分ごと³の所管（単独／複数）の割合

一方、人口区分別にみると、政令市と都道府県のいずれも、管轄人口の少ない自治体の方が単独の部署による所管の割合が高かった。



図表 6 人口区分別の所管（単独／複数）の割合

³ 以降の図表では、「自治体・センター区分ごと」の表記は原則省略する。

2.6.1.2 発達障害者支援地域協議会のメンバー構成

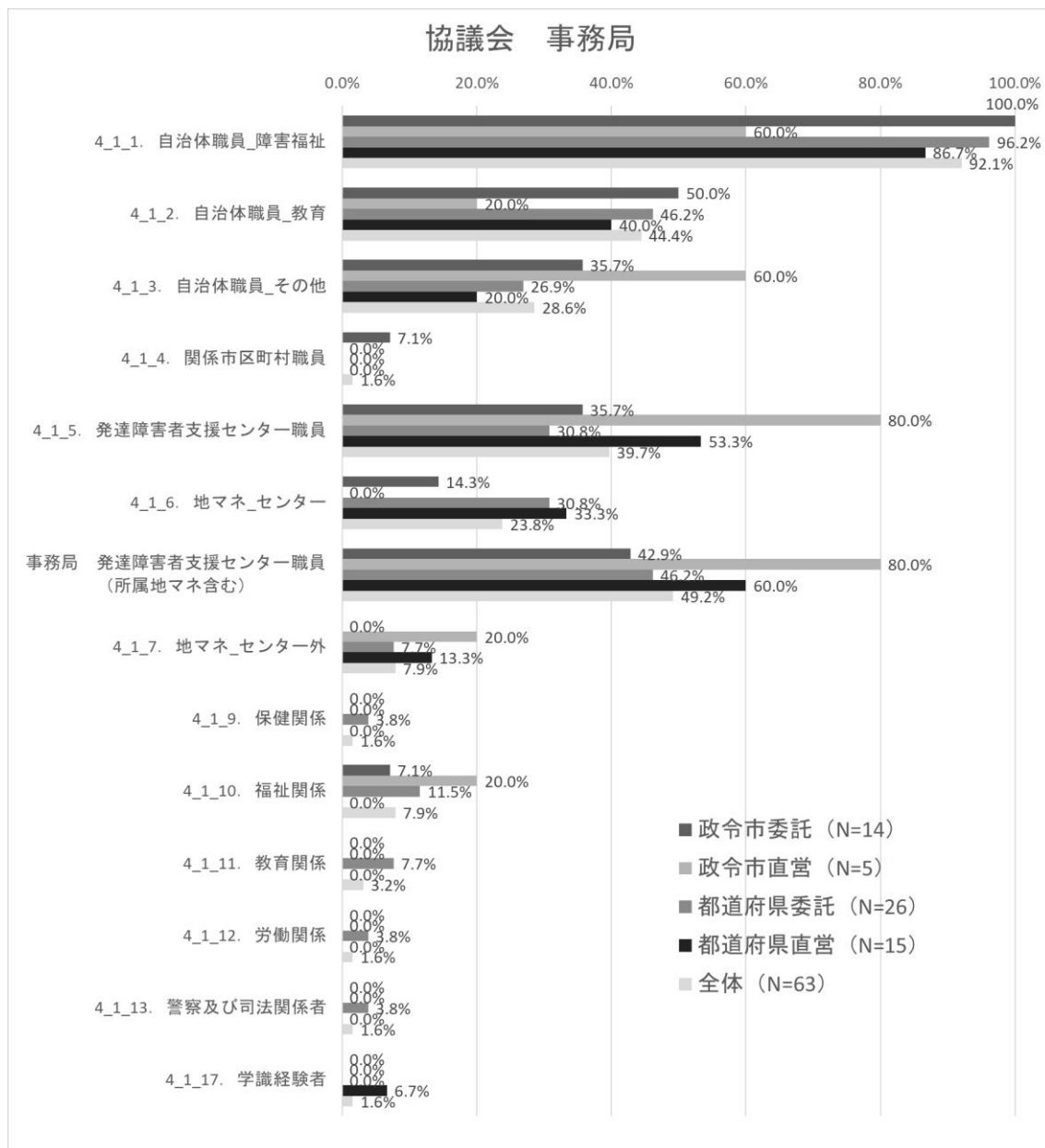
令和 5 年度の協議会事務局メンバーの所属割合⁴は、全体でみると障害福祉関係の部署の自治体職員が 92.1%（政令市委託では 100.0%）と最も高く、次いで教育関係の部署の自治体職員が全体で 44.4%、発達障害者支援センター職員が 39.7%（センター所属の地域支援マネジャー（以降地マネ）を含めると 49.2%）であった。一方、8.医療関係、14.当事者、15.親（家族）、16.民間団体、18.その他、は、いずれも 0%だった。

センター区分別にみると、政令市直営では、自治体職員（障害福祉／教育）が他の区分と比べて少なく、自治体職員（その他）の割合が高い。また、都道府県、政令市ともにセンターが直営の自治体では、センターが事務局として関わる割合が高く、特に政令市では 40%弱の差があった。

人口区分別でみると、管轄人口の多い自治体の方が、障害福祉、教育関係の部署の自治体職員の事務局参加割合が高く、一方、センター職員の参加割合は低くなっていた。地域支援マネジャーの参加割合は、人口の少ない都道府県で 45.5%と突出して高かった。この他、人口の多い政令市では、福祉関係者の事務局参加割合が 20%と、他の区分と比べて高くなっていた。

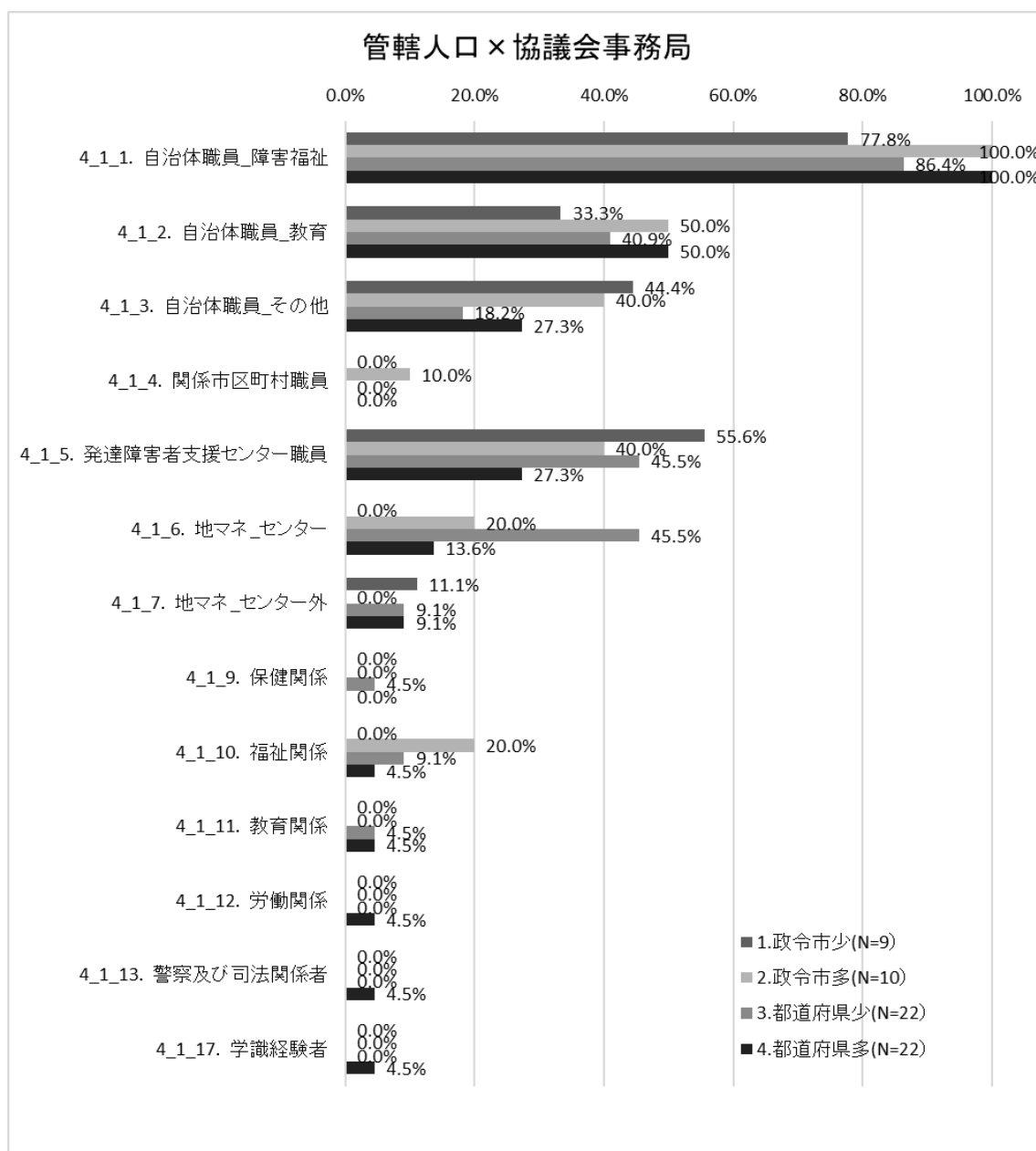
なお、全体について、事務局の構成として自治体の担当課の組み合わせをみると、障害福祉と教育の組み合わせが 28 件（44.4%）、障害福祉とその他の組み合わせが 16 件（25.4%）、障害福祉・教育・その他の組み合わせが 15 件（23.8%）、その他のみが 2 件（3.8%）であった。

⁴ 調査票では各所属の参加者の人数を尋ねていたが、ここでは各所属 1 人以上の場合に「該当あり」とカウントし、その割合を算出した（以降、協議会構成員、オブザーバーも同様）。なお、複数の所属先がある方については、協議会の立ち位置として最も当てはまるものを 1 つ選んでカウントいただいた。



図表 7 協議会事務局の所属割合⁵

⁵ 表内、8.医療関係、14.当事者、15.親（家族）、16.民間団体、18.その他 はいずれも 0 件のため省略。また、センター職員については、センター所属の地マネに回答があった場合も含めた結果を「事務局 発達障害者支援センター職員（所属地マネ含む）」として記載。



図表 8 人口区分×協議会事務局の所属割合

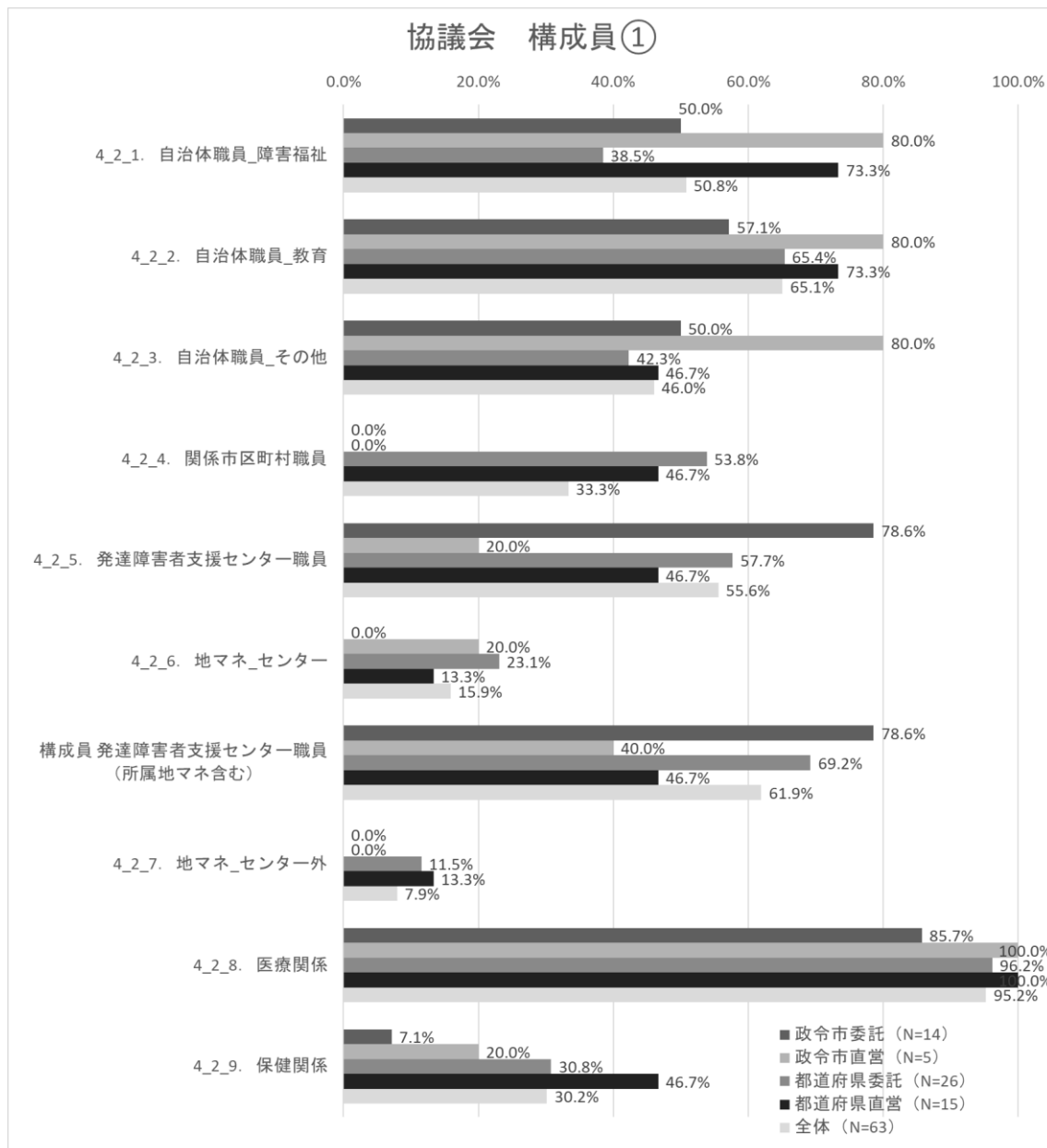
協議会事務局以外の構成員の所属割合は、全体でみると、医療関係（95.2%）、労働関係（92.1%）、福祉関係（90.5%）、親（家族）（88.9%）の割合が9割前後だった。

センターの実施主体区分別でみると、自治体職員は委託で低く直営は高く、逆に、発達障害者支援センター職員は委託で高く直営で低い傾向がみられた。センターを直営している自治体では、委託している自治体と比べて、センターが事務局として関わる場合が多いことが見受けられる。都道府県では、直営・委託ともに約50%で関係市区町村職員も参加していた。

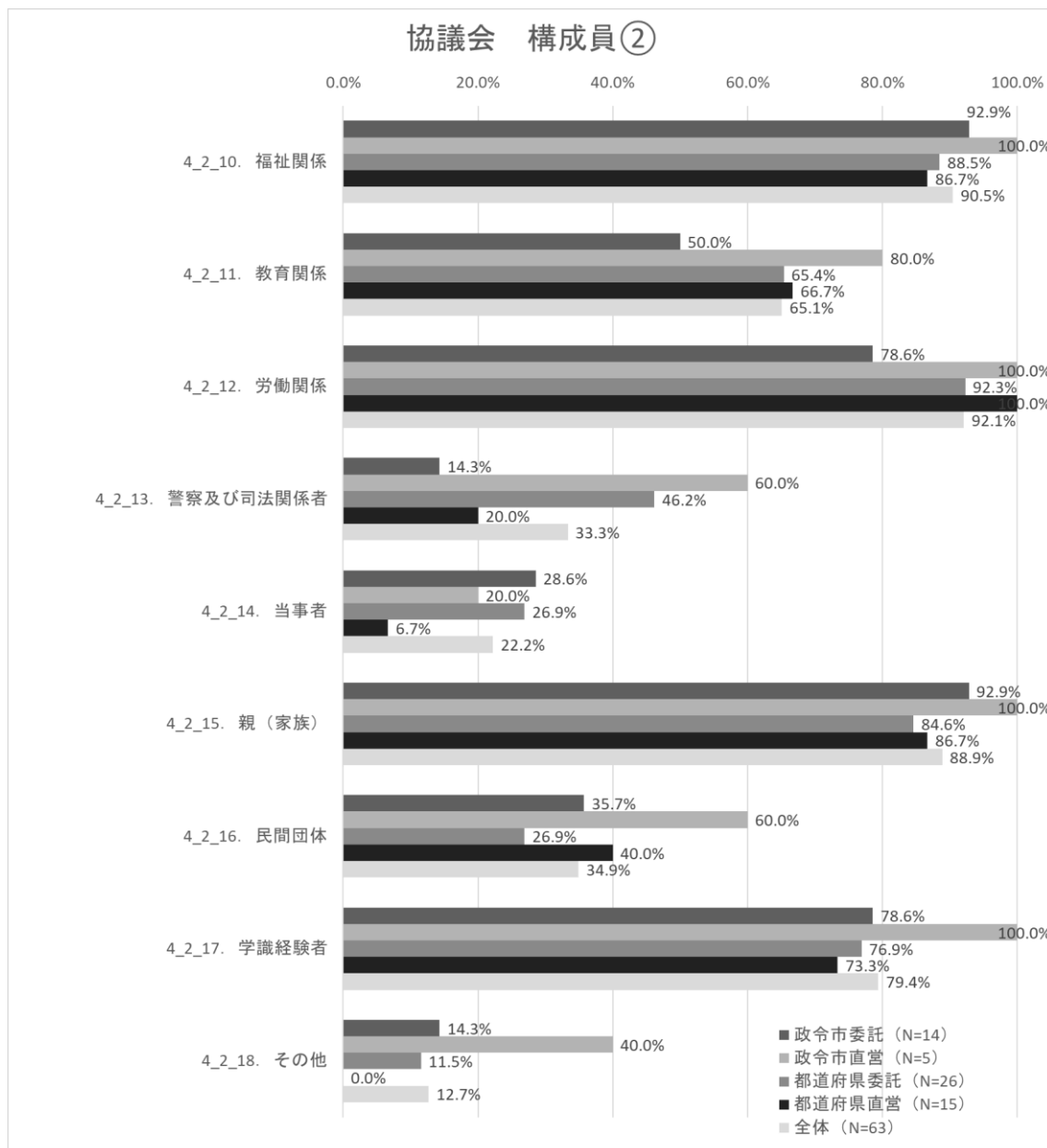
この他、政令市直営と都道府県委託で警察及び司法関係者の割合が他の区分と比べて高い（それぞれ60.0%、46.2%）、都道府県直営で、保健関係の参加が高い（46.7%）傾向がみられた。さらに、政令市と都道府県ともに、民間団体の参加について、直営が委託の自治体を上回っていた（それぞれ60.0%、40.0%）。

管轄人口区分でみると、関係市区町村職員について、人口の多い都道府県で59.1%と、人口の少ない都道府県（36.4%）を大きく上回っていた。保健関係、警察及び司法関係者についても、人口の多い都道府県で50.0%と突出して高い。一方、教育関係、労働関係については、人口の多い政令市で他の区分と比べて割合が低かった（40.0%、70.0%）。

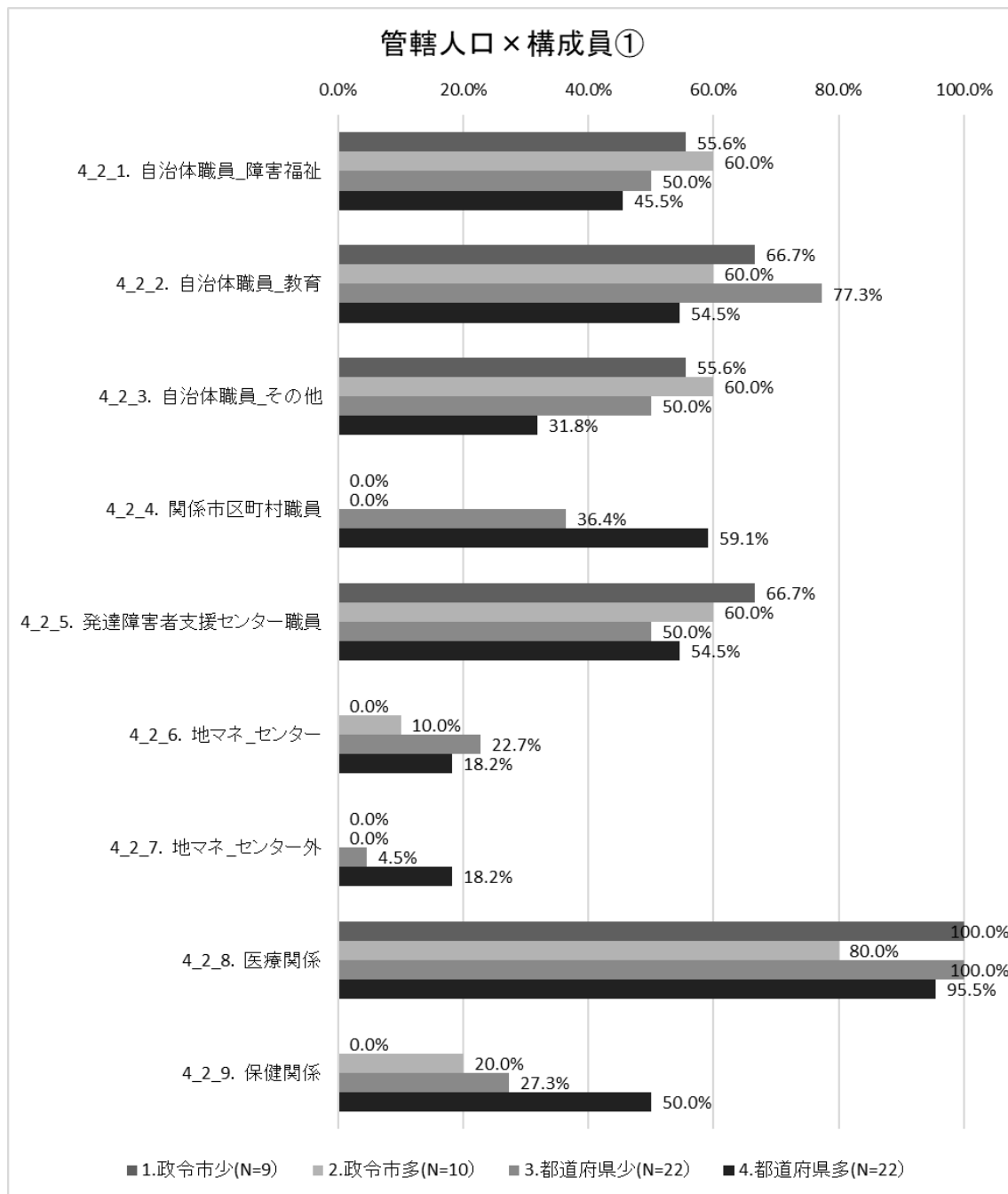
この他、当事者、親（家族）について、政令市・都道府県ともに人口の多い自治体の方が、人口の少ない自治体よりも割合が高く（それぞれ政令市多で30.0%、100.0%、都道府県多では27.3%、95.5%）、逆に、民間団体の参加は、人口の少ない自治体の方が割合は高くなっていた（政令市少55.6%、都道府県少45.5%）。



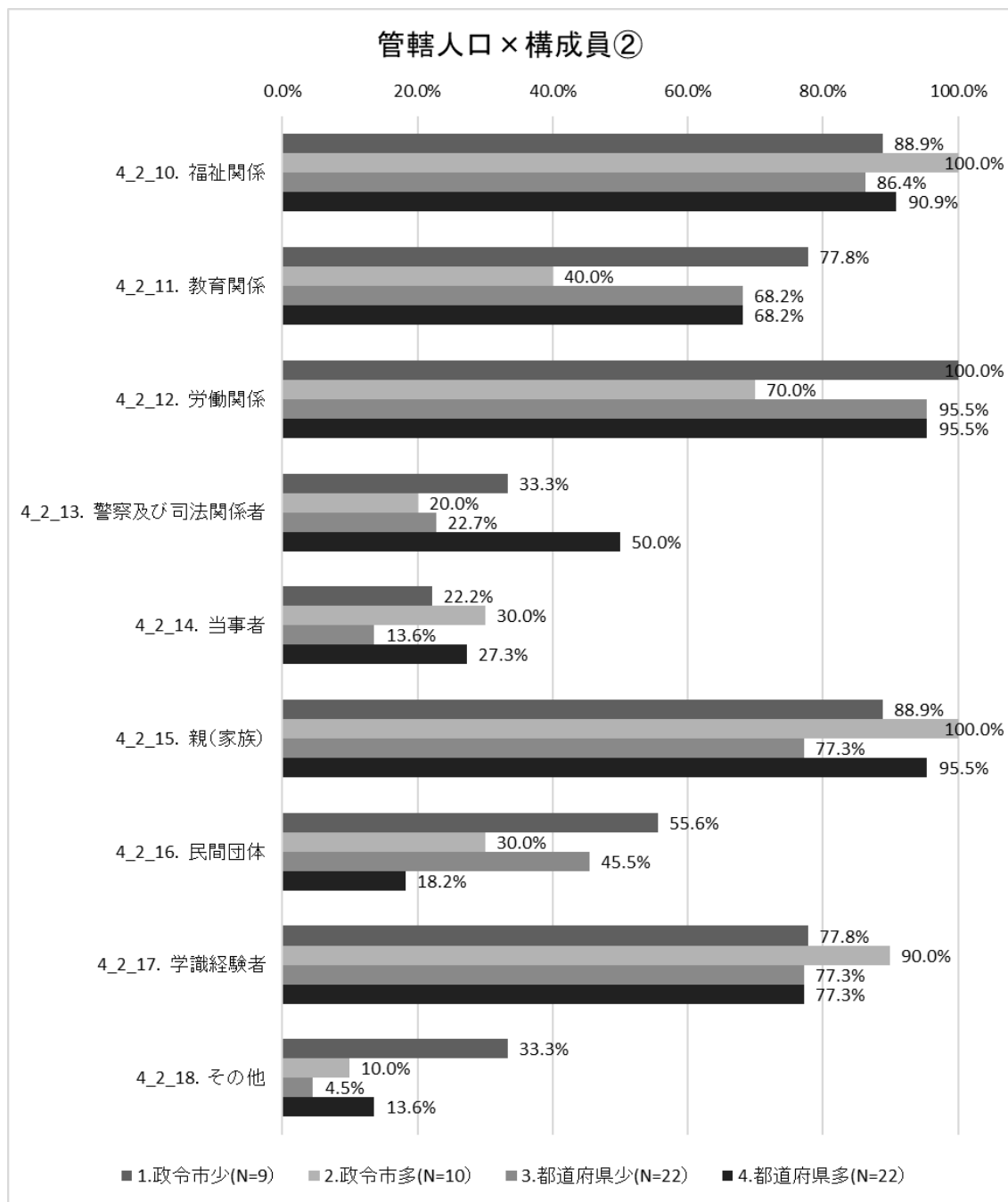
図表 9 協議会構成員の所属割合 (前半)



図表 10 協議会構成員の所属割合（後半）



図表 11 人口区分×協議会構成員の所属（前半）



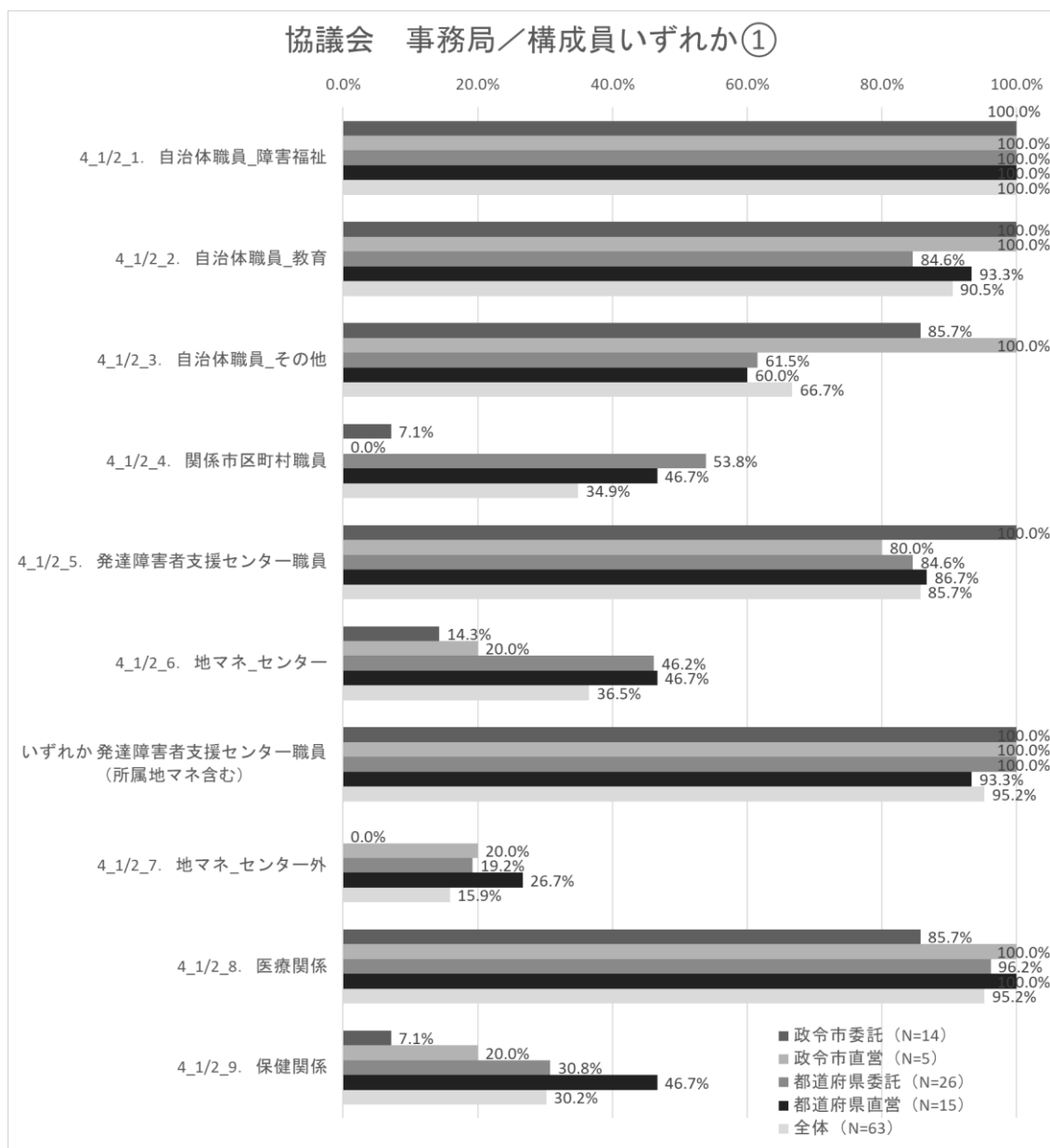
図表 12 人口区分×協議会構成員の所属（後半）

令和5年度の協議会で、事務局メンバーか構成員いずれかで参加があった方の所属をみると、全体について、障害福祉関係部署の自治体職員が100%、センター職員（所属地マネ含め95.2%）、医療関係（95.2%）、労働関係（92.1%）、教育関係の部署の職員（90.5%）、福祉関係（90.5%）、親（家族）（88.9%）と、これらには9割前後の自治体で参加があった。

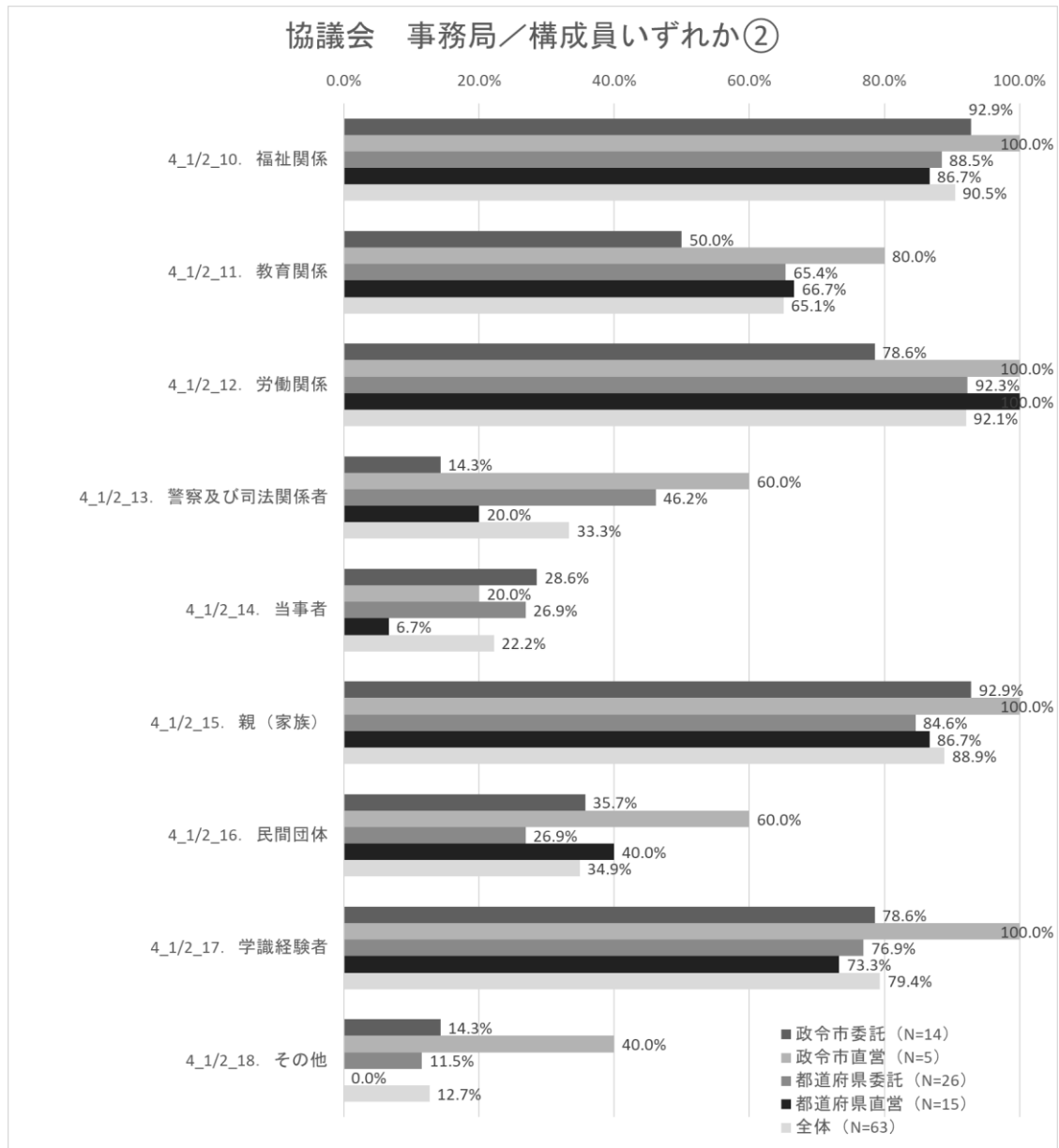
センターの実施主体区分別でみると、「その他」部署の自治体職員について、都道府県と比べて政令市で参加割合が高く、特に直営では100%となっていた。逆に、保健関係者の参加は都道府県の方が政令市よりも高く、特に都道府県直営で46.7%と突出していた。この他、警察及び司法関係者の参加は政令市直営で60.0%と突出しており、政令市委託（14.3%）との差が大きい。民間団体も、政令市と都道府県とともに直営の方が参加割合は高く、政令市直営で60.0%と特に高かった。

管轄人口の区分で見ると、関係市区町村職員について、都道府県のうち人口が多い方が割合は高かった（59.1%）。保健関係についても、政令市、都道府県ともに人口の多い方が高く、都道府県多は他の区分と比べて特に高かった（50.0%）。一方、教育関係、労働関係の参加は、人口の多い政令市で他の区分と比べて割合が低かった（40.0%、70.0%）。

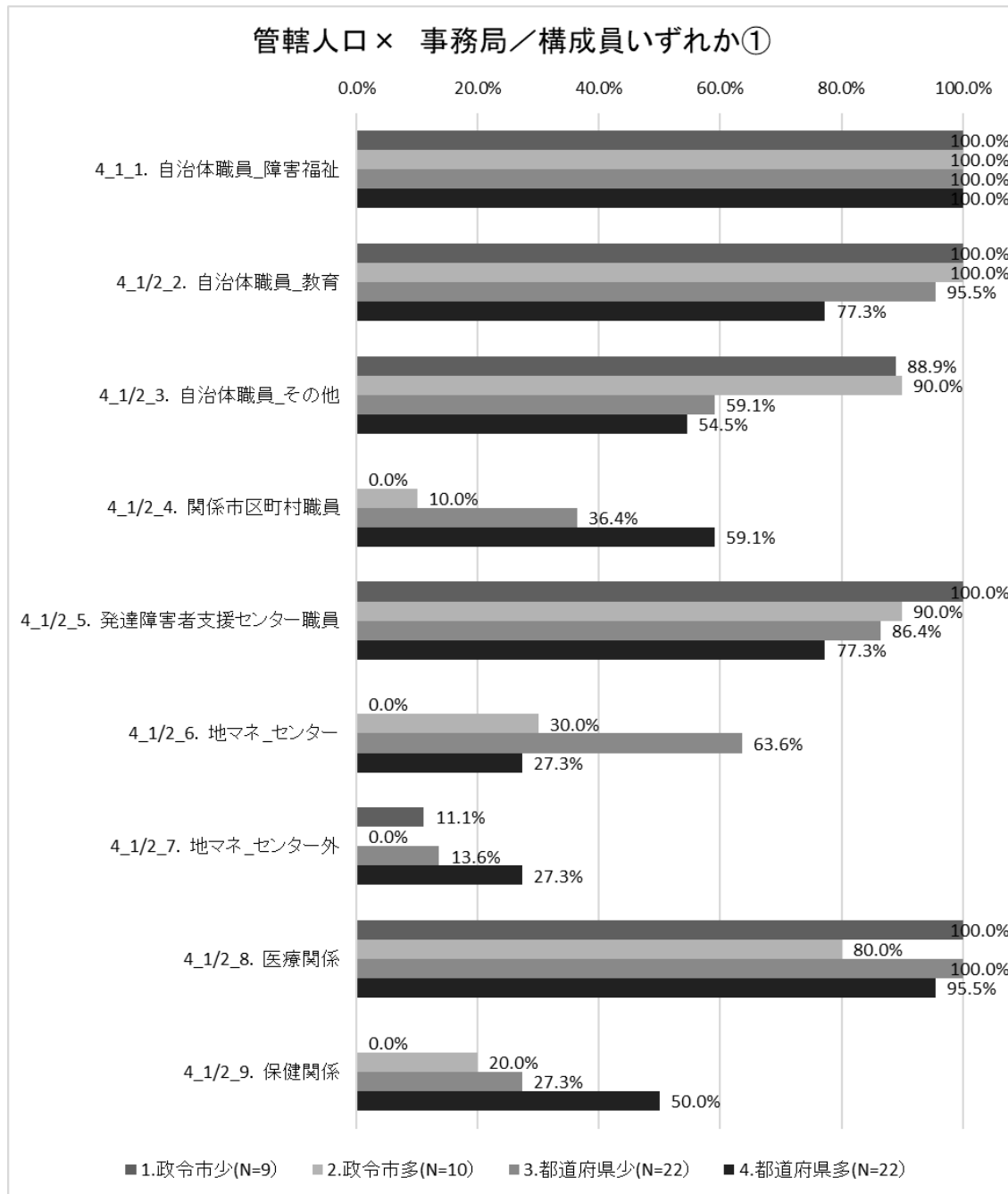
この他、当事者、親（家族）について、政令市、都道府県ともに人口の多い自治体の方が人口の少ない自治体よりも参加割合が高く（それぞれ政令市多で30.0%、100.0%、都道府県多では27.3%、95.5%）、逆に、民間団体の参加は、人口の少ない自治体の方が割合は高くなっていた（政令市少55.6%、都道府県少45.5%）。



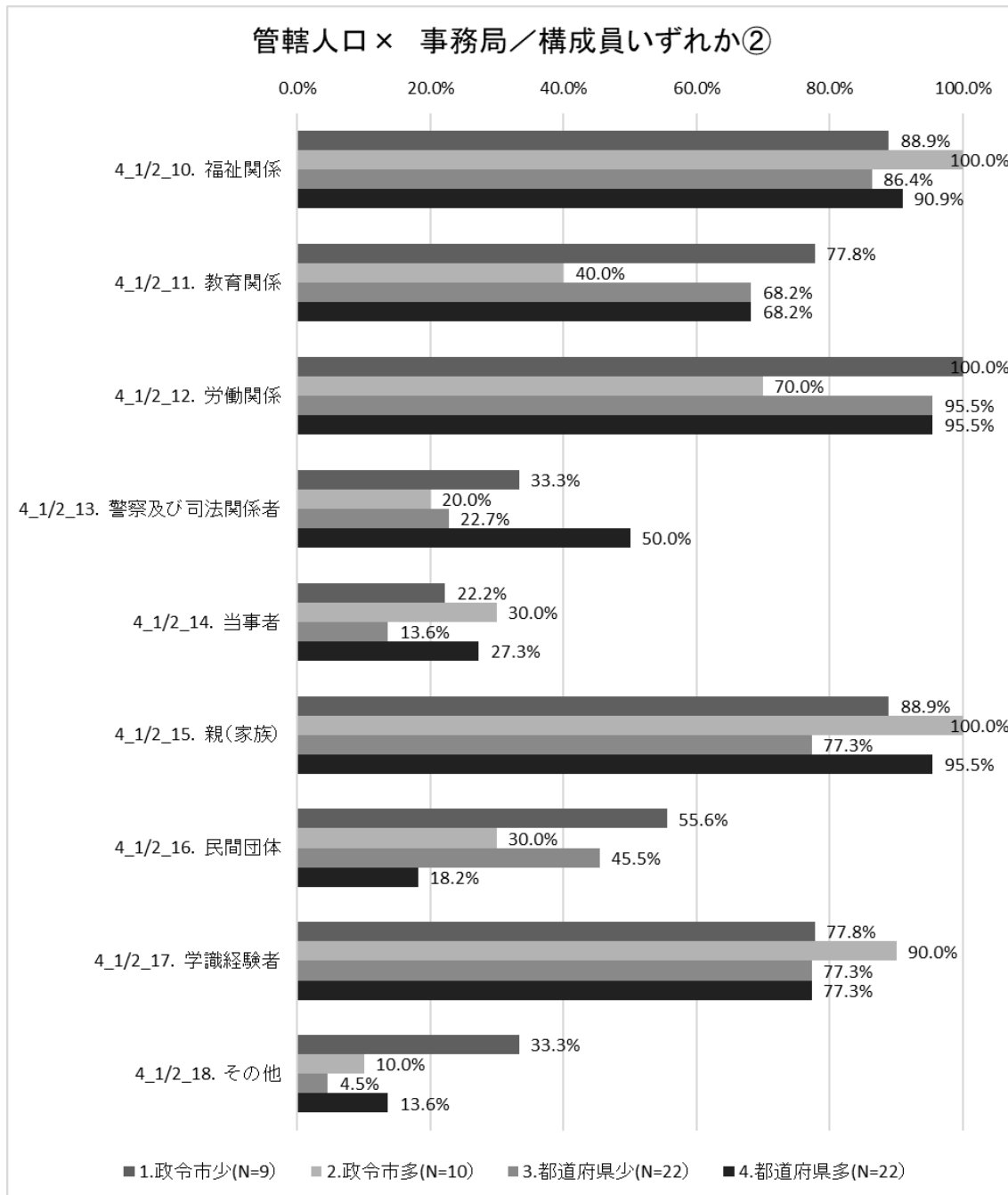
図表 13 協議会の事務局または構成員の所属割合（前半）



図表 14 協議会の事務局または構成員の所属割合（後半）



図表 15 人口区分×協議会の事務局または構成員の所属割合（前半）



図表 16 人口区分×協議会の事務局または構成員の所属割合（後半）

事務局および構成員の合計人数は、全体について中央値が 27.0 人、最大値が 67.0 人、最小値が 14.0 人であった。

センター区分でみると、特に政令市直営で中央値が 31.0 人と高かった。

図表 17 事務局および構成員の合計人数（人）

自治体・センター区分	中央値	最大	最小	度数
政令市委託	26.5	37.0	14.0	14
政令市直営	31.0	38.0	27.0	5
都道府県委託	26.0	67.0	16.0	26
都道府県直営	26.0	44.0	15.0	15
全体	27.0	67.0	14.0	63

人口区分でみると、さほど大きな差はないものの、人口の多い政令市が他の区分よりも中央値が高かった。

図表 18 人口区分×事務局および構成員の合計人数（人）

自治体・人口区分	中央値	最大	最小	度数
政令市少	27.0	38.0	16.0	9
政令市多	30.5	37.0	14.0	10
都道府県少	27.5	43.0	17.0	22
都道府県多	26.0	67.0	15.0	22

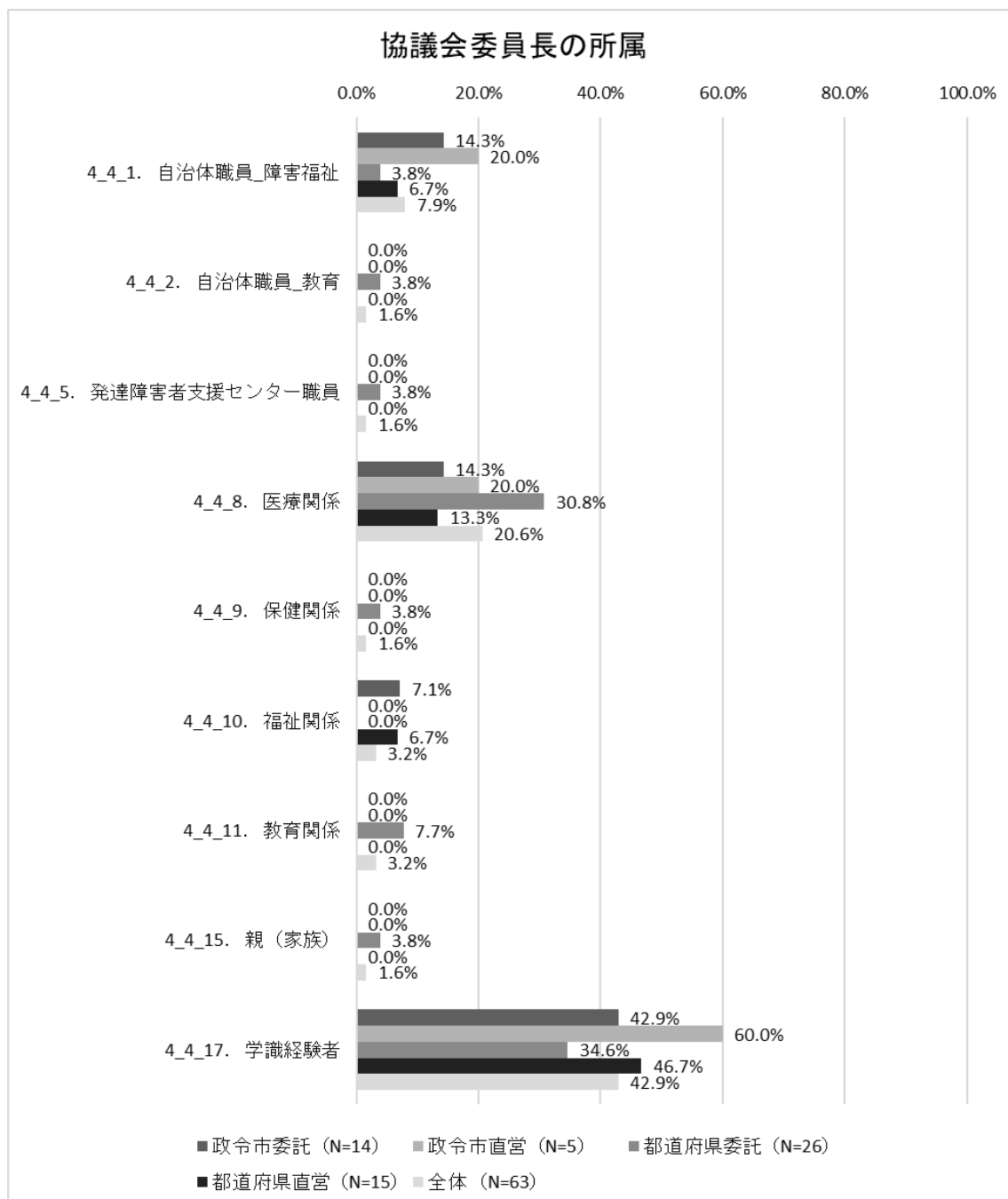
メンバー構成にかかる工夫や経緯についての自由記述回答では、「県内の各圏域・各領域の方にご出席いただき、様々な角度から意見をいただき、好事例を施策に反映できるよう努めている」「ライフステージの境目で支援が途切れない体制作りを重視しており、メンバー構成においても各ライフステージの支援者の人数がバランスよくなるようにした」のように、支援領域やライフステージに沿って関係する領域から選出したという回答が複数みられた。

また、「2016 年の法改正以前から発達障がい児を含む障がい児支援全般に関する協議会を設置しており、構成員については、当時のメンバー構成を原則としつつ、一部法制改正に対応した構成員を追加の上、選定している」「平成 20 年度より特別支援連携協議会と合同開催となっており、共通のメンバー構成」のように、前身となる会議体での参加者をベースとしたという回答もあった。

2.6.1.3 発達障害者支援地域協議会の委員長の所属

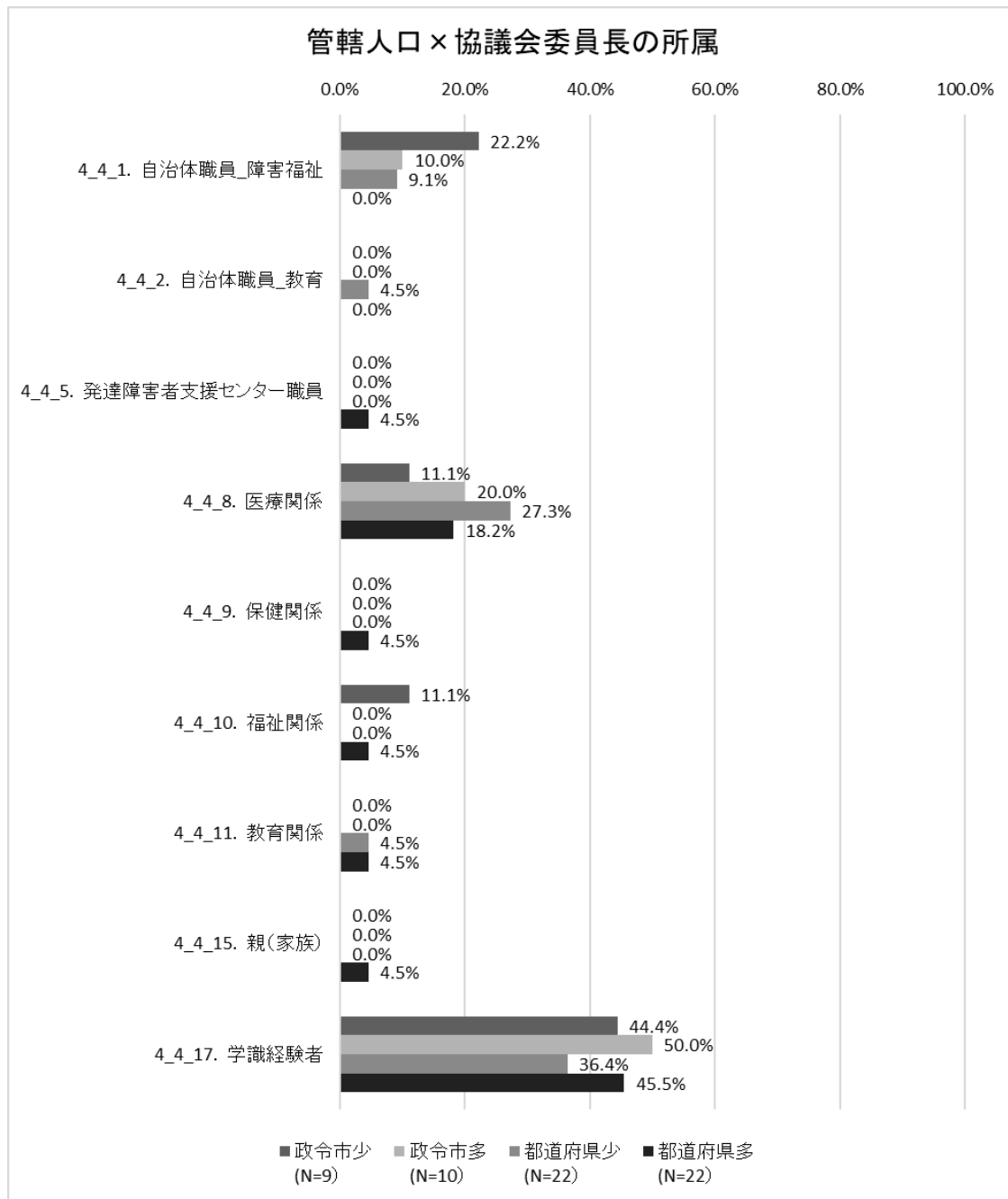
令和5年度の協議会の委員長の所属割合について、全体では学識経験者が42.9%と最も割合が高く、次いで医療関係が20.6%であった。

センター区分や人口区分でさほど大きな差はないが、障害福祉関係の自治体職員が委員長となるケースが政令市で1～2割みられた。



図表 19 協議会の委員長の所属割合⁶

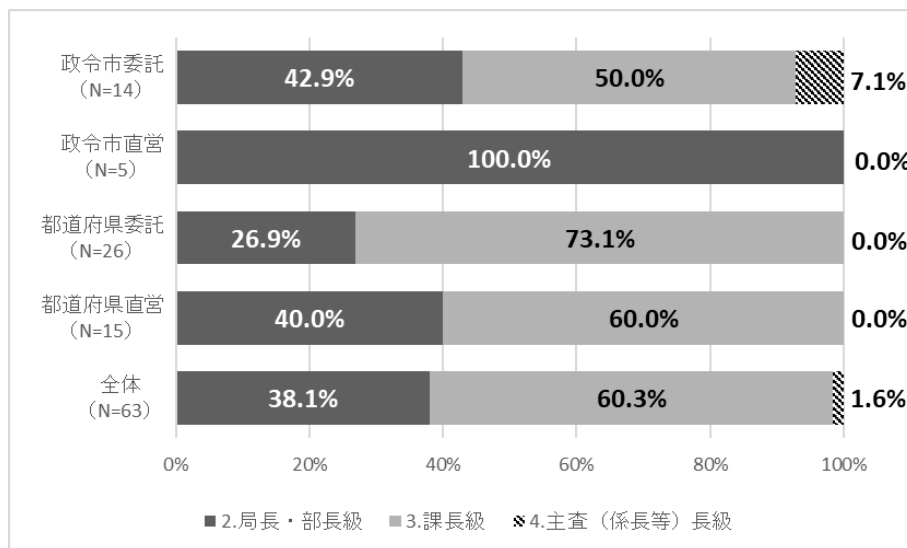
⁶ 3.自治体職員_その他、4.関係市区町村職員、6,7.地マネ、12.労働関係、13.警察及び司法関係、14.当事者、16.民間団体、18.その他 はいずれも0件のため省略



図表 20 人口区分×協議会の委員長の所属割合

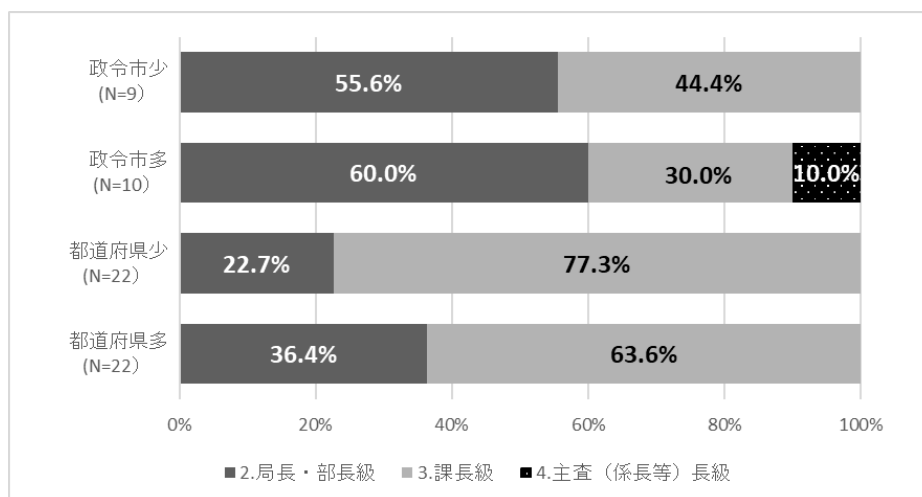
協議会に参加している自治体職員の最高位は、全体では課長級が 60.3%と最も高かった。

センター区分でみると、政令市直営では局長・部長級の参加が 100.0%と他の区分と傾向が異なっていた。この他、主査（係長等）級が最高位という自治体は政令市委託の 1 件だった。



図表 21 協議会に参加している自治体職員の最高位別の割合⁷

なお、人口区分別にみると、都道府県について、管轄人口が多い方が、最高位が「局長・部長級」の割合が約 10 ポイント高かった。



図表 22 人口区分×協議会に参加している自治体職員の最高位別の割合

⁷ 1.副知事級以上、5.役職者の参加はない、はいずれも 0 件のため省略。

2.6.2 発達障害者支援地域協議会の実施頻度・方法

協議会の一年度当たりの開催の頻度について、令和3年度から令和5年度（予定を含む）までの平均回数を尋ねたところ、全体について、中央値で1回、最も多い自治体で4回、最も少ない自治体は0.3回⁸であった。

センター区分別でみると、政令市では中央値で約2回、都道府県では1回と、政令市の方が実施頻度の高い傾向がみられた。

図表 23 協議会の一年度当たり開催の頻度（R3～5年度平均）（回）

自治体・センター区分	中央値	最小値	最大値	度数
政令市委託	1.8	1.0	3.0	14
政令市直営	2.0	1.0	2.0	5
都道府県委託	1.0	1.0	4.0	25
都道府県直営	1.0	0.3	3.0	15
全体	1.0	0.3	4.0	62

人口区分別でみると、政令市について、管轄人口の多い政令市で中央値が2.0と、管轄人口の少ない政令市と比べて開催頻度が高い傾向がみられた。

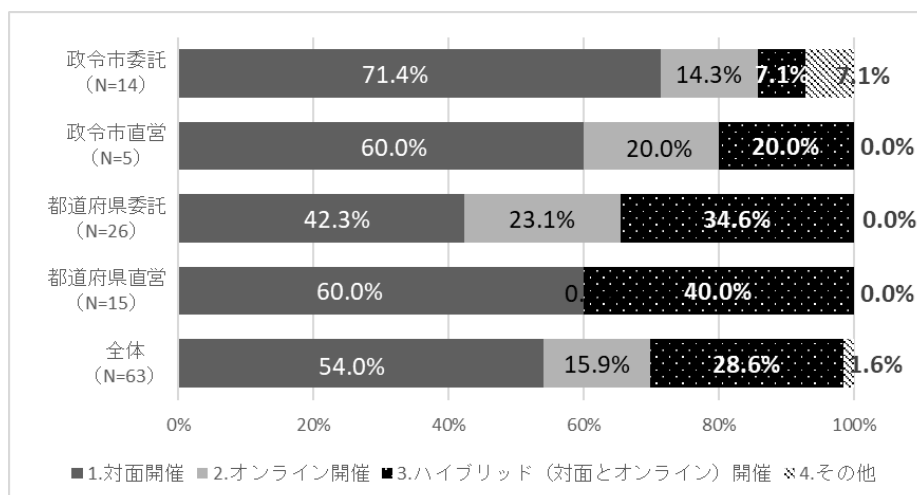
図表 24 人口区分×協議会の一年度当たり開催の頻度（R3～5年度平均）（回）

自治体・人口区分	中央値	最小値	最大値	度数
政令市少	1.6	1.0	3.0	9
政令市多	2.0	1.0	2.0	10
都道府県少	1.0	0.3	4.0	21
都道府県多	1.0	1.0	4.0	22

⁸ 一年度当たり開催の頻度としてR3～5年度平均を尋ねたため、小数点以下が含まれている。1未満の自治体（全体のうち2件。いずれも0.3回）は、開催していない年度があるためと考えられる。なお、そうした数値の影響を考慮し、中央値を用いた。

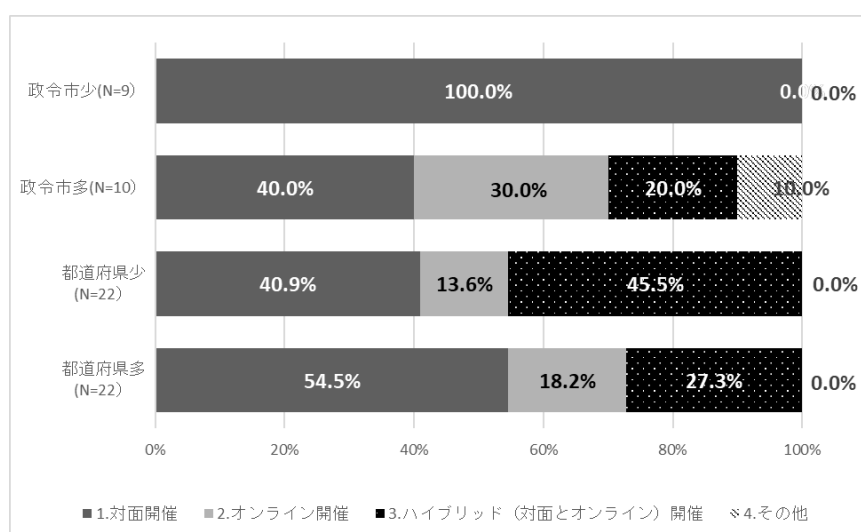
協議会の今後の主な開催方法では、全体について 54.0%が対面のみでの開催を行う予定と回答していた。

センター区分別でみると、政令市委託で、対面開催が 71.4%と他の区分より高かった。対して、都道府県委託では 42.3%と、他の区分と比べて低くなっていた。都道府県直営ではオンライン単体は 0%で、ハイブリッド開催が 40.0%にのぼっていた。



図表 25 協議会の今後の主な開催方法

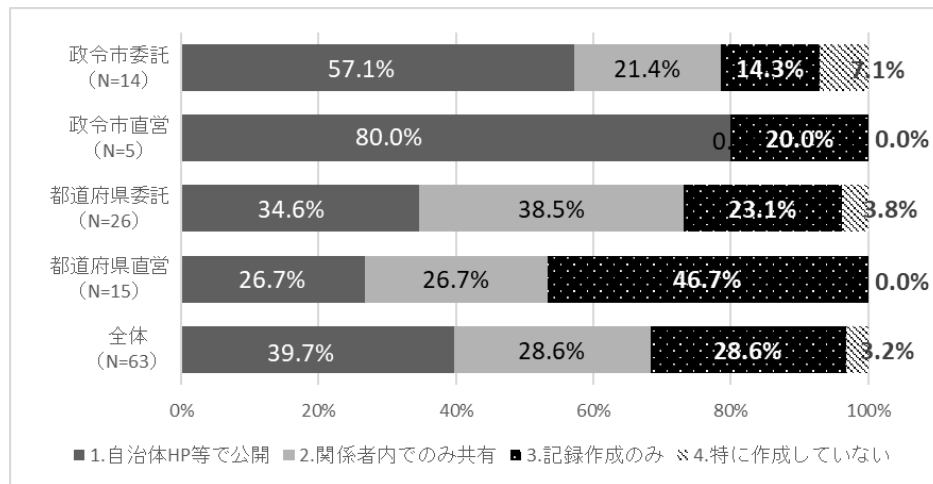
人口区分別でみると、管轄人口の少ない政令市全てが対面開催と回答していた。一方、管轄人口の多い政令市では、計 50%がオンラインないしハイブリッド開催としていた。また、都道府県についてみると、人口の多少にかかわらず対面ないしハイブリッド開催が 8 割以上にのぼったが、人口が多い方が対面のための割合が高かった (54.5%)。



図表 26 人口区分×協議会の今後の主な開催方法

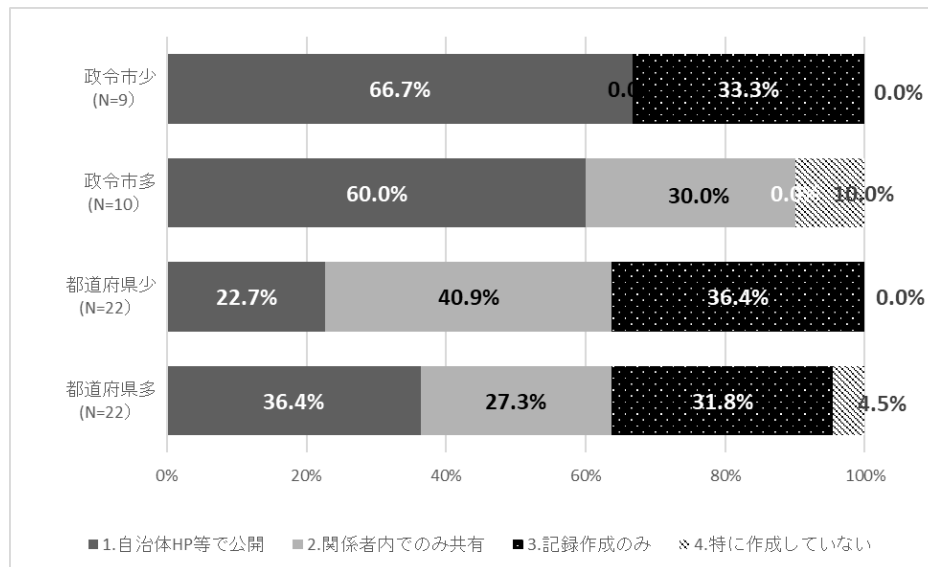
協議会の開催後の報告書や議事録等の作成・公開状況では、全体について、「自治体 HP 等で公開」が 39.7%と最も割合が高かった。一方、記録作成のみという回答も 28.6%あった。

センター区分別にみると、HP 等での公開割合は全体的に政令市の方が都道府県と比べて高く、政令直営では 80.0%にのぼっていた。



図表 27 協議会開催後の報告書、議事録等の公開有無

人口区分別にみると、管轄人口の多い政令市では、HP 等で公開が 60.0%、関係者内でのみ共有が 30.0%と、合計して 90%が関係者以上での共有を行っていた。都道府県では、管轄人口の多い方が、HP 等での公開割合は高かった（36.4%）。



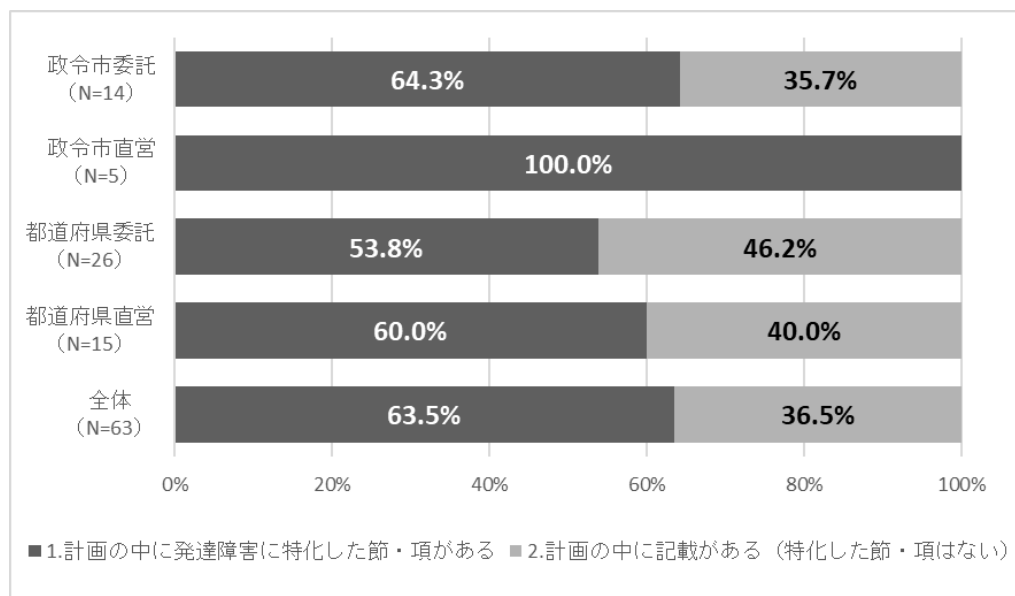
図表 28 人口区分×協議会開催後の報告書、議事録等の公開有無

2.6.3 各自治体における発達障害者支援にかかる計画との関わり

2.6.3.1 各自治体における発達障害者支援にかかる計画の有無

障害福祉計画や障害児福祉計画等（直近で策定された計画等）に、発達障害者支援にかかる記載があるかを尋ねた項目では、どの自治体でも記載はあるとの回答だったが、「計画の中に発達障害に特化した節・項がある」は全体の 63.5%であった。

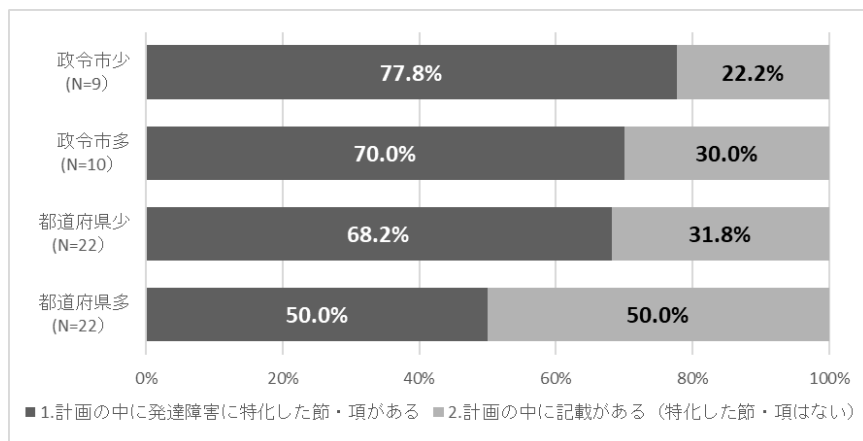
センター区分別にみると、「計画の中に発達障害に特化した節・項がある」は、政令市直営で 100.0%だった。一方、都道府県委託では 53.8%と、他の区分と比べてやや低かった。



図表 29 障害福祉計画・障害児福祉計画等における発達障害の位置づけ⁹

⁹ 3.計画の中に特に記載はない、4.その他 はいずれも 0 件のため省略

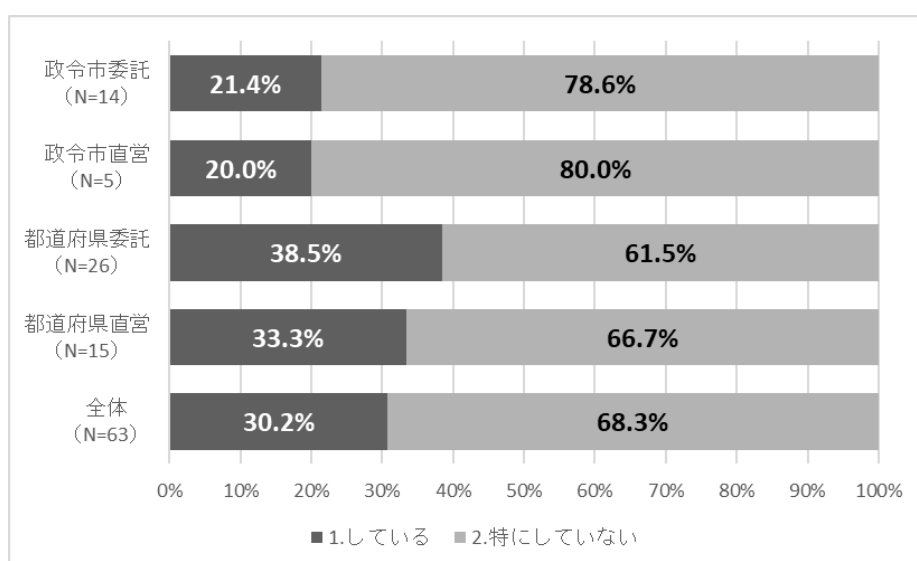
人口区分別にみると、政令市、都道府県いずれも管轄人口の少ない自治体の方が、「計画の中に発達障害に特化した節・項がある」と回答した割合を上回っていた。特に、都道府県では 68.2%と、管轄人口の少ない自治体に比べて 2 割弱高かった。



図表 30 人口区分×障害福祉計画・障害児福祉計画等における発達障害の位置づけ

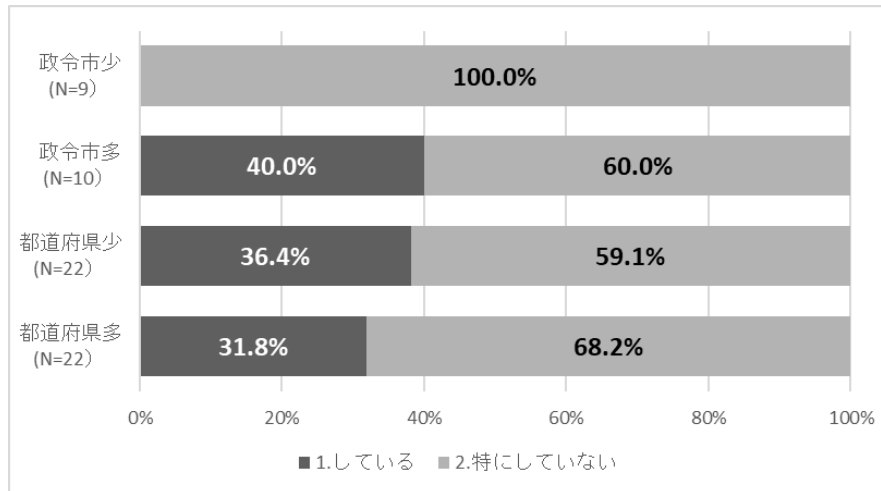
障害福祉計画や障害児福祉計画に関して、あるいは計画とは別個に、発達障害者支援に関わる具体的な実施計画（プラン等）を設定しているかを尋ねたところ、全体の 30.2%で具体的な実施計画を設定しているとの回答があった。

センター区分別にみると、具体的な実施計画を設定している割合は、政令市では 20%程度であるのに対し都道府県では 30%以上であり、特に都道府県委託では 38.5%と、他の区分と比べても高かった。



図表 31 発達障害者支援に関わる具体的な実施計画の設定

人口区分別にみると、発達障害者支援に関わる具体的な実施計画を設定している割合は、管轄人口の少ない政令市では0%だったが、それ以外の区分では3～4割が設定していると回答していた。



図表 32 人口区分別の発達障害者支援に関わる具体的な実施計画の設定

2.6.3.2 各自治体における発達障害者支援にかかる計画への協議会の関わり

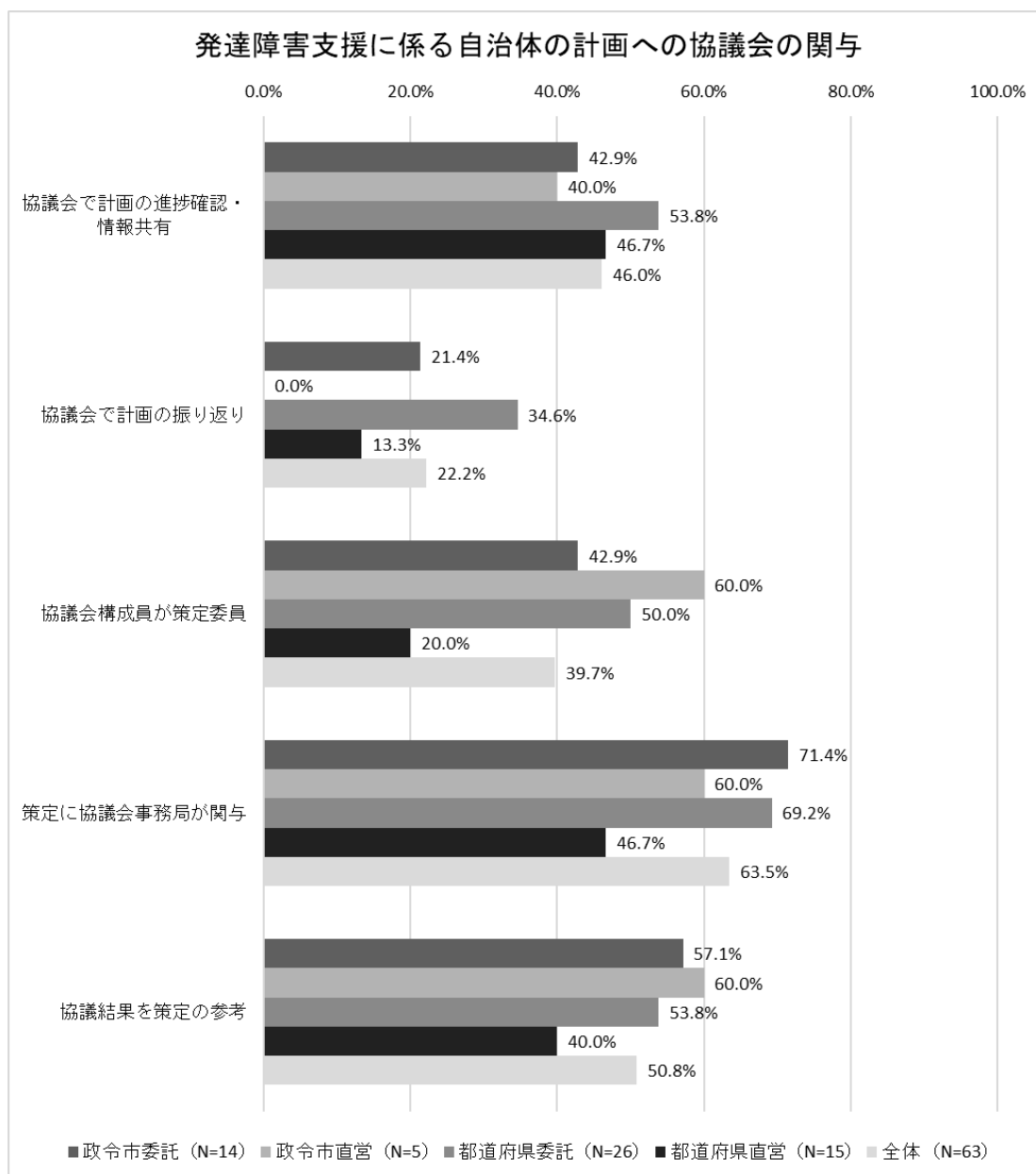
自治体に発達障害者支援にかかる計画等がある場合、それに対する協議会の関わりとして、「1. 協議会で計画の進捗確認・情報共有を行っている」「2. 協議会で計画の振り返りを行っている」「3. 計画策定において、協議会の構成員が委員として関わっている」「4. 計画策定に協議会の事務局が関わっている」「5. 協議会での協議の結果を計画策定の参考にしている」の5つについて尋ねた。

全体について、最も実施率が高かったのは「4. 計画策定に協議会の事務局が関わっている」（63.5%）であり、続いて、「5. 協議会での協議の結果を計画策定の参考にしている」（50.8%）が5割を超えていた。これに対して、「2. 協議会で計画の振り返りを行っている」は22.2%にとどまっていた。

センター区分別にみると、センターを委託している自治体で、政令市、都道府県いずれも、策定に協議会事務局が関与している割合（71.4%、69.2%）や、協議会で計画の振り返りをしている割合（21.4%、34.6%）が、直営の自治体よりも高かった。都道府県委託では、協議会で計画の進捗確認・情報共有をしている割合も53.8%と、他の区分を上回っていた。

一方、政令市直営では、協議会構成員が策定委員である割合が60.0%と、他の区分と比べて高く、結果を策定の参考にしている割合も60.0%と高かった。一方、協議会で計画を振り返っている割合は0%であった。

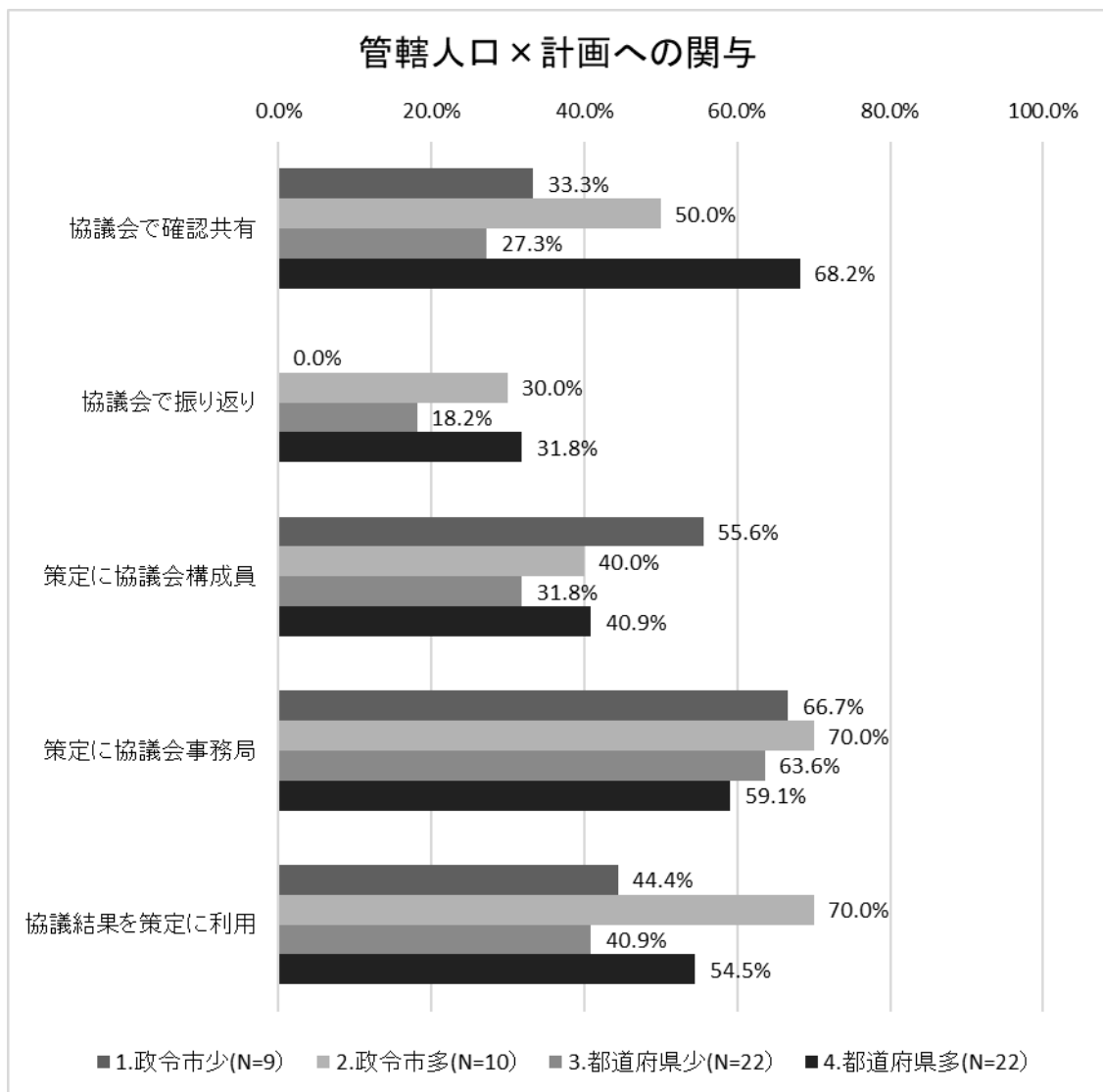
都道府県直営は、協議会での計画の進捗確認・情報共有を除き、全体的に他の区分と比べて計画に関与している割合が低い傾向がみられた。



図表 33 発達障害者支援に関する計画等への協議会の関与の有無

管轄人口区分別でみると、政令市と都道府県ともに、管轄人口の多い自治体において、協議会で計画等の確認共有を行っている割合（50.0%、68.2%）、協議会で振り返りを行っている割合（30.0%、31.8%）、協議結果を策定に利用している割合（70.0%、54.5%）が、人口の少ない自治体よりも大幅に高かった。

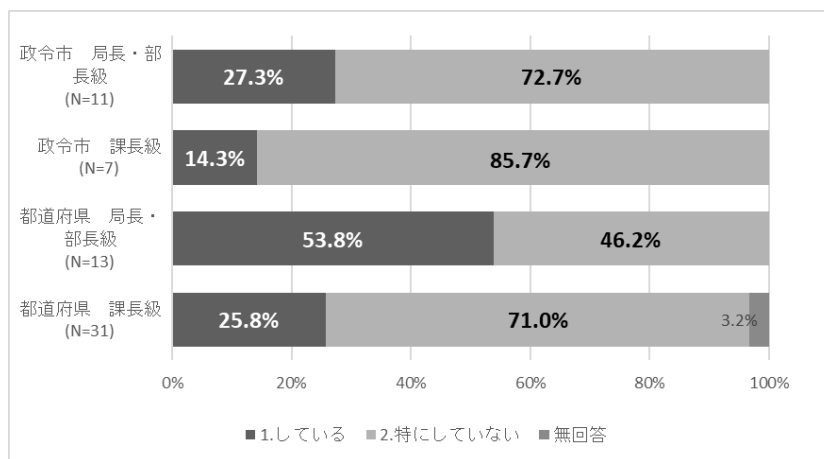
一方、管轄人口の少ない政令市では、計画の策定に協議会の構成員が参加している割合は55.6%と、他の区分と比べて高かった。管轄人口の少ない都道府県では、策定に協議会事務局が関わっている割合（63.6%）を除き、全体的に他の区分と比べて計画に関与している割合が低い傾向がみられた。



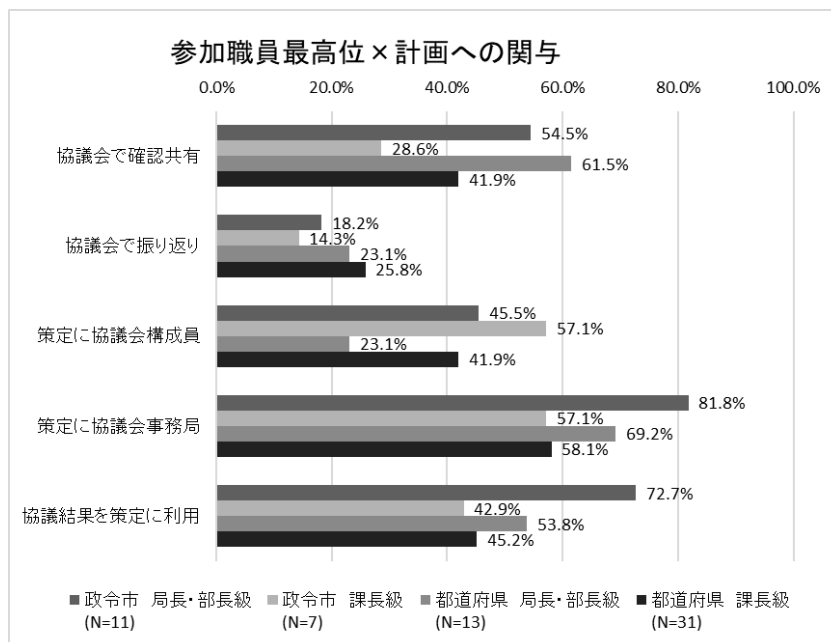
図表 34 人口区分×発達障害者支援に関する計画等への協議会の関与の有無

協議会に参加している自治体職員の最高位¹⁰別に、自治体の発達障害者支援に関わる具体的な計画の設定状況や、協議会による計画等への関与状況を確認した。結果、協議会に局長・部長級の職員が参加している自治体の方が、政令市・都道府県ともに、発達障害者支援の具体的な実施計画を設定している割合が高かった（図表 35）。

協議会による計画への関与についても、「協議会で計画の振り返りを行っている」、「計画策定において協議会構成員が委員として関わっている」を除いて、都道府県と政令市のいずれも、全体的に、局長・部長級の参加のある自治体の方が実施率は高かった。特に政令市では、策定に協議会事務局が関わっている割合が 81.8%、協議結果を策定に利用している割合は 72.7%にのぼっていた（図表 36）。



図表 35 参加職員最高位×発達障害者支援に関わる具体的な実施計画の設定

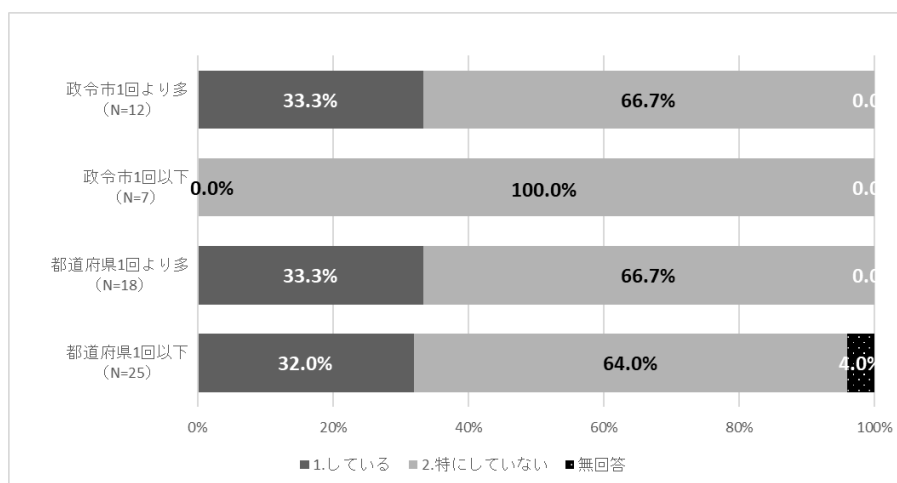


図表 36 参加職員最高位×発達障害者支援に関する計画等への協議会関与の有無

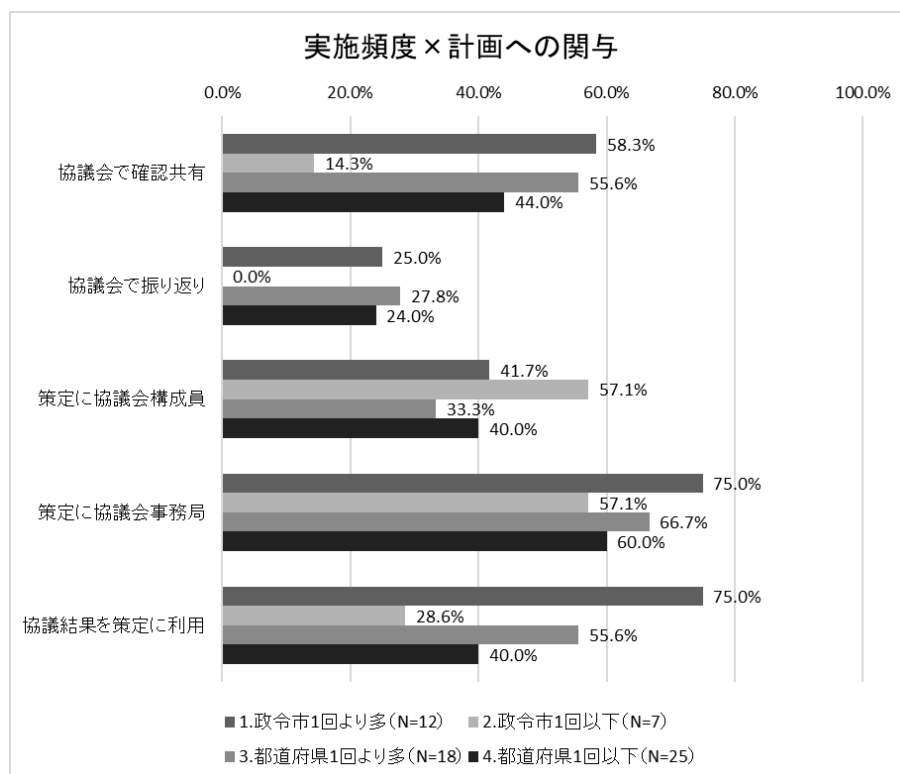
¹⁰ 係長級は回答が 1 件のため省略した。また、副知事級以上、役職者参加なしも 0 件のため省略。

加えて、協議会の1年度当たりの開催回数（R3～5年度平均）について、1回よりも多く実施している自治体と、1回以下の自治体とで区分し、同様に結果を確認した。結果、1回以下の政令市では、発達障害者支援に関する具体的な計画を設定している割合が0%と、その他の区分（いずれも30%強）よりも低かった。

協議会による計画への関与をみると、「計画策定において協議会構成員が委員として関わっている」を除いて、政令市、都道府県いずれも、実施頻度が1回よりも多い自治体の方が協議会による計画への関与割合が高く、特に政令市で差が大きかった。



図表 37 実施頻度×発達障害に関わる具体的な実施計画の設定



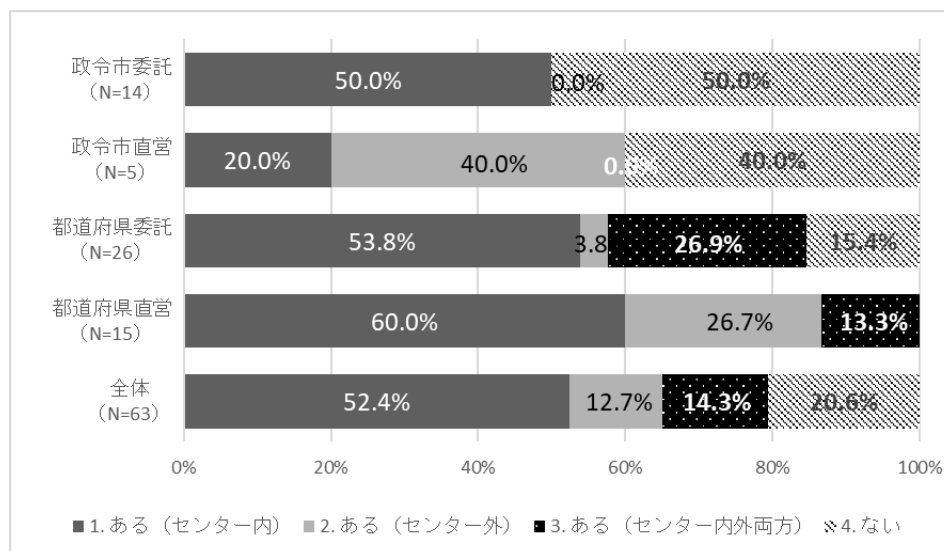
図表 38 実施頻度×発達障害に関わる具体的な実施計画の設定

2.6.4 基礎自治体、他協議会等にかかる取り組み

2.6.4.1 地域支援マネジャーの設置状況

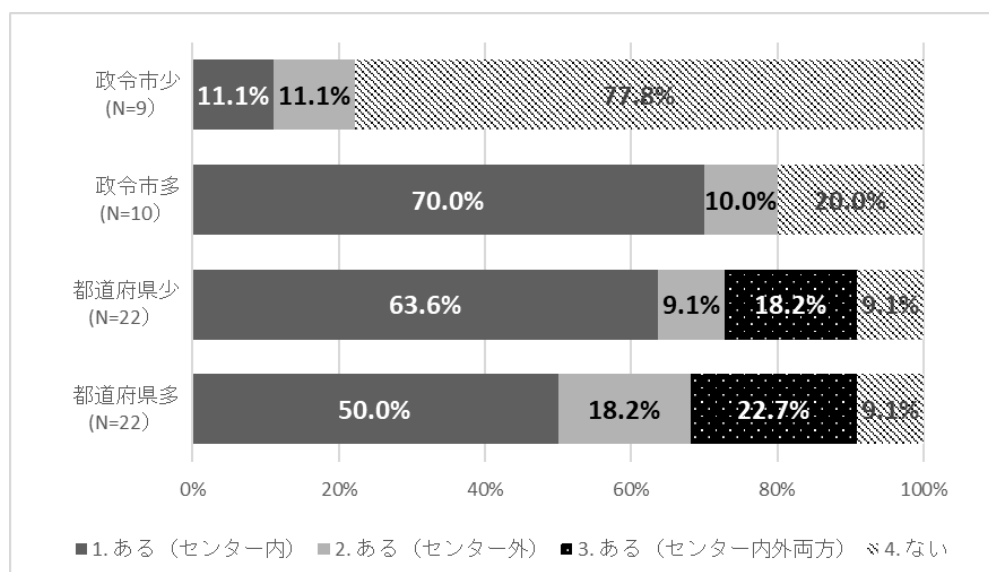
地域支援マネジャーの設置状況については、全体の 79.4% で設置があり、センター内の設置が 52.4%（センター内外両方に設置を含めると 66.7%）であった。

センター区分別にみると、政令市での設置は 5～6 割で、特に直営の自治体でセンター外での設置が多かった。都道府県では、直営では全ての自治体で設置があると回答していた。



図表 39 地域支援マネジャーの設置状況

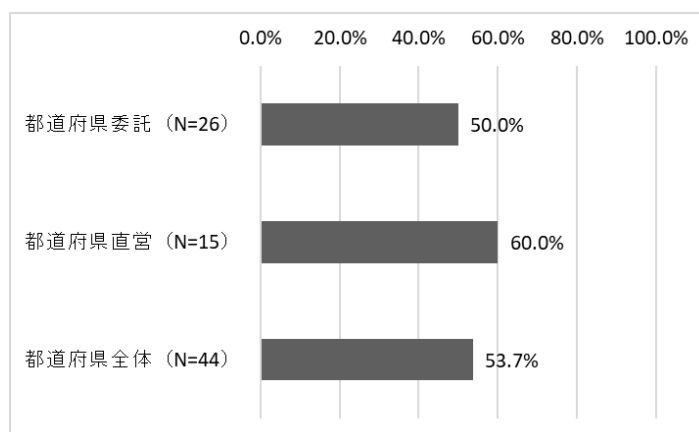
人口区分別では、管轄人口の少ない政令市では設置が少なかった（合計 22.2%）。管轄人口の多い都道府県ではセンター外での設置が 18.2% とやや高かった。



図表 40 人口区分×地域支援マネジャーの設置状況

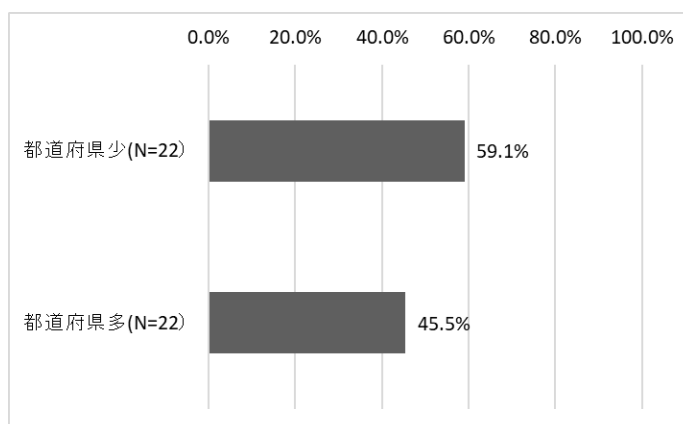
2.6.4.2 基礎自治体との関わり

都道府県のみを対象として、基礎自治体での支援等状況について定期的に情報収集を行う機会を設けているかを尋ねたところ、全体では 53.7%、都道府県委託で実施率が 50.0%、都道府県直営では 60.0%と、直営の方が実施率が高かった。



図表 41 基礎自治体の情報収集を行う機会の設定状況

管轄人口区別にみると、管轄人口の少ない都道府県が 59.1%と、人口の多い都道府県（45.5%）と比べて実施率が高かった。



図表 42 人口区分×基礎自治体の情報収集を行う機会の設定状況

その他、基礎自治体との連携について自由記述で尋ねたところ、「センターに加え 5 か所のブランチを設置し、各地域において機関支援を実施している」「県内市町村に発達障害者支援コーディネーターを配置。センターが発達障害者支援コーディネーターをバックアップ。コーディネーター会議を開催（R5 は 5 回開催予定）」等、地域支援マネージャーや、ブランチ、独自に設置したコーディネーター等を介して情報収集・共有を行っているという回答がみられた。

また、「自立支援協議会において、市町村の発達障害児者の支援体制状況を共有把握」「年 1 回、市町の障害福祉主管課、発達支援主管課を対象とした連絡会を開催」

「市町村、保健福祉事務所、児童相談所、相談支援事業所及び自閉症児者親の会等関係機関の調整・検討会議や、自立支援協議会等に参加し、地域の支援体制の充実に協力している。また、地域関係機関等の支援者向けに支援力向上研修を実施している」のように、各種会議の実施や研修を行っているという回答や、「必要に応じて全市町に照会を行っている」といった回答もあった。

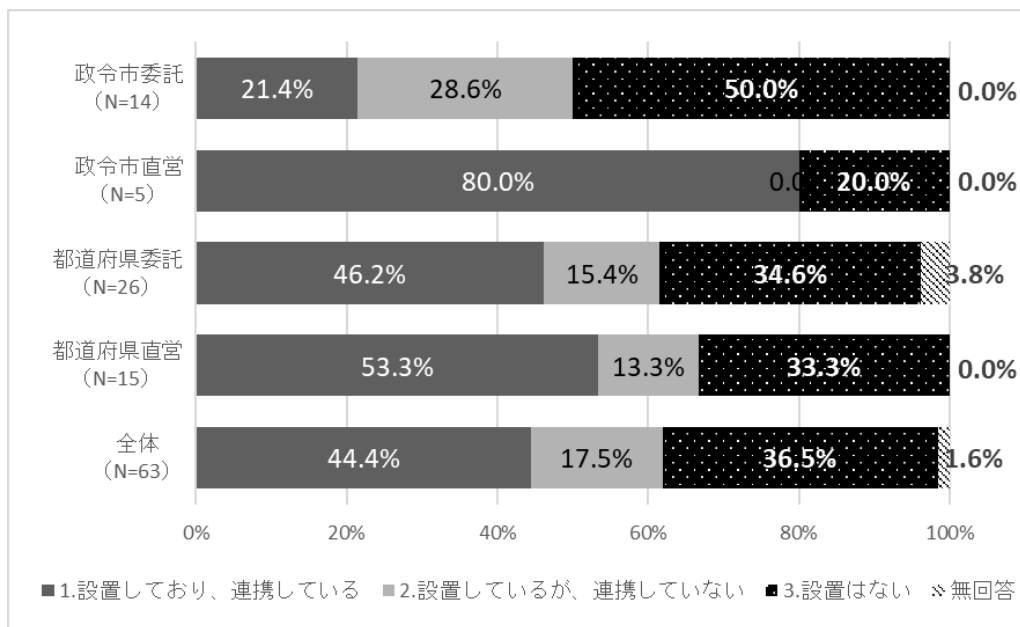
2.6.4.3 特別支援連携協議会（それに準ずるもの含む）の設置・連携状況

発達障害者支援地域協議会の設置にかかる要綱では、「（ウ）事業内容」に、「協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る」との記載がある。

この「特別支援連携協議会」は、文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成 29 年 3 月）にて、「都道府県レベル及び市町村レベルでの教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワーク」として言及されている。これは原則として都道府県に設置が求められたものであるが、本調査票では、上記に準じた活動を行っている協議会であれば名称は問わないものとして、設置状況と連携状況を尋ねた。

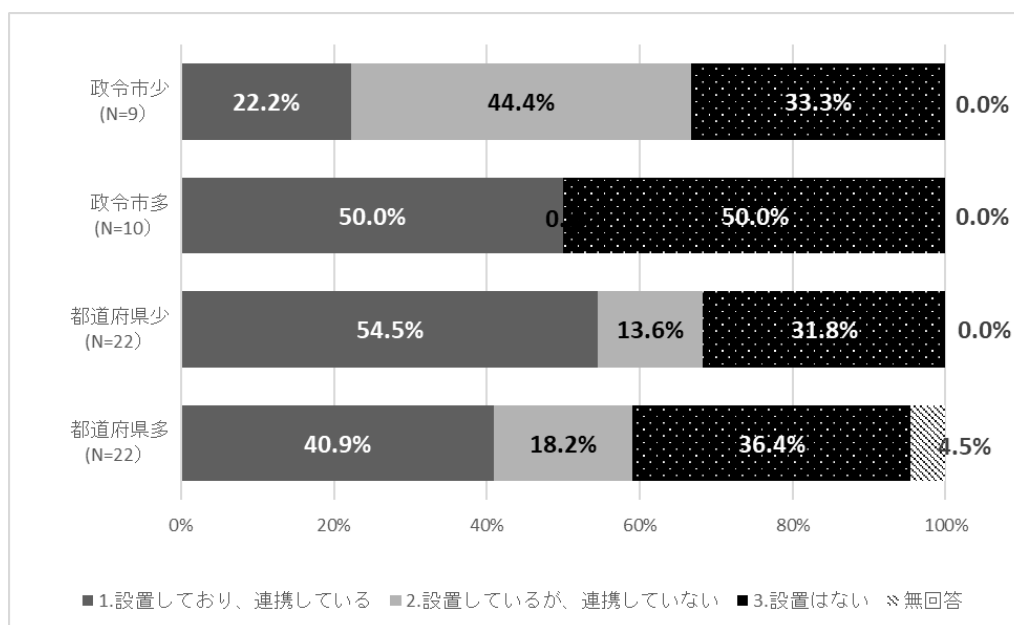
結果、全体では「1.設置しており、連携している」が 44.4%、「2.設置しているが、連携していない」が 17.5%であった。

センター区分別でみると、政令市委託を除き、設置をしている場合は連携もしているという自治体が多くみられた。



図表 43 自治体における特別支援連携協議会等の設置・連携状況

管轄人口区別にみると、人口の少ない政令市では「1.設置しており、連携している」割合が22.2%と、他の区分と比べて低かった。都道府県では、人口の少ない方が「1.設置しており、連携している」が54.5%と、人口の多い自治体よりも割合が高かった。



図表 44 人口区分×自治体における特別支援連携協議会等の設置・連携状況

2.6.5 協議会での議題

2.6.5.1 直近３年度の議題の設定状況

直近３年度（R3～R5 年度¹¹）の協議会で議題に挙げたテーマ¹²を尋ねたところ、全体の上位５位は「26.発達障害者支援センターの活動状況」（74.6%）、「7.相談支援体制（児童）」（50.8%）、「14.学校教育」（46.0%）、「18.就労支援」（42.9%）、「24.発達障害に関する周知・啓発活動」（41.3%）であった。

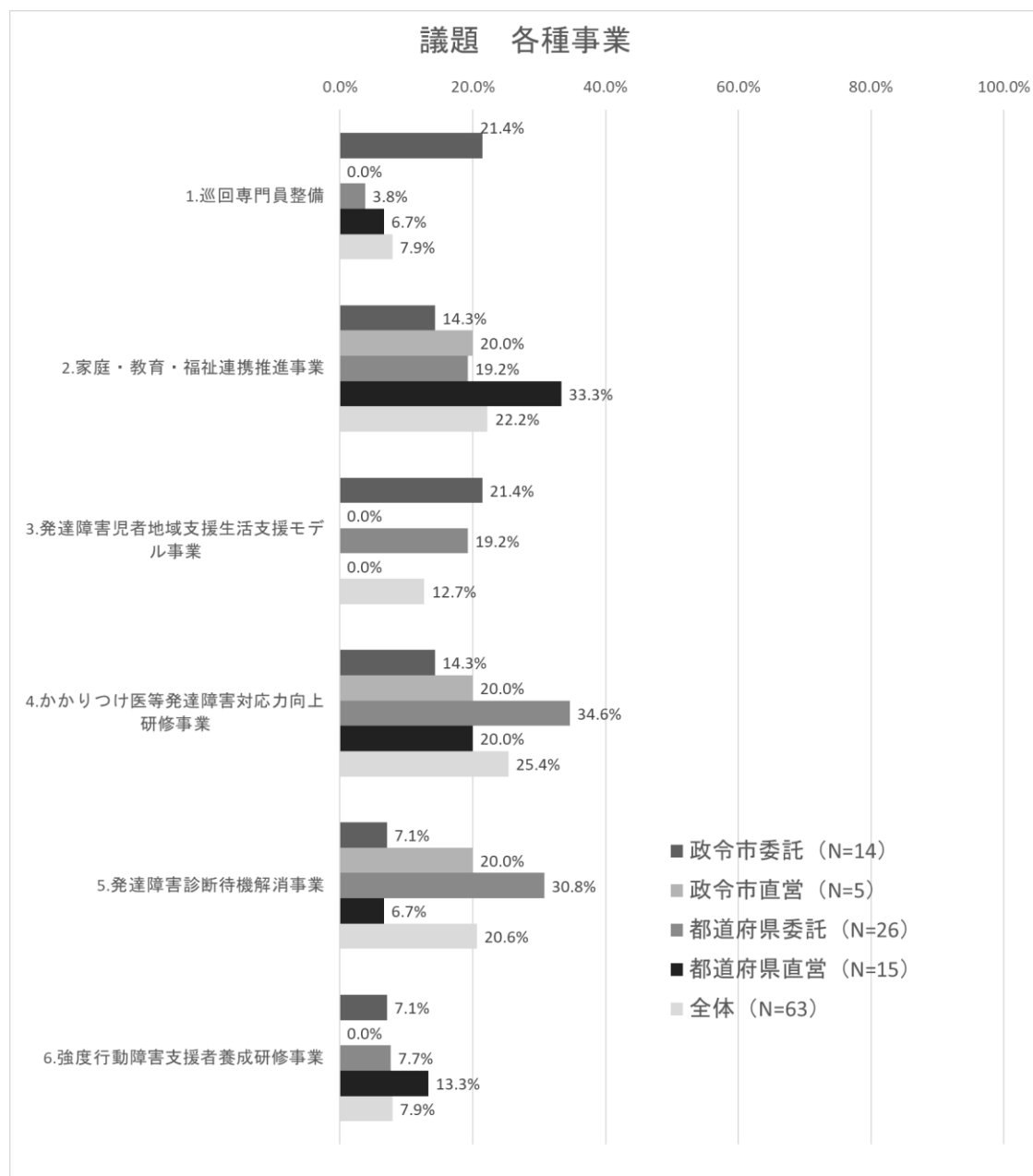
センター区分でみると、政令市直営で２位に「9.母子保健」（60.0%）が入り、都道府県では「12.発達障害児者および家族支援事業（ペアレントトレーニング等）」（委託 46.2%、直営 40.0%）が３位に入っていた。さらに、都道府県委託では「27. 地域における支援連携体制（46.2%）も同率３位に入っていた。

図表 45 ３年間（R3～R5）の設定議題上位５位

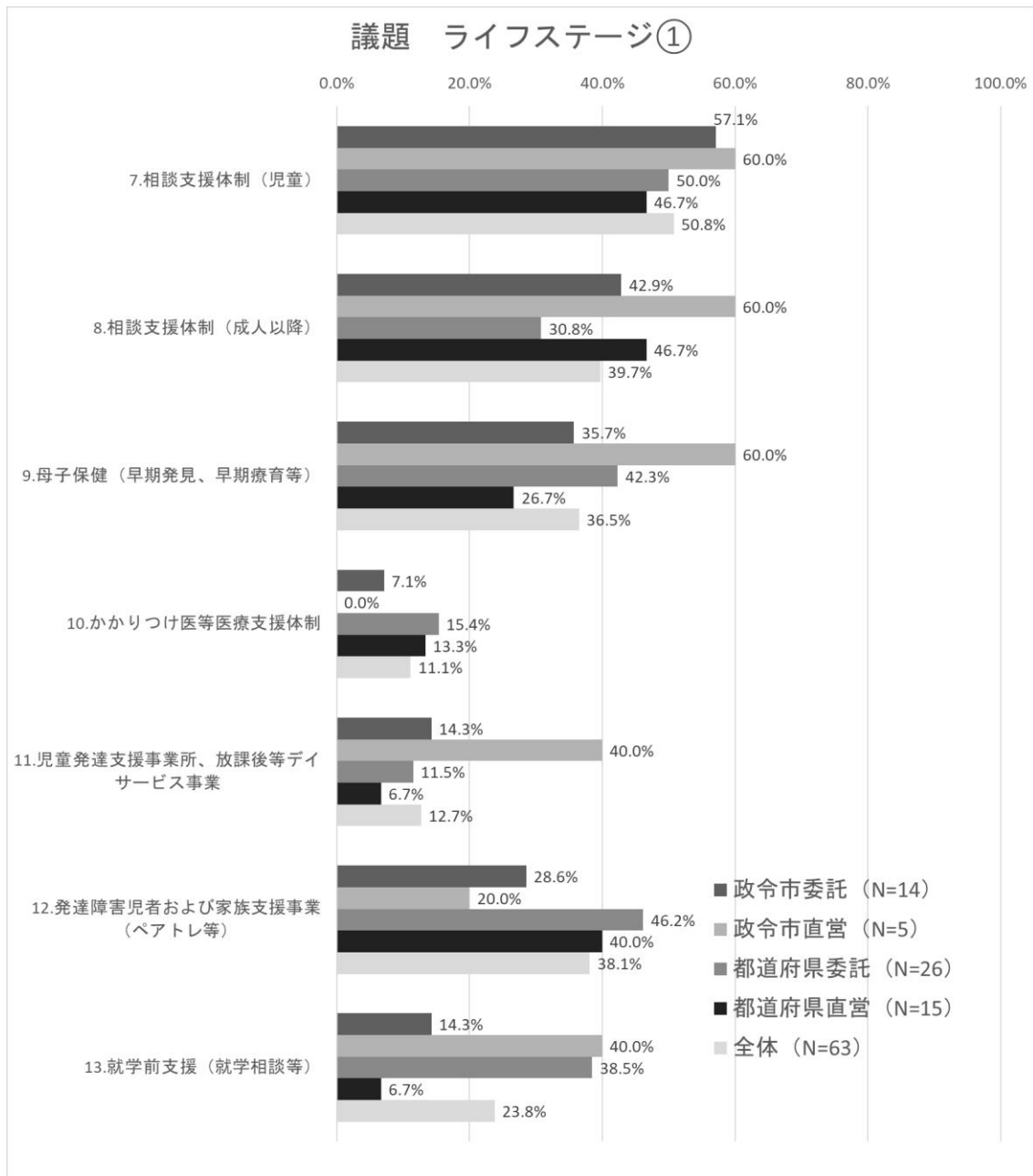
	政令市委託	政令市直営	都道府県委託	都道府県直営	全体
1	センターの活動状況 (92.9%)	センターの活動状況 (80.0%)	センターの活動状況 (69.2%)	センターの活動状況 (73.3%)	センターの活動状況 (74.6%)
2	学校教育 (64.3%)	相談支援体制（児童） (60.0%)	相談支援体制（児童） (50.0%)	相談支援体制（児童） (46.7%)	相談支援体制（児童） (50.8%)
	－	相談支援体制（成人以降） (60.0%)	就労支援 (50.0%)	相談支援体制（成人以降） (46.7%)	－
	－	母子保健 (60.0%)	－	－	－
	－	周知・啓発活動 (60.0%)	－	－	－
3	相談支援体制（児童） (57.1%)	－	ペアトレ等家族支援 (46.2%)	ペアトレ等家族支援 (40.0%)	学校教育 (46.0%)
	－	－	学校教育 (46.2%)	周知・啓発活動 (40.0%)	－
	－	－	地域支援連携体制 (46.2%)	－	－
4	周知・啓発活動 (50.0%)	－	－	－	就労支援 (42.9%)
5	相談支援体制（成人以降） (42.9%)	－	－	－	周知・啓発活動 (41.3%)
	就労支援 (42.9%)	－	－	－	－

¹¹ R5 年度については年度内の協議予定内容も含むものとして回答いただいた。

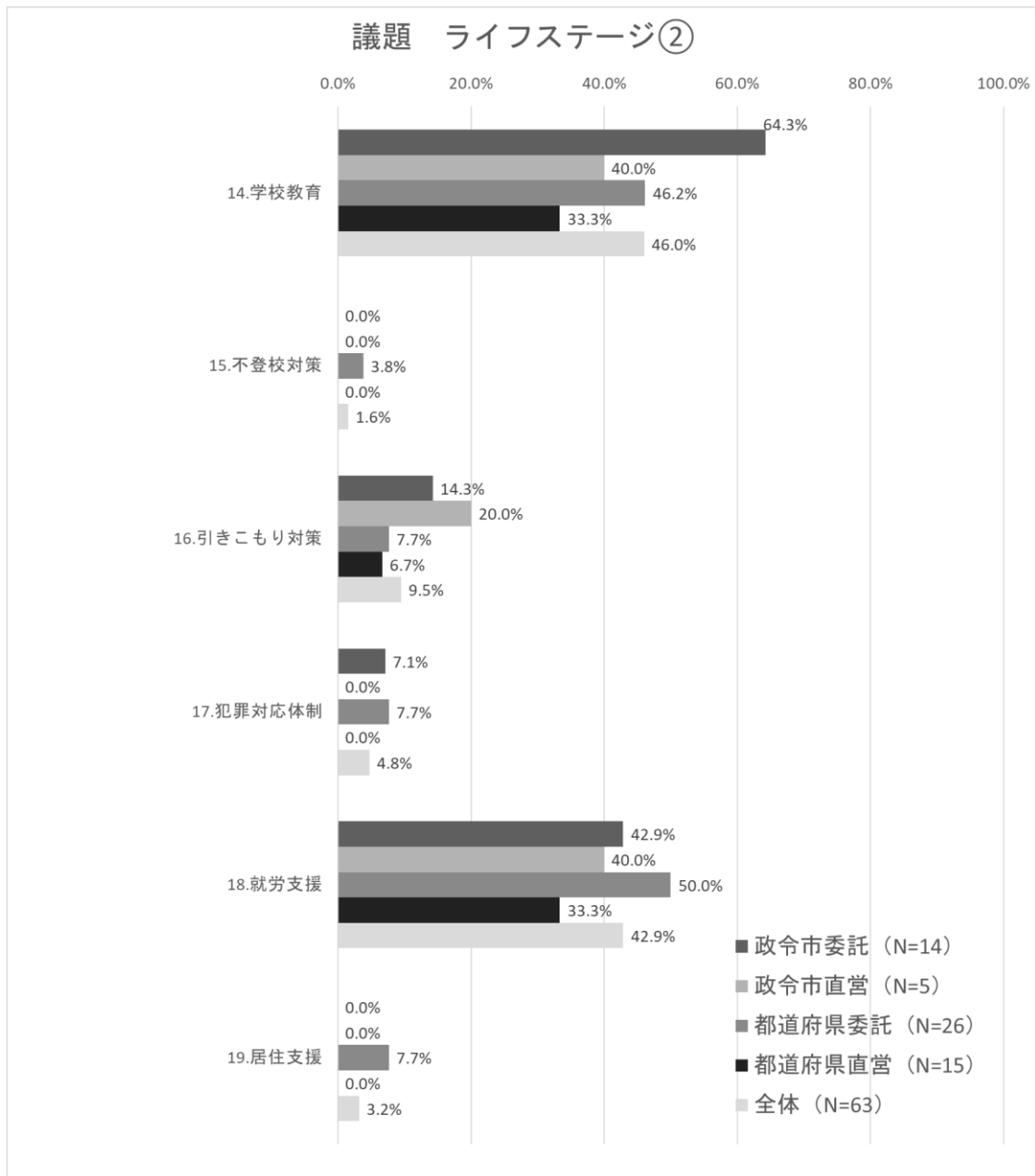
¹² 概ね記載事項と合致するもの（ない場合は「その他」として自由記述回答）について尋ねた。包括的な議題が設定された場合は、実際に議論された内容に基づき項目を分けて回答いただいた。なお、作業部会でのみ議論された場合はこちらでは回答しないよう求めた。



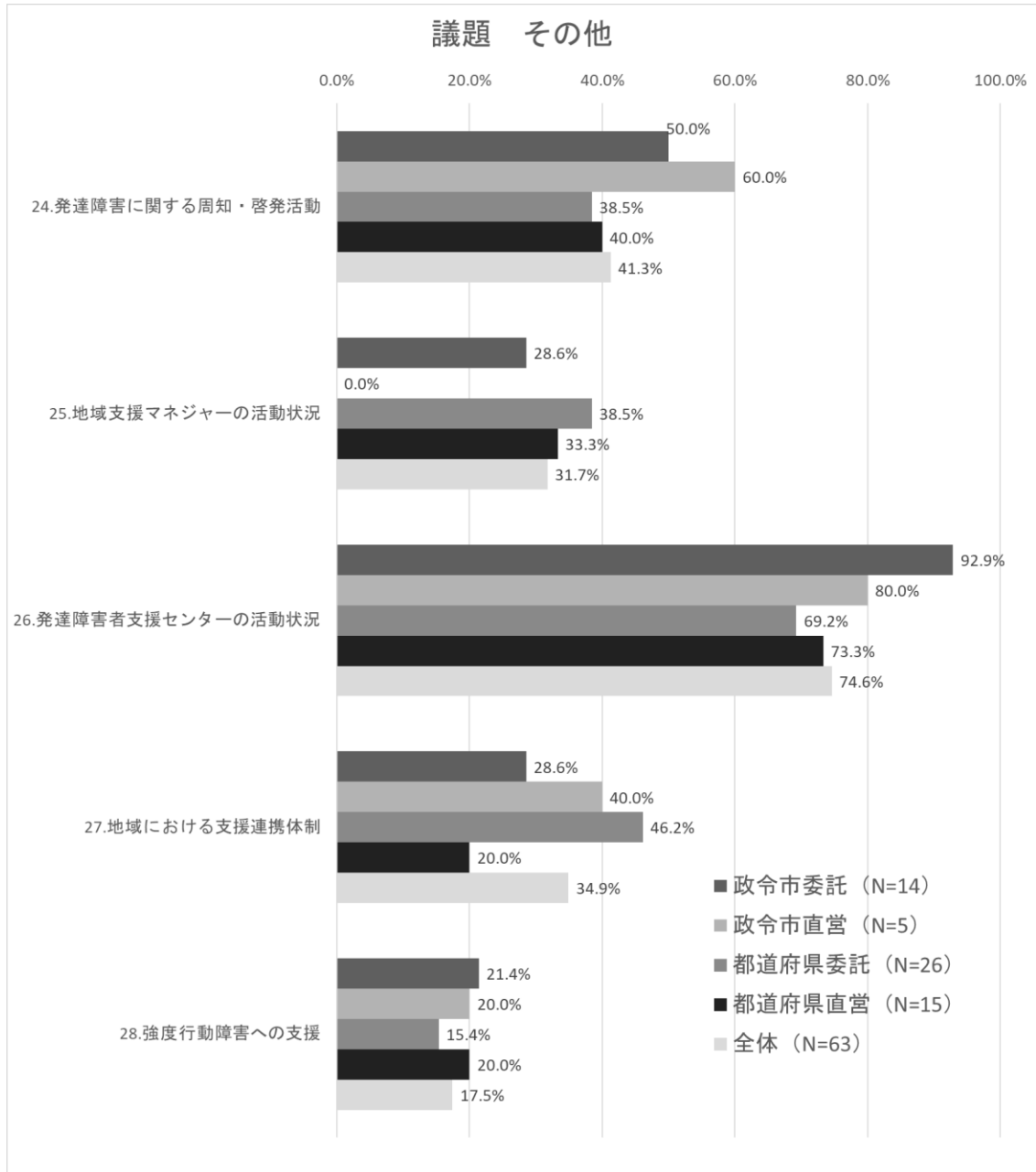
図表 46 3 年間（R3～R5）の議題設定の有無（各種事業）



図表 47 3年間（R3～R5）の議題設定の有無（ライフステージ①）



図表 48 3年間 (R3~R5) の議題設定の有無 (ライフステージ②)



図表 49 3 年間（R3～R5）の議題設定の有無（その他）¹³

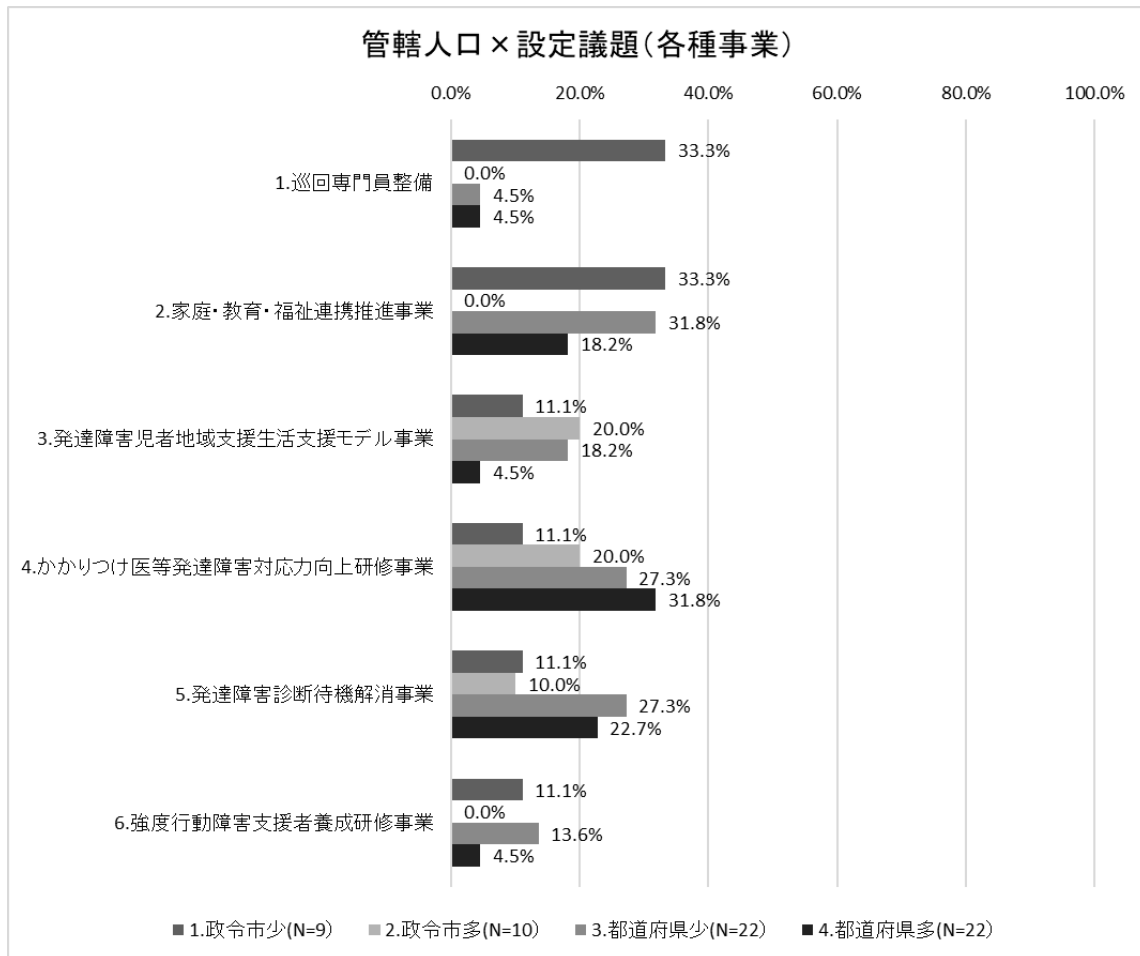
¹³ 「20.その他幼児期に関する議題」「21.その他学齢期に関する議題」「22.その他成人期（64 歳まで）に関する議題」「23.その他高齢期（65 歳以上）に関する議題」「29.その他」については、設定の有無ではなく自由記述で回答を求めたため、省略。

管轄人口区分別にみると、管轄人口の少ない政令市では、児童及び成人以降の方への相談支援体制（66.7%、55.6%）、母子保健（55.6%）が上位に並ぶのに対し、人口の多い政令市では、学校教育（70.0%）、周知・啓発活動（60.0%）が並んだ。

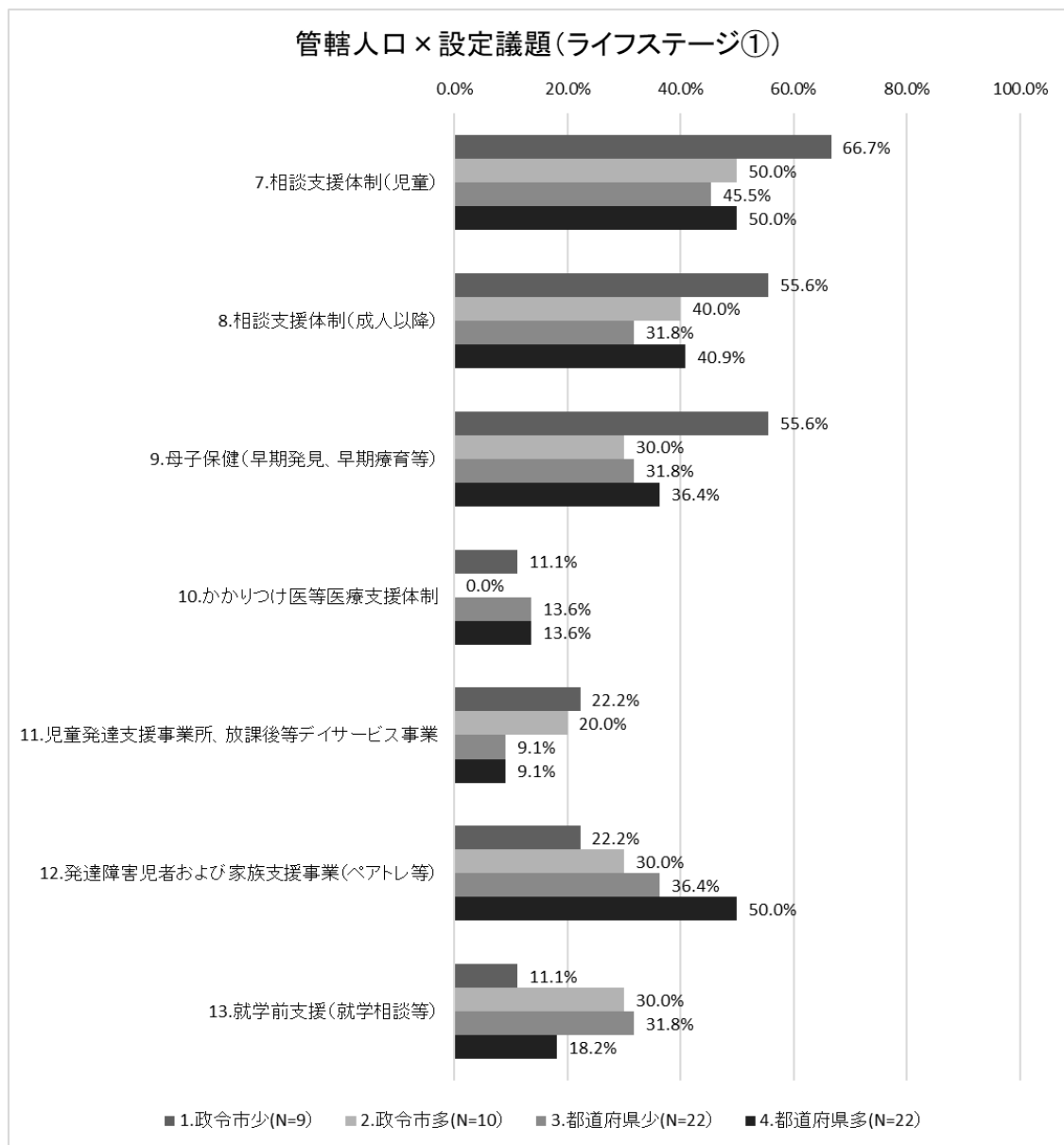
管轄人口の少ない都道府県では、地域支援連携体制が、就労支援と並び（50.0%）上位2位であった。一方、人口の多い都道府県では、ペアトレ等家族支援が上位2位、他の区分で上位になかった、地域支援マネジャーの活動状況に関する議題が40.9%で第4位にあがっていた。

図表 50 人口区分×3年間（R3～R5）の設定議題上位5位

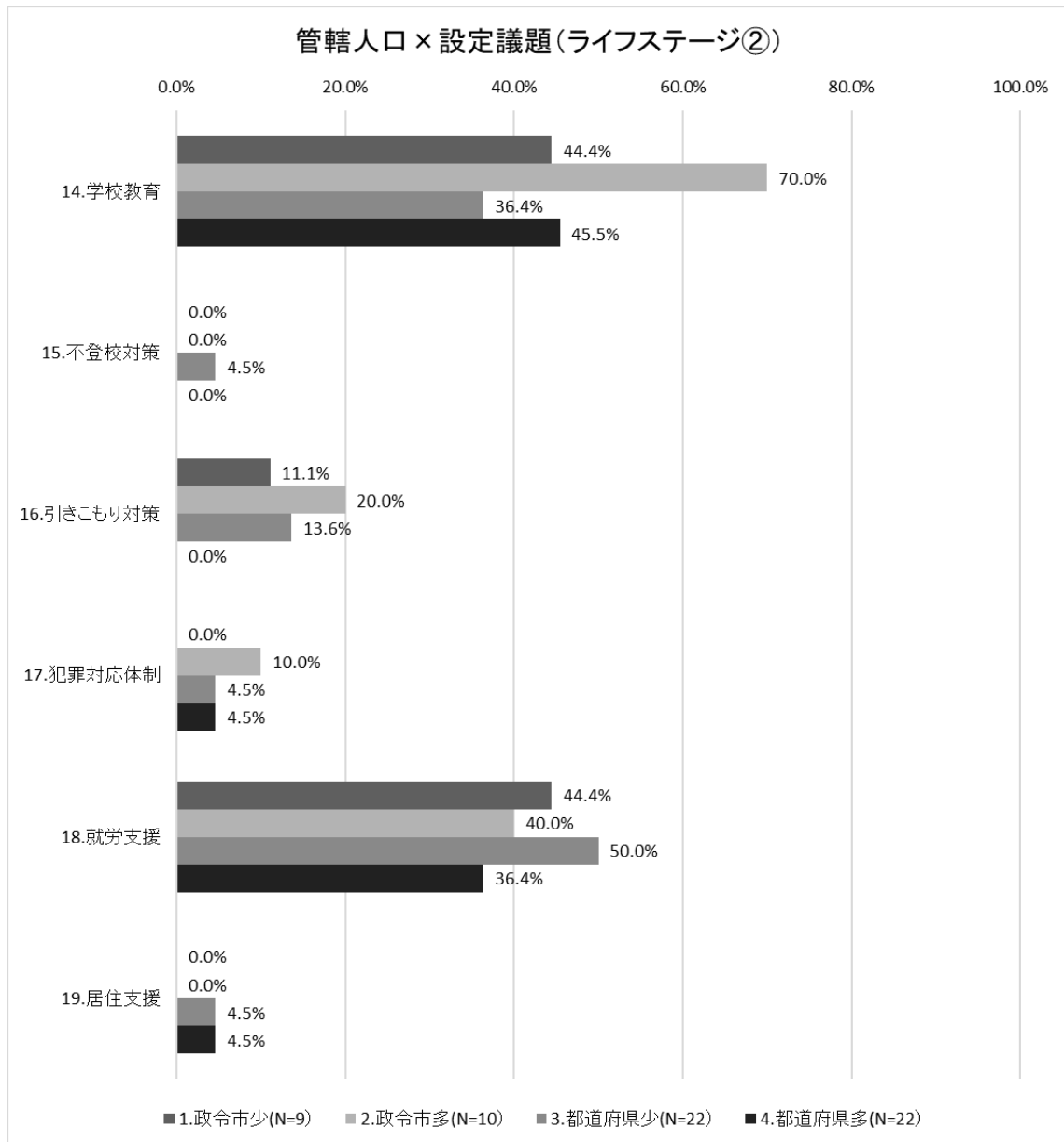
	政令市少	政令市多	都道府県少	都道府県多
1	センターの活動状況 (88.9%)	センターの活動状況 (90.0%)	センターの活動状況 (68.2%)	センターの活動状況 (68.2%)
2	相談支援体制 (児童) (66.7%)	学校教育 (70.0%)	地域支援連携体制 (50.0%)	相談支援体制 (児童) (50.0%)
	－	－	就労支援(50.0%)	ペアトレ等家族支援 (50.0%)
3	相談支援体制 (成人以降) (55.6%)	周知・啓発活動 (60.0%)	相談支援体制 (児童) (45.5%)	学校教育 (45.5%)
	母子保健 (55.6%)	－	－	－
4	学校教育 (44.4%)	相談支援体制 (児童) (50.0%)	ペアトレ等家族支援 (36.4%)	相談支援体制 (成人以降) (40.9%)
	就労支援 (44.4%)	－	学校教育 (36.4%)	地マネ (40.9%)
	周知・啓発活動 (44.4%)		周知・啓発活動 (36.4%)	－
5	－	相談支援体制 (成人以降) (40.0%)	－	－
		就労支援 (40.0%)		



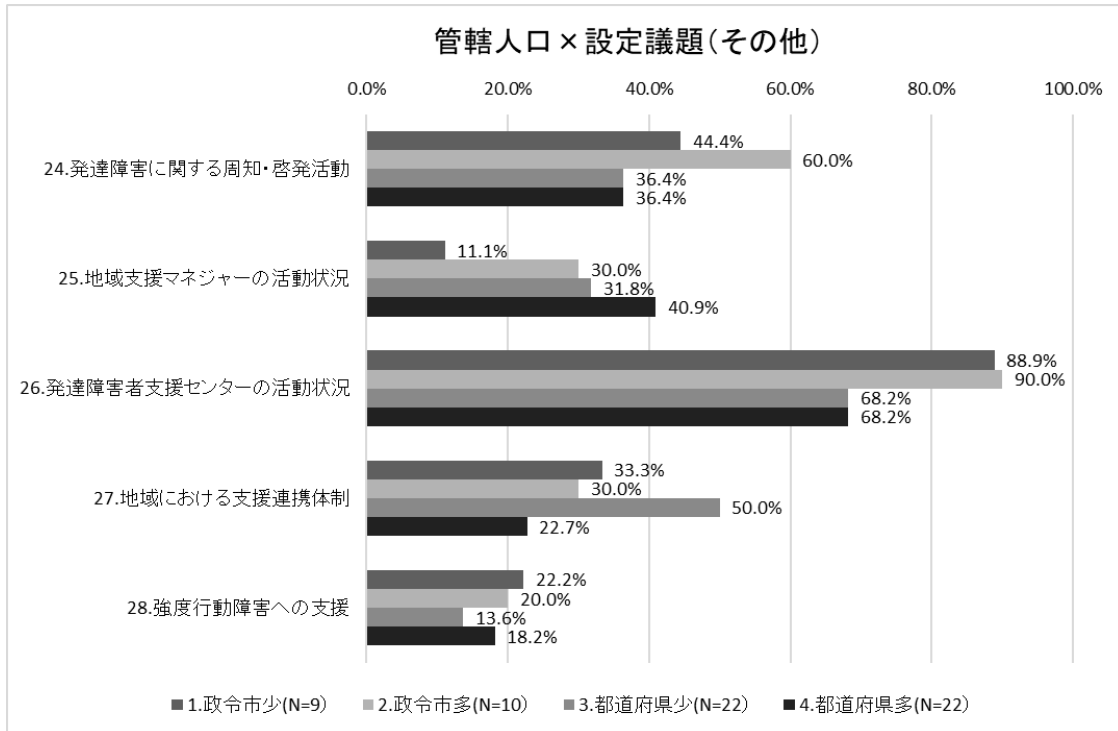
図表 51 人口区分×3年間（R3～R5）の議題設定有無（各種事業）



図表 52 人口区分×3年間(R3～R5)の議題設定有無(ライフステージ①)



図表 53 人口区分×3年間（R3～R5）の議題設定有無（ライフステージ②）



図表 54 人口区分×3年間（R3～R5）の議題設定有無（その他）

設定した議題について、質問項目として設定していたもの以外を自由記述形式で回答いただいた。

まず、「20.その他幼児期の議題」として、「子どもの発達支援コンシェルジュ、医療連携コーディネーター、専門医派遣、ネットワーク会議（発達障がい地域支援体制整備事業、児童発達支援事業等の保護者負担の軽減）」「相談機関や事業所等の支援を受けていない、発達に不安のある児への支援」「診断の有無に関わらない未就学児の発達障がい児支援（子育てサロン等）の実践報告」等の回答があった。

「21.その他学齢期の議題」では、「中学から高校への情報引継ぎ」「学齢後期障害児支援事業について、市立高等学校における「通級による指導」の開始について」等の回答があった。

「22. その他成人期議題」では、「余暇活動について」「前期（H30～R2年度）までのテーマ「学齢期から成人期への移行」のテーマを受け、成人期に自分らしく自立した生活をおくるために必要なこと、どんな支援体制があると良いかを議論している。」「青年期以降の支援拠点づくり」「発達障害地域連携プログラムの実施状況について」等の回答があった。

「23. その他高齢期議題」では、「障がい福祉・介護連携推進、本人と親のニーズの把握」等の回答があった。

「29. その他議題」では、「クワイエットアワーの取り組みについて」「・発達障害を診療できる医療機関について・障害関係者スキルアップ研修の内容について・発達障害に係わる地域療育体制の現状と課題について」「多文化共生」「開催時期によ

っては、家族会からの協議会実施年度の実績報告の時間を設けている。」「・障害児者に対する災害支援の「今」と「これから」について・新型コロナウイルス感染症対策にかかる発達障害支援に向けた利点と課題について・保護者の「障害受容」について・兄弟、祖父等の「障害受容」について」等の回答があった。

2.6.5.2 （参考）議題の設定背景、作業部会の開催、協議会後の対応

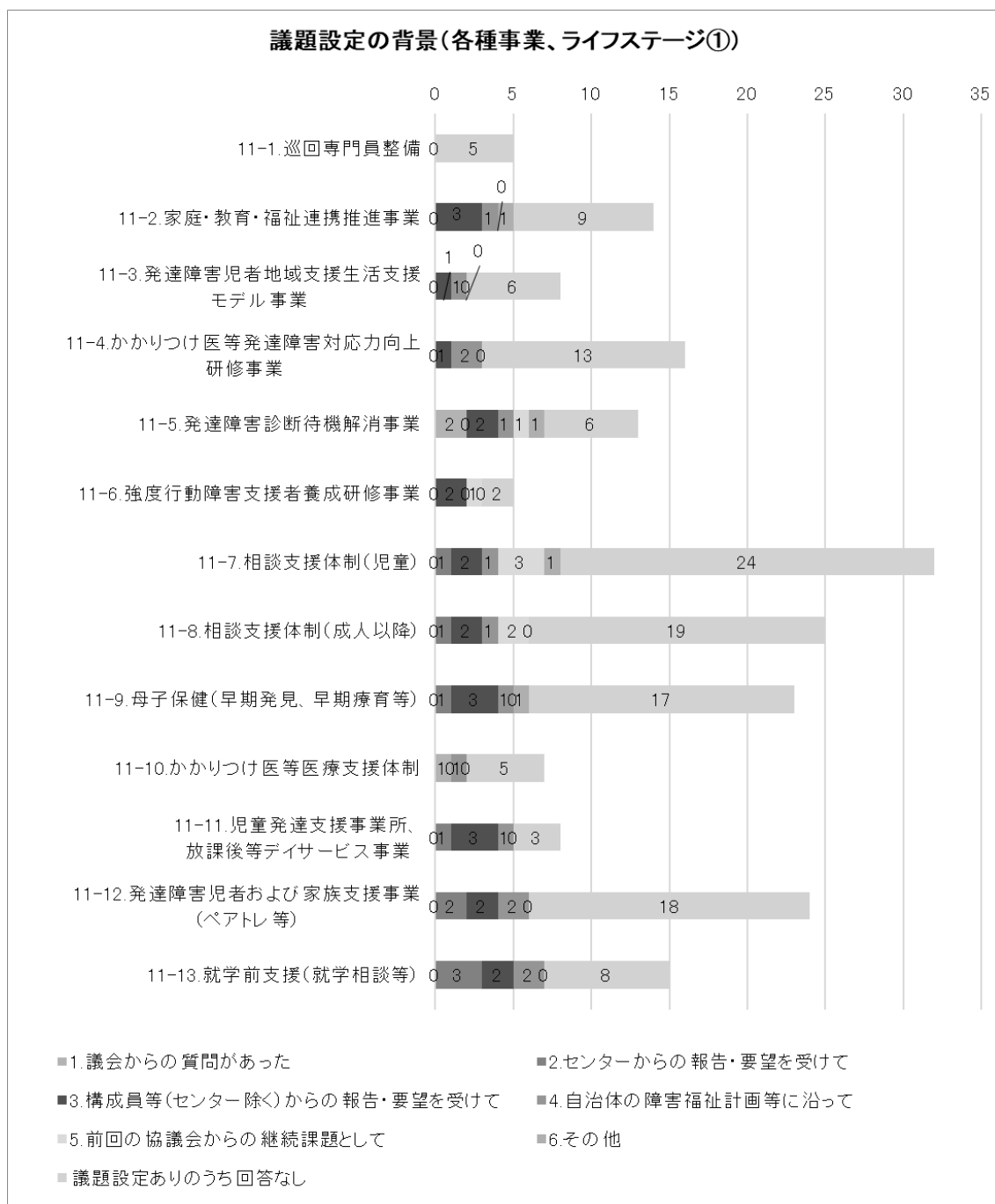
調査票では、各議題について、「通例通り以外で設定があった場合の背景」、「作業部会¹⁴での審議の有無」、「協議事項への事後の対応」（R5年度現在までのところ）についても尋ねていた。しかし、分母（議題への設定有無）の関係上結果がかなり細かくなること、必ずしも全てに回答をいただけたわけではないこと等を踏まえ、以降では参考として、全体の結果を％ではなく件数にて記載する。

なお、結果の記載方法について、「通例通り以外で設定があった場合の背景」については、議題設定の有無で○と回答があったが、本問に回答がなかった場合、「議題設定ありのうち回答なし」（＝通例通りで設定された）としてグラフに示した。

「作業部会での審議の有無」では、議題設定の有無で○としていたが本設問への回答がなかった場合を「無回答」としてグラフに記載した。

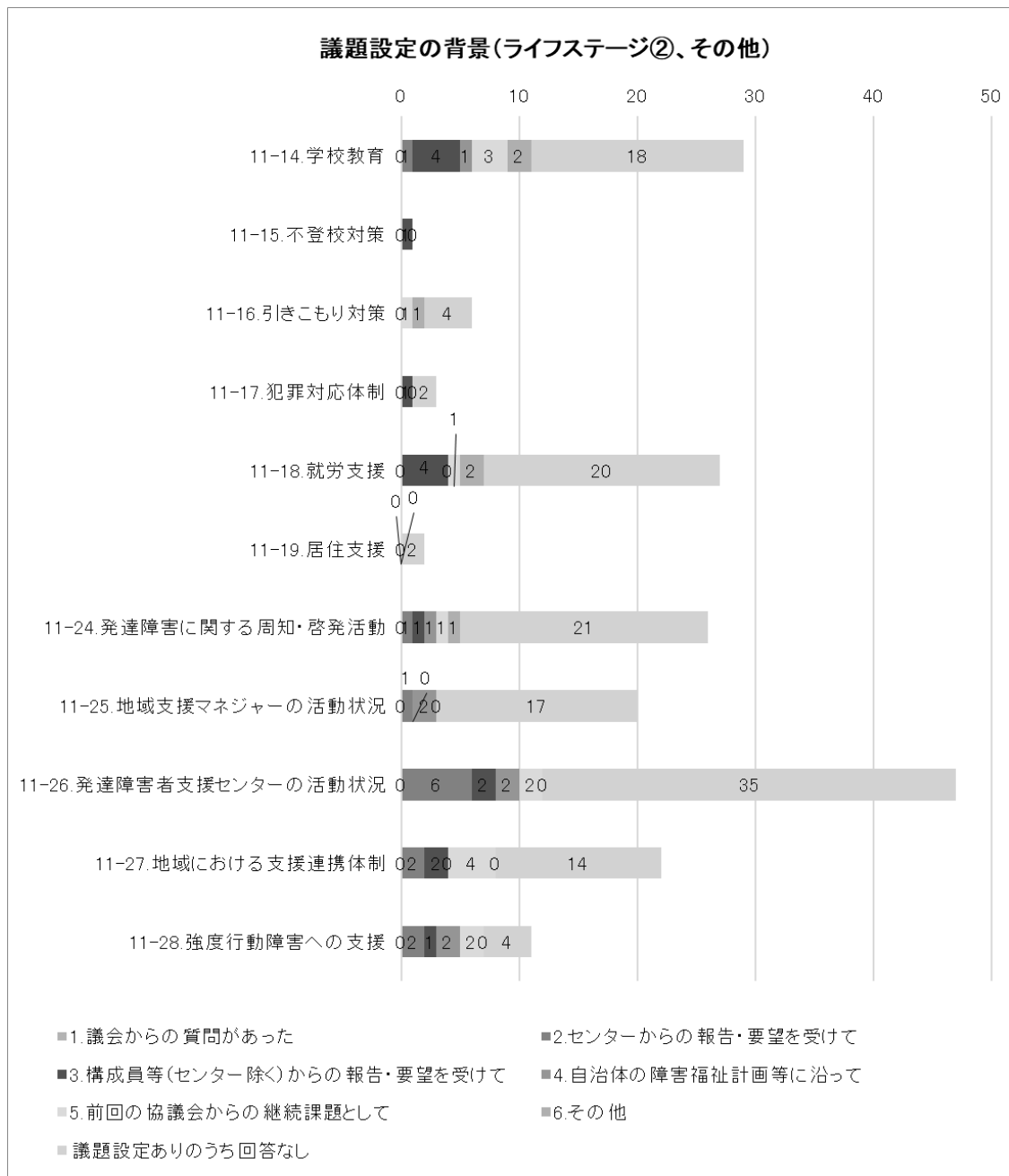
「協議事項への事後の対応」については、議題設定の有無で○、あるいは「作業部会等での審議の有無」で「3.作業部会等でのみ議論」と回答したものうち、回答がなかった場合を「無回答」としてグラフに示した。

¹⁴ 協議会の前後に、検討のために別途設置するものを「作業部会」として尋ねた。

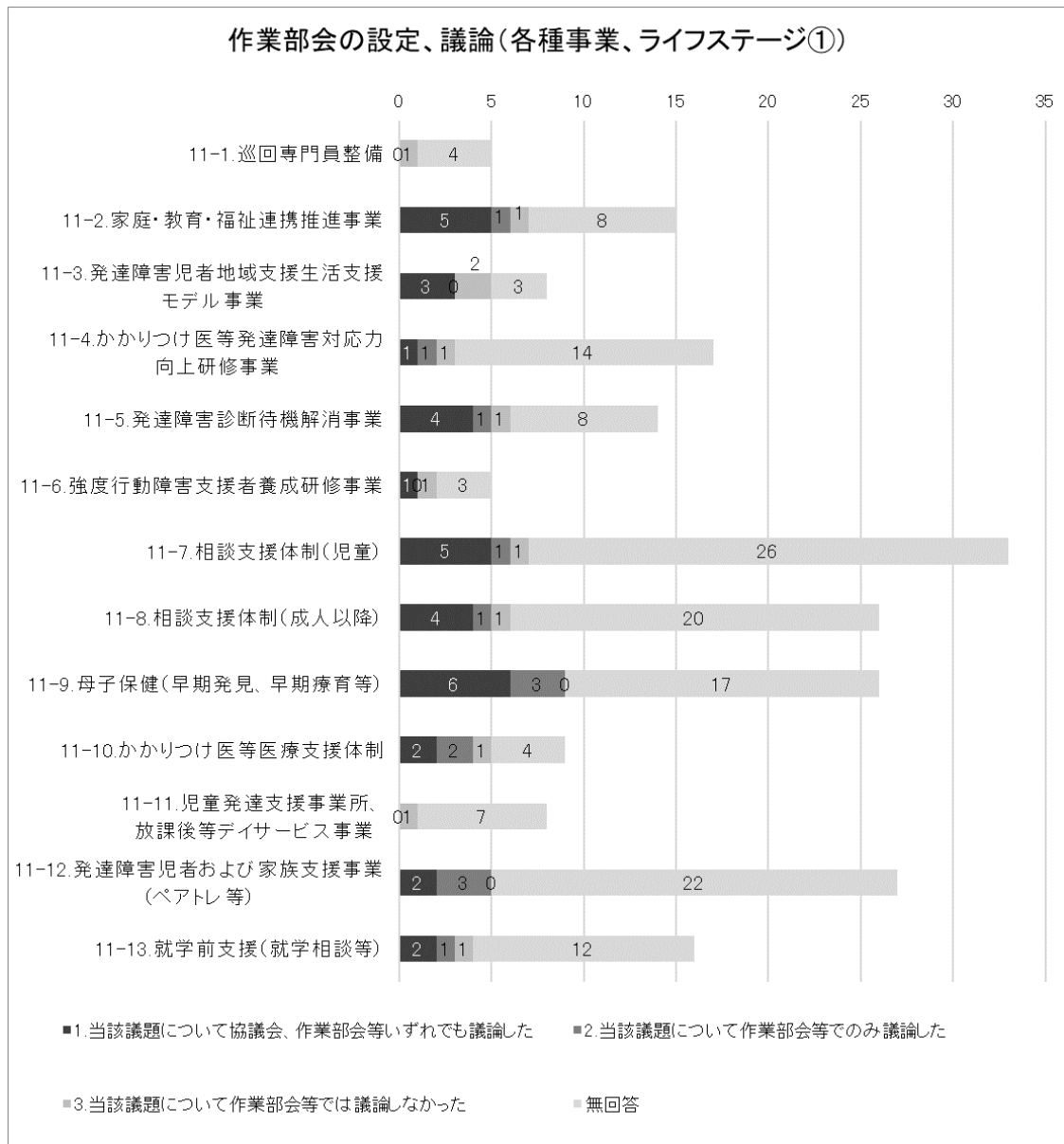


図表 55 議題設定の背景(各種事業、ライフステージ①) ¹⁵

¹⁵ 議題設定の有無で○と回答があったが本問に回答がなかった場合「議題設定ありのうち回答なし」(＝通例通りでの設定)とした。

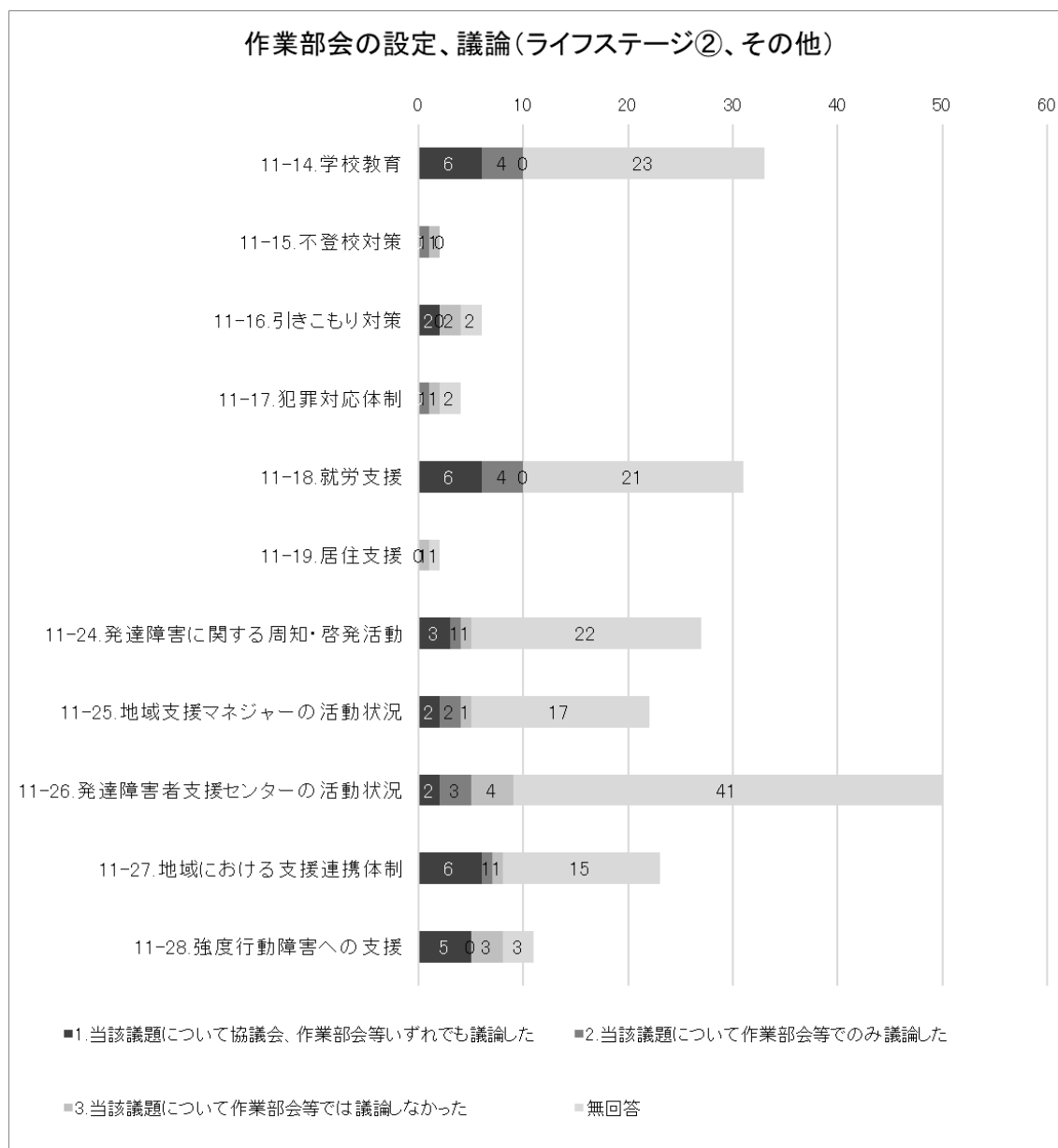


図表 56 議題設定の背景 (ライフステージ②、その他)

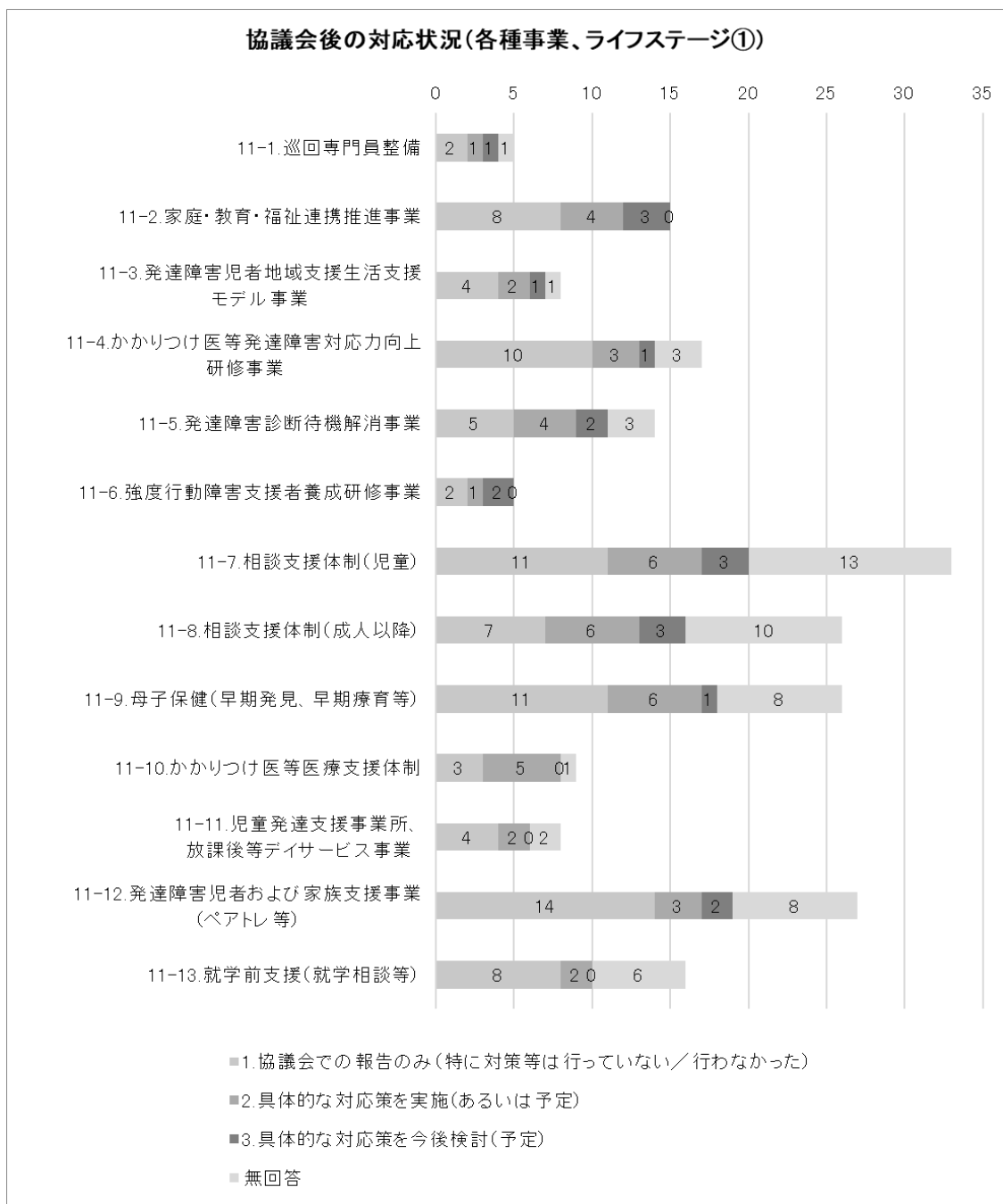


図表 57 作業部会の設置(各種事業、ライフステージ①) ¹⁶

¹⁶ 議題設定の有無で○としていたが本設問への回答がなかった場合を「無回答」とした。

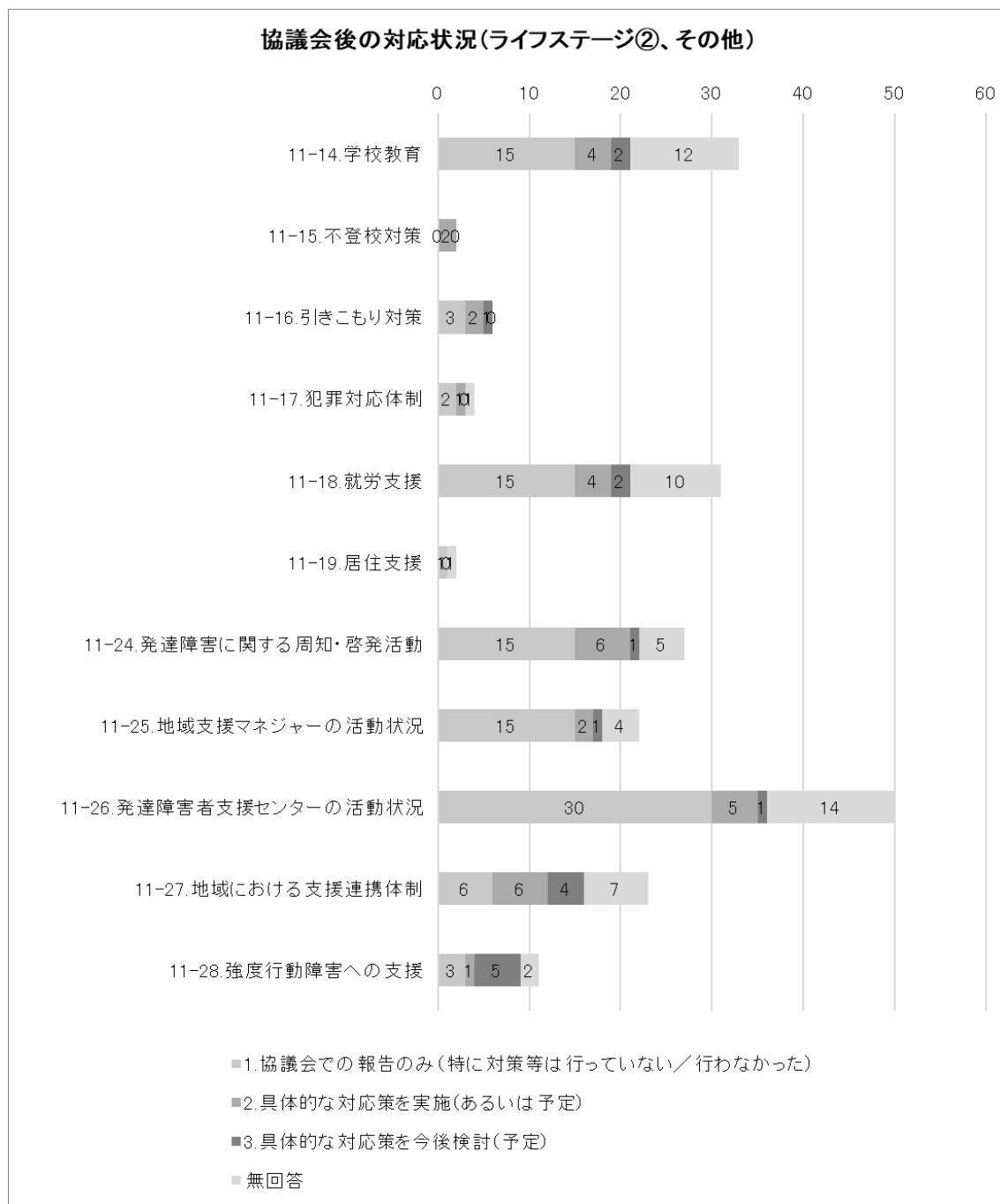


図表 58 作業部会の設置 (ライフステージ②、その他)



図表 59 協議会後の対応(各種事業、ライフステージ①) ¹⁷

¹⁷ 議題設定の有無で○、あるいは「作業部会等での審議の有無」で「3.作業部会等でのみ議論」と回答されたもののうち、本設問への回答がなかった場合を「無回答」とした。



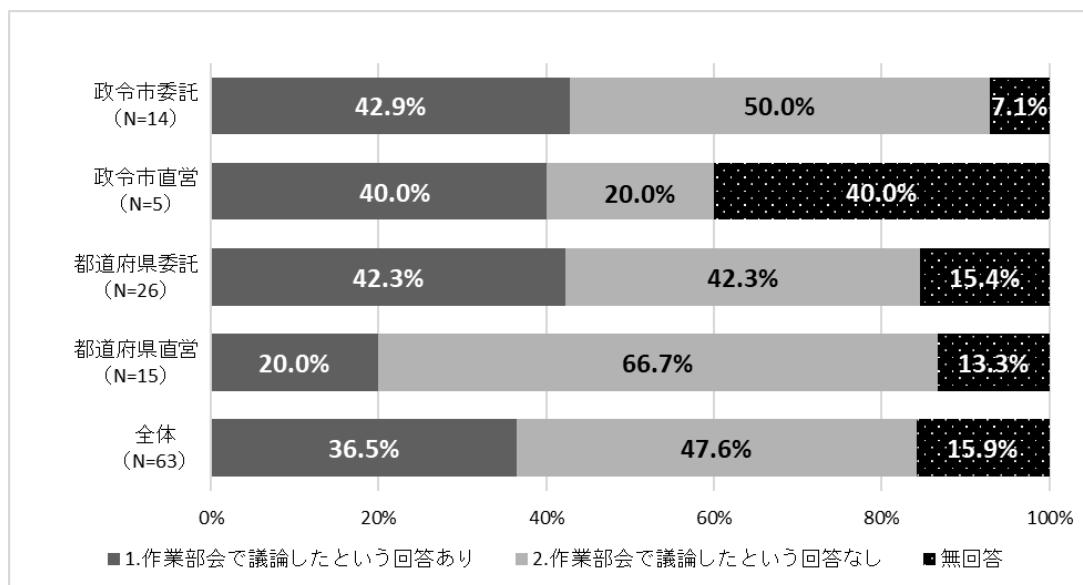
図表 60 協議会後の対応 (ライフステージ②、その他)

作業部会等の実施について、議題のうちいずれかで、「1.協議会、作業部会いずれでも議論した」「2.作業部会でのみ議論した」のどちらかに回答があったものを「1.作業部会で議論したという回答あり」、「4.作業部会は設定していない」の回答があったものは「2.作業部会で議論したという回答なし」、議題に設定したという回答はあったものの、作業部会の実施状況には回答がなかった、あるいはいずれにも回答がなかったものは「無回答」として集計した。

結果、作業部会での議論を行ったという回答があったのは全体の36.5%であった¹⁸。なお、作業部会でのみ議論したという回答がみられたのは9件（14.3%）だった。うち2件では作業部会でのみ議論した議題が8、10個にのぼっており、これらの自治体では比較的作業部会の位置づけが大きいと考えられる。

センター区分別にみると、都道府県直営の自治体において、作業部会での議論実施割合が20.0%と、他の区分と比べて低かった。

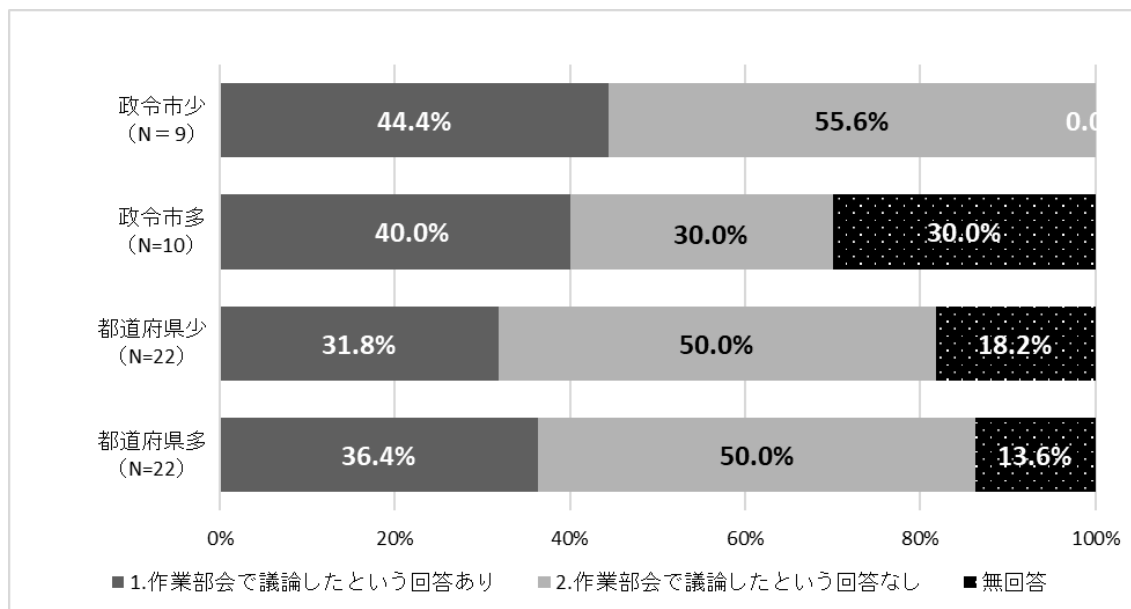
なお、上記の結果は、今回調査票に予め設定していた議題が当てはまらない場合は回答が得られないためあくまで参考値である点に注意されたい。



図表 61 作業部会での議論実施状況

¹⁸ 本結果は、「少なくとも36.5%の自治体で設置がある」ととらえる必要がある。続く、協議会後の対応状況にかかる集計結果も同様。

管轄人口区分別にみると、人口の少ない政令市で、作業部会で議論したという割合が44.4%と、他の区分よりもやや高く、一方、人口の少ない都道府県では31.8%と他の区分を下回っていた。

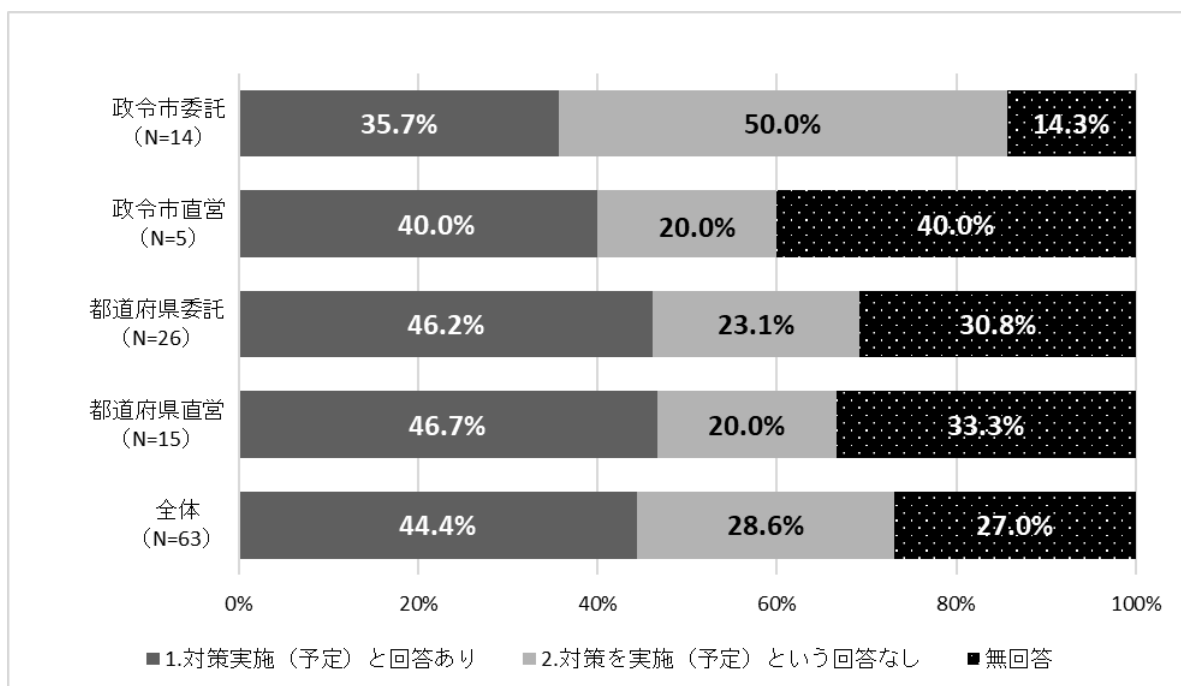


図表 62 人口区分×作業部会での議論実施状況

同様に参考値ではあるが、協議会後の対応について、議題のうちいずれかで「2.具体的な対応策を実施（あるいは予定）」、「3.具体的な対応策を今後検討（予定）」のどちらかに回答があったものを「1.対策実施（予定）と回答あり」、 「1.報告のみ」の回答があったものは「2.対策を実施（予定）という回答なし」、議題に設定したという回答はあったものの対応に関する設問への回答がなかった、あるいはいずれにも回答がなかったものは「無回答」として集計した。

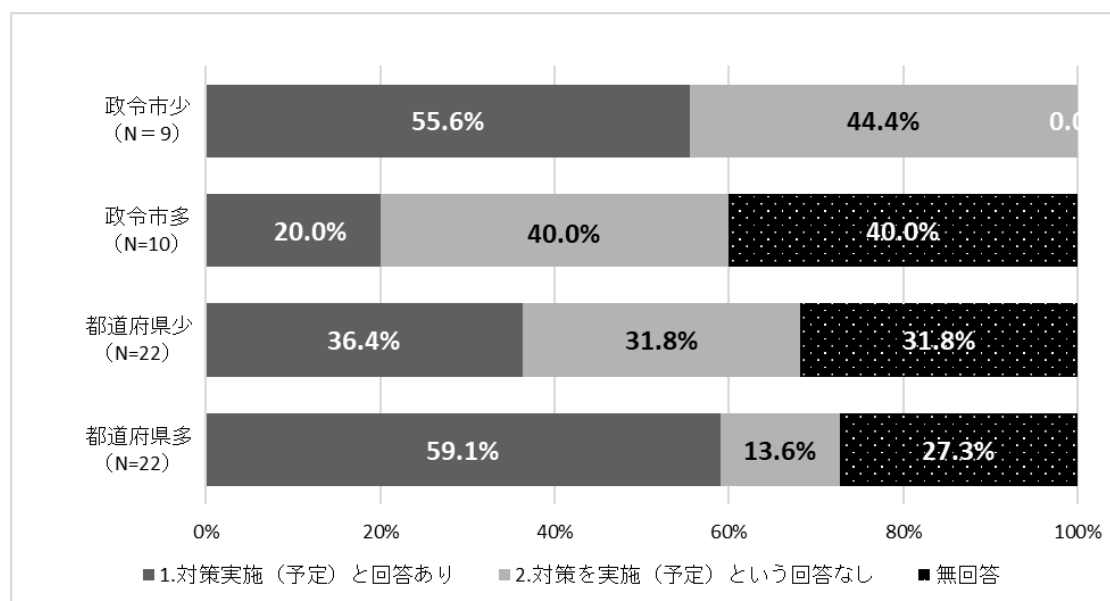
結果、いずれか、議論したテーマに対して対応を実施（予定）という回答がみられたのは全体の 44.4%であった。

センター区分でみると、政令市委託の自治体で、何かしらの対応を実施（予定）という回答が 35.7%と、他の区分を下回っていた。



図表 63 協議会後の対策実施状況

人口区分別でみると、対応を実施（予定）という回答が、人口の少ない政令市で 55.6%、人口の多い都道府県で 59.1%と他の区分と比べて高かった。一方、無回答が多い点は考慮する必要があるものの、人口の多い政令市では 20.0%と、他の区分を下回っていた。



図表 64 人口区分×協議会後の対策実施状況

2.6.5.3 議題設定にかかる課題

議題の設定に関する課題についての自由記述では、まず、「年 2 回の会議で、今年度の計画、活動結果報告を実施しているが、内容が固定化してきている。せっかく各分野の関係者がそろっているのに、それを活かした場になっていない気がする」「事務局からの報告が多くなっているため、議論の時間が十分に確保できていない」のように、内容が固定化していることや、報告に留まっている、議論の時間を確保できないといった回答がみられた。

また、「発達障害の支援施策は非常に多岐にわたる中、いかに効果的な PDCA を図るか」「発達障がいに関連する議論の範囲が広く、参集すべき構成員の数が増えることや他部局との棲み分けが不明確になること」「市の支援体制における課題や強みを見出すことを目的とした議題の設定をしており、個々の事業についての議題設定まで取り扱うことはなかなか難しく、発達障害支援センター等の事業報告をもってそれに代えている面がある」といった、課題の範囲の広さやによる対応の難しさや議論の難しさについて述べるものもあった。

この他、「多くの関係機関が参加する会議だと、議題の焦点を絞りにくく、双方向のやりとりが難しい」のように、関係者の多さからやり取りが難しくなるといった課題も挙げられていた。

2.6.6 協議会の特色、課題

2.6.6.1 自協議会で評価できること、特色と考えること

一方、協議会の特色として捉えられていることについて尋ねたところ、「発達障害の特性に応じて、医療、生活支援、教育部会を設置している」「協議会本会議の他に、乳幼児期・学齢期・成人期とライフステージ別の部会を設けている。部会では実務担当者レベルでの意見交換を行い、本会議はその報告を主軸にライフステージの移行による切れ目のない支援体制について検討をしている。現在は、市の発達障害支援体制を共通テーマに意見交換を行っている。支援場面での課題から体制作りまで、幅広い視点での検討ができること、顔の見える関係作りに役立っている」のように、作業部会・ワーキンググループ等の設置に関する回答があった。

また、「センターに寄せられる相談内容や、県の発達障がい者支援専門員への派遣依頼内容の詳細について、自治体職員担当と適宜情報共有を行っている」「発達障害者支援センターでの保護者向けハンドブック作成時、協議会の場を活用して構成メンバーへもライフステージごとの相談窓口の内容に関して意見照会を行う等連携した取り組みを実施している」「地域支援マネージャーが課題と思っていること（市の課題）を共有することを通じて、各関係機関の実状や課題を話し合えるところ」のように、センターや地マネとの連携に関するものもみられた。

「発達障害児者支援に関するすべての事業を整理し、進捗確認を行っている」「発達障がいのみならず、障がい児支援全般について、2016年の法改正以前から独自に議論を重ねている」のように包括的な課題を扱っている点を挙げるものもあった。

「医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野だけでなく、当事者の声も重要であるため親の会や支援機関も加わり、関係者が相互連携を図り、情報を共有した上で支援体制の構築が図られている」「当事者や現場の声を反映できるよう当事者団体代表者を構成員としている」といった、当事者参画に関する回答もみられた。

「特定の委員だけが発言するのではなく、多くの委員から意見が伺えるよう、進行を工夫している」「施策の説明と取り組み状況の報告。テーマを絞らず、全ての委員に意見を求めることで、多面的な課題やニーズをとらえることができる」「議題に対して、委員から活発な発言がある」等、委員の積極性や、それに向けた進行等の工夫について述べるものもあった。

この他、「発達障害者支援地域協議会を「広域特別支援連携協議会」と同時開催し、広く情報共有を行っている」といった協議会同士の連携、「様々な分野の委員に御参加いただいていること」といった委員の多様性、「関係機関が良好な関係で協議ができ、連携が生まれている点。広く問題意識があり、的確な視点で参考意見としてもご意見がいただけるため、協議会で出た意見を他部署の会議で共有することができる点」のように、機関同士の関係性や部署間の連携を挙げるところもあった。

2.6.6.2 協議会の運営にかかる課題と今後の展望

協議会の運営にかかる課題や今後の展望について尋ねたところ、「会議実施後のその後の取り組みに対しての評価が十分ではない」「福祉、教育、医療の連携や成人支援の課題等が数年前から委員から出ているが、実際の施策に反映できていない」といった、協議の結果の施策への反映や取り組みの評価が不十分という回答がみられた。

また、「ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化を図るため各機関における現状と課題を把握し、具体的対策について検討しているが、各分野における役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携の構築が課題である。」「障がい児支援全般について議論を行っていることから、発達障がいに特化した議論が不足している他、センターとその他障がい児・者支援に関する様々な施策との役割分担が不明確となっているきらいがあるので、広域行政として、どのようなあり方を描くのか議論が必要である点」のように、役割分担にかかる課題を挙げるものもあった。

「類似した委員メンバー、内容の会議があり、整理したり、連携が必要と感じている」「発達障害者支援の将来のあり方等を検討する場により一層していく必要があるとは考えるが、障害福祉施策にかかる他の審議会、協議会やそれぞれのWGもある中で、位置づけ役割の整理が必要と考えています」のように、委員や他の協議会とのすみ分けも課題として挙げられていた。

「年1回開催にとどまっているため、議題や回数の設定について、検討が必要と感じている」「委員に共通認識を持っていただいた上でご議論いただくため、事務局の議題についての説明を丁寧に行いたい、議事時間が限られてしまい、それぞれの議題について十分な議論が尽くされたと言えないときがあること」のように、開催回数の少なさや、議事時間の都合から十分議論をしつくせないことを課題として挙げるところもあった。

他にも、「市町村が県の施策の方向性を知る機会が乏しいことから、本協議会に市町村が傍聴できるような体制を整備すること」、「発達障害者支援における効果的な情報共有やコーディネーター間の調整について」、「委員の日程調整が難しい」、

「協議会運営への予算の確保」「事務局提案の議題が中心となっていて、委員提案の議題があまりないこと」等が課題として挙げられていた。

第3章 ヒアリング調査の結果(事例集)

3.1 調査対象

協議会の現状の把握にあたり、より詳しい実施状況や協議会の構成の経緯や工夫、課題、発達障害者支援センターの位置づけ等についてヒアリング調査を行った。調査対象は、第2章でも確認した、管轄区域内のセンターの実施主体区分や地理的条件、人口等を踏まえ、以下の10自治体を選定した。依頼は担当課に対して行い、適宜設定をいただいた。

対象自治体	対応課・機関	センター実施主体区分	実施日
堺市	障害支援課	委託	12月11日
北九州市	精神保健・地域移行 推進課	委託	12月26日
仙台市	仙台市北部発達相談支援 センター（北部アーチル）	直営	11月21日
さいたま市	福祉局 障害福祉部 障害政策課	直営	2月9日
長野県	県民文化部こども若者局 次世代サポート課	委託	12月4日
静岡県	障害福祉課	委託	12月15日
大阪府	地域生活支援課	委託	12月15日
岡山県	子ども・福祉部 障害福祉課	委託	1月30日 ¹⁹
山梨県	子育て支援局子ども福祉課	直営	12月21日
徳島県	徳島県発達障がい者 総合支援センター	直営	12月20日

3.2 調査方法

全てオンライン（Zoom）で行った。

¹⁹ アンケート調査設計に向けた予備調査も兼ねて7月25日にも実施した。

3.3 主なヒアリング事項

＜協議会事務局の体制について＞

- ・事務局の成り立ちの経緯
- ・協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について
- ・協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について
- ・貴自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて
- ・協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

＜議題の設定方法について＞

- ・議題設定のプロセスについて
- ・議題のここ数年の変遷について

＜協議事項の PDCA にかかる工夫について＞

- ・協議事項の施策への反映の工夫、課題について
- ・テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

3.4 調査結果

3.4.1 政令市における取り組み事例

3.4.1.1 堺市（堺市発達障害者支援専門部会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

堺市では、発達障害者支援専門部会（発達障害者支援地域協議会。以降「部会」）を堺市障害者施策推進協議会（以降「本会議」）の一部会として位置づけており、年２回の本会議において協議内容の報告を行い、逆に、部会では本会議での議論に基づき具体的な内容を検討している。

部会設立に先立ち、平成 18 年度から 19 年度にかけ、発達障害者支援センターの設置に向けて支援のあり方等を検討した。庁内の関係部署である障害者支援体制整備検討会議や、庁外関係機関の障害者施策推進懇話会を開催し、その後、平成 19 年 11 月に堺市発達障害者支援センターが開所。平成 20 年 3 月に堺市の発達障害者支援専門部会を設置した。

部会の事務局は障害支援課と障害施策推進課が所管し、障害支援課が主担当である。障害施策推進課は、発達障害以外も含めた障害福祉計画や、障害者に関する計画全体の専門部会や本会議を取りまとめている部署であり、計画策定にあたり適宜連携している。

事務局には、今年度はこの他、子ども青少年局、子ども相談所、こころの健康センター、子ども育成課、幼保運営課、教育関係で教育センター、支援教育課が入っており、福祉、子育て、教育関係の課で構成している。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

立ち上げ当初は、本会議から、子ども相談所育成支援課長、障害者構成相談所参事、こころの健康センター所長 3 名が委員として参加し、その他関係者として学識経験者、医療関係者、就労団体、行政関係者等が事務局を構成していた。現在の委員は 10 名体制であり、委員の改選は 2 年に一度、本会にて行われている。

なお、現在の構成員には堺障害者団体連合会の理事長も入っており、障害者を持つ方の家族、事業所の代表としても意見を述べられる場面がある。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

発達障害の中で特に範囲を絞るということはなく、年齢・ライフステージの面でも基本的に発達障害を持っている人全てに対して、また、相談支援、就労支援、啓発活動、発達障害医療機関ネットワーク、研修実績等の幅広い施策、支援の方策が検討対象となる。ただし、近年、扱う議題がやや固定化されており、全てのニーズのカバーという点ではやや課題がある。

(エ) 自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

堺市障害者施策推進協議会（本会議）の 5 つの専門部会（権利擁護専門部会、日中サービス支援型グループホーム専門部会、障害福祉計画策定専門部会、障害児支援専門部会、発達障害者支援専門部会）の一つという位置づけであり、これらを取りまとめた本会議は年 2 回程度行われている。

本会議と部会とで委員は複数名重なっており、障害児支援専門部会と発達障害者支援専門部会でも 4 名が重なっている。専門部会間で特段定期的な情報交換の形についてのルールはなく、その時々各担当のレベルで確認している。とはいえ、障害児支援専門部会と発達障害者支援専門部会はともに当課が担当ということもあり、他の部会と比べると情報交換の機会が多い。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

発達障害者支援センターの所長が委員として参加しており、最近の部会では、センターの前年度の実績や開催年度の中間実績等を報告いただいている。その他議題設定等での関わりは特にはないが、近年、委員から「報告ばかりでなくもう少し違う内容について話した方がいいのでは」という意見があり、改善のための検討を進めている。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

平成 22 年までは年に 2 回の実施だったところ、現在は年に 1 回の実施である。

部会の議題としては、発達障害者支援センターの報告や、定期的にアンケートを行う必要がある場合にはその項目を追加する等の他は、基本的にその前年度の議題を参考に設定するという流れが続いていた。

しかしながら、委員から、「取り組み内容はある程度資料を見ればわかるため、その時間をもう少し支援のあり方について何か話すところに充てることができないか」といった意見が出されたことから、今年度は試行的に、議題についての意見を各関係機関に照会した。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

昨年度は、発達障害者支援センターの実績報告、発達障害者自立支援事業で行っている 4、5 歳児発達相談やペアレントトレーニング、「さかいっこひろば」での未就学児等に関して相談等の実績報告、市で配布している「あい・ふあいる」²⁰の利用者の声・アンケート内容の報告等を行った。

²⁰ 堺市 HP より「さかいっこひろば」(<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/koryu/sakaikk o.html>)、「あい・ふあいる」(<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/shogai/guidebook/aifil e.html>)。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

本来であれば、部会での意見を市が策定している障害福祉計画に反映するのが理想的な形だが、実際のところ、専門部会の開催は年1回であり、計画策定の部会開催のタイミングとの都合もあり、意見をすぐに計画に反映することは難しい。どこまでの情報をこの計画に乗せるかという調整が必要な部分もあり、必ずしもできてはいない。実績報告が中心で、計画にこう乗せたらいいのではないかという具体的な話にまでなかなか至りにくいという事情もあり、課題と考えている。

一方、情報公開という点で、本部会に限らず協議案や議事録等の資料はHPに公開しており、広く市民がみられる状態にはしている。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

議題について特段他課と議題検討会議や調整会議を設けるといったことは行っていないが、資料作成から質疑応答までを必ずしも障害支援課が全て担っているわけではなく、適宜連絡・連携を行いながら運営している。資料等は事前に各担当課が作成し、専門部会当日にも関係各課が入る。各課に関係するところについて委員から質疑等が出た場合、障害支援課で答えられる範疇であれば一定答えるが、その事業の深い内容等であれば、直接その課から回答してもらっている。

なお、今年度から、専門部会を施策のあり方等について議論する場という委員の意見を受け、前回の専門部会での委員からの意見を簡単にではあるが各課に伝え、適宜資料照会を行う等している。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

年に1回の開催のため、事業の報告に大幅な時間を割いてしまい、外部の委員からの意見を受けて施策に反映したというような報告が必ずしもできてはいない点は課題と認識している。また、これまで事務局側として参加している他の課に対して議事録を渡せていなかったため、今年度から内容の共有を図っていこうと考えている。

3.4.1.2 北九州市（北九州市発達障害者支援地域協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

令和元年 9 月に協議会を立ち上げ、精神保健・地域移行推進課が事務局を担当している（当初は精神保健福祉課であったところ、その後組織編成により名称変更）。もともと当課が兼務で発達障害担当を担い、発達障害者支援センターの委託にかかる業務等も行っていた。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

過去には「発達障害者支援体制整備検討委員会」が設けられており、その委員に家族会の方や学校関係者、基幹相談センターの方等も入っていた。

ライフステージを通し一貫した支援体制に向け、本市における発達障害者の支援体制に関する課題の情報共有や、関係者間の連携の緊密化を図りながら、支援体制の整備にかかる協議を進めていくという観点から、支援体制整備検討委員会に関わった方も含め、学識経験者や医療関係者、家族関係者、支援・福祉関係の方、労働関係、教育関係と、ライフステージごとに幅広く支援者に委員を依頼している。令和 3 年度からは強度行動障害の知見を有する学習経験者も加わり、計 13 名で構成している。

本協議会では、設立した令和元年から 2 年の途中までは、各分野の支援者等が取り組みや課題を共有していたが、ある程度共有した後、課題の深堀をするために令和 3 年度は協議会のもとに 3 つの部会（調査・骨格検討部会、支援システム検討部会、強度行動障害支援検討部会）を作った。その際、強度行動障害にスポットを当てて部長をお願いした方に、現在協議会の委員として入っていただいたという経緯がある。

委員構成の課題として、ライフステージを通してというときに、まず、就学前の支援体制があり、就学後は学校の中での支援体制があるが、学校を卒業した後はどこがどう支援していくのか、人によっては途切れてしまうといったことがありうる。ケースによっても関わる人や課題は異なるため、協議会単体の中で全てを協議するのは難しい。現在の協議会のメンバーは、比較的成人分野は充実していると思うが、児童分野の保育現場や幼稚園現場の方は入っていない。かといって、メンバーが増えすぎると意見がまとまらなくなるかもしれないということで、悩ましい。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

発達障害のある人のライフステージを通じた「切れ目のない」支援のもとで自分らしさを大切にしながら安心して日常生活や社会生活を営むことができるような環境整備を目指し、そのための取り組みについて幅広く協議を行っている。

加えて、強度行動障害に関する支援のあり方や取り組みの検討も行っている。

(エ) 自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

本市では障害者計画と福祉計画を合わせて障害者支援計画を作っており、そこで協議会を、地域の実情に応じた発達障害児者への支援体制の整備を協議する場として位置づけている。

特に他の協議会と一緒にという建て付けにはなっていないが、障害者自立支援協議会は当課が担当しているため、障害全般にかかる議論について互いに情報共有はしやすい。具体的な施策を考える際、当課の事業のみで何かできることは多くなく、障害福祉部全体として一緒に考えてもらっている。

もっとも、施策へ展開する際は予算や人材についても考えなければならず、どうしても大きな壁は感じることもある。それでも、色々なところに横串を刺していけるようにと考え動いていこうとはしている。例えば、今年度の計画策定にあたり、これまでは施策推進協議会に別途部会を設けていたが、今回は、自立支援協議会、発達障害者の協議会、精神保健分野の地域包括ケアにかかる協議会等、既存の様々な会議体に意見を聞くようにした。来年以降の市の支援計画、障害者の支援計画の内容をどうしていきたいか、何を反映すべきなのかについての意見を全協議会に聞いたことは、今年の障害福祉部全体の工夫であり、大きかったと思う。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

発達障害者支援センターには、協議会委員の一つとして、活動報告をいただいたり、専門機関の立場から協議事項に対して意見をいただいたりしている。加えて、様々な課題がある中でセンターがどのような役割を果たせるか、といった議論も行う。一方、センターには別で運営協議会もあるため、本協議会はセンターの運営の評価をする場ではないと考えている。

(2) 議題の設定方法について

各回新しく議題を設定するというよりも、中長期的なスパンで議論を行ってきた。まず、令和元年から2年は支援の状況や課題出しをし、令和3年度はそれをもとに3つの部会を立ち上げた。一つ目の調査・骨格検討部会では、発達障害の方々の色々な実態を知ろうということで、調査で実態把握をした。二つ目の支援システム検討部会では、一貫した支援のあり方をどうしたらいいか検討した。三つ目の強度行動障害支援検討部会では、強度行動障害の支援体制がどうあるべきかを深掘りした。

部会での議論の結果、情報の共有をもっと行っていかなければいけない、各ライフステージにコーディネーターになる人がいるが、繋がっていないところがあるのではないか、強度行動障害支援については緊急的な介入や支援者側の資質向上等が必要なのではないか、といった、それぞれの課題が出された。令和4年度以降は、それら検討の結果でできた一つ一つの課題をどのように取り入れていくか、施策に反映するかを検討している。

上記の専門部会は令和3年度で解散したが、協議会は年に2、3回の開催であり、そこだけで細かいところを深掘りしていくことは難しいため、今年度はワーキンググループを設定した。専門部会よりも現場レベルで、実際に相談対応をしている方の意見を聞き、課題をより細かく出し、その上でどう取り組めばその課題をクリアできるか、実現できるのかを議論している。議論の結果は3月に協議会で報告し、令和6年度以降に具体的な取り組みに持っていく予定である。

どうしても課題が多く、率直に言って、どこから手をつけてよいのかわからないということはある。現在ワーキンググループで行っている、ライフステージごとに関わっている人たちの繋がりをどう作っていくかということも非常に大事であり、何年もかかるかもしれないが少しずつ横に繋がるような取り組みにはなると思う。時代に応じ、考えていた課題と違うことが出てくる可能性はあるが、今出てきていることへの対処を一つひとつ積み上げていくことが重要と考えている。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

協議会開催の1年の流れとして、今年度は8月に第1回協議会を開催し、12月に第2回、3月に最終的に3回目を行う予定である。通常は年2回程度、毎年8月ごろと2・3月ごろに行っているが、今年は計画策定があり議論の機会が減ってしまったところがあったため12月に追加で開催した。ワーキンググループは9月から1月までの間に月1回ずつ行っている。

このように、本会は年2回程度の開催だが、一方で、それではどうしても細かな実働は困難である。また、協議で示された事項を具体的に実行していく中心になるのは事務局だが、予算も人材も限られているため、そうした兼ね合いを考慮しながら、優先順位を付けて取り組むことにはなる。協議事項をより円滑に施策へ反映していくためには、発達障害に関する他部局の理解と協力体制の確保、施策を浸透させていくための民間事業者や関係機関との連携等が必要であり、これらをより強固なものにしていくことが課題と認識している。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

ライフステージ全体をみた時に、当課のみでできることは少ない。本市では、子育て支援課、特別支援教育課、児童相談所の課長、保育課の課長が発達障害の担当課長を兼務している。行政は課や局をまたぐと連携しにくくなりがちであるため、横の繋がりを作るための工夫である。年に1回程度、庁内課長会議で情報共有や、何かあれば随時連絡を取るようにすることで、ライフステージの各区切りを超え、教育も含め、情報や課題等の共有を行っている。

この他、本協議会以外に自立支援協議会等で色々な方々と関わる中で、こういう課題もある、取り組みがあるということを情報収集しながら、必要に応じて関係する課

に声を掛けたり話を聞く等の連携はしている。外部の関係者との関わりは比較的多く、色々な協議会等を越えて関わる事ができているのではないかと思います。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

障害者全体の支援体制は北九州市障害者自立支援協議会で協議しているが、事務局はどちらも当課であることから、両協議会で共有すべき課題や情報は共有するといった対応がしやすい。

また、当課は精神保健福祉法に関する業務も担っており、精神科や精神科領域の先生方との繋がりがあり、横の連携がしやすい。子どもの早期発見にかかる課題を扱った際に市の医師会で初めて小児科の先生方と関わったが、大人になってくると精神科等の繋がりの課題が出てくる。そうした先生方とも話をしながら、どういった課題があるのかを把握しつつ、精神科は精神科なりの先生方が持つ悩みも聞くことができた。工夫というよりも課の本務として、医療関係の方との連携は、さほどハードルが高くなくやりやすいところはあるように思う。

一方、子ども関係では分からないこともあるため、兼務でかかわる子育て関係の職員に聞く等している。昨年まで小児科の先生方と一緒に進めていた研究事業があり、そこで小児科の先生や保育関係者との繋がりができた。今後は子ども関係の課題も一緒に検討していく必要があると考えている。

3.4.1.3 仙台市（仙台市発達障害者地域支援協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

事務局は、行政機関から局をまたいで構成している。健康福祉局からは発達相談支援センター（北部・南部アーチル（以下アーチル））の他、障害企画課と障害者支援課が参画、こども若者局からはこども家庭保健課、児童クラブ事業推進課、運営支援課が参画、特別支援の主管課として特別支援教育課も参画している。加えて、仙台市内５区の保健福祉センターから、区役所での実務を担っている担当課として、障害高齢課、家庭健康課も参画している。

成り立ちの経緯として、平成１４年（２００２年）のアーチル開設以来、外部委員等による「発達相談支援センター連絡協議会」を開催し、その検討内容を提言書や報告書として公表する等、本市の発達障害児者の体制整備やアーチルの事業運営に活かしてきた。平成３０年度（２０１８年）より、発達障害者支援法の改正に伴い「発達相談支援センター連絡協議会」を発展的に解消し、現在の「発達障害者支援地域協議会（以下、協議会とする）」を設置した。以降、発達障害児者の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議等を行っている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

協議会の前身である「発達相談支援センター連絡協議会」当時より、発達障害の当事者・家族、学識経験者、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者、関係行政機関の職員等を委員に選定している。

発達障害者地域協議会になるまではもう少しコンパクトに、当事者、家族を中心に、学識経験者や関係機関の職員が加わり、具体的な発達障害者の施策や支援体制を考えていくうえで必要な資源の創出や、それに向けた今後の支援のあり方の提言書の作成を行ってきた。現行の協議会になったことで、事務局に、アーチル（発達障害者支援センター）だけでなく、福祉、子育て、教育といった局をまたいだ関係各課が参画するようになり、庁内での様々な取り組みの報告や、委員と一緒にテーマを絞って協議する等、より幅広く議論ができるようになった。

当事者も含めた多様な関係者・機関の参加の背景には、発達障害のある本人、家族の生涯ケアを中心に据えたアーチルの理念がある。なお、現在構成員として参加している当事者は、もとはアーチルの相談支援の利用者であったところ、その後支援機関の職員になった方であり、ピアの立場から意見を得ている。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

アーチルでは、発足当時から児童相談所の障害相談の部門、知的障害者更生相談所での知的障害者支援の部分、発達障害支援センターとして発達特性のある人の支援、

の大きく 3 つを担当している。発達障害者支援法ができる以前から、知的障害者、重症心身障害者も含め、発達障害等の特性のある人への支援を包含的に担当してきた。こうした経緯から、協議会での検討の対象も広く、年齢で区切らない、生涯ケアの体制の検討に取り組んでいる。

一方で、医療的ケアの必要な重症心身障害にはもう少しスポットを当てるべく、別途「医ケア児者等地域支援連絡会」を設置し、支援体制に関する課題の情報共有や、関係機関の連携の緊密化を図っている。

(エ) 自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

要綱により、市の附属機関に準じた協議会として設置している。

仙台市の障害福祉計画の策定にあたっては別途施策推進協議会が置かれているが、そこに発達障害者支援地域協議会での取り組みを報告する時間がある。特に、今年度は、次年度以降の 6 カ年の計画を立てていく大事な時期であり、協議会で取り上げられている課題や、あるべき支援体制整備について報告書を作成した。

この他、自立支援協議会や精神障害者の審議会等、様々な機関と連動・横並びで施策に繋がる仕組みがある。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

センターは事務局として協議会の庶務を担うが、それに加えて、相談機関として、最近増えている相談や課題を議題の設定にもつなげることで、協議会と直接連動して考えられるようにしている。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

協議会として立ち上がった平成 30 年ごろから、学齢後期にスポットを当てて協議を行ってきた。

近年、知的障害、重症心身障害のような明確な障害というよりも、例えば学習や集団生活、就労等の社会生活における課題といった、何かしらの特性と思われることについての相談が増えている。学齢期の新規相談の約 9 割は通常学級に在籍している子どもについてのものであり、また、成人期以降の相談事項は、学齢期での特性に合わせた対応や解決すべき発達課題がクリアされていないまま大人になり、問題がより複雑化し、深刻な二次障害に至っているケースが多い。そうしたことを踏まえて、こうした議題設定を行った。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

【平成 30 年度～令和 2 年度】

学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方

学齢期の連携等における様々な課題を整理し、関係機関の具体的な取り組み事例も踏まえながら、必要な支援体制について検討を行い、本人を中心に置き、本人及び家族が地域で安心して暮らして行くうえで、教育・福祉・子育て分野のより一層の連携強化が必要であることを確認した。

その推進に向けて重視すべきポイントとして「コーディネート機能（人・機関）」、「顔の見える関係の中で情報共有や見立て等を共有し、支援方針を統一するための場」、「それぞれの立場を尊重できるチーム支援の土台となる人材育成」、「連携・協働をより補完するための連携ファイル等のツール」の 4 点を挙げ、報告書としてまとめた。

【令和 3 年度～令和 5 年度】

成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方について

成人期の現状と課題を振り返りながら、学齢後期から 20 代前半の成人前期に必要なとされる支援のあり方について、各委員の実践や先進地の取り組みも参考に、協議検討を行っている。

- ・成人期の自立に向けて大切な視点として、乳幼児期・学齢期からの「安心できる関係づくり」「生活の土台づくり」「具体的な経験の積み重ねと振り返り」等が挙げられる。
- ・本市の社会資源を「くらす」「はたらく」「たのしむ」の観点から整理すると、これらの場が相互に影響しあう「ハブ」の機能を持った社会資源が必要と思われる。
- ・福祉だけではなく教育・労働・医療・司法と分野を超えて、地域のインフォーマルな資源も活用した仕組みが求められる。
- ・今後の具体的な取り組みの案：「たのしい」を軸にした活動や居場所づくり、「はたらく」体験の創出、ピアスタッフとの連携、支援機関が繋がりあう仕掛けづくり等

協議会で特に検討が必要とされた事項については、作業部会を設け、1 つのテーマにつき 3 年間かけて協議検討を重ねている。直近、令和 3 年度～5 年度に実施した作業部会では、構成員の半数に関係する委員、もう半数に実践を積んでいる方（例えば、通級指導学級の教員、スクールカウンセラー、就労支援事業所の管理者）を任命した。委員会構成員計 19 名に対して作業部会は 10 名程度で、年に数回集まり、実践を基に意見交換に取り組んでいる。

今年度の大きなテーマに対して、成人期の自立に向けて大事なことは何かについての議論を深めながら、必ずしも制度等ハード面での社会資源の創出には至らなくても、インフォーマルな資源も活用できないか等のアイデア出しをしている。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

附属機関に準ずる協議会として、「仙台市施策推進協議会」にて、協議・検討事項を報告している。作業部会を設けて協議・検討を行ったテーマは報告書にもまとめている。しかし、報告書の作成にとどまらず、その後の支援拡充等に向けた具体的な取り組みにつなげて行くための方策は、引き続き検討が必要と思われる。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

庁内関係各課の情報共有や連携強化を図る目的で、別途「発達障害児者支援庁内連絡会」を設置し、協議会本会の前に開催している。

関係各課が連携して行う背景には、歴史的な経緯もあると考えている。仙台市は、昭和 53 年（1978 年）に教育局が音頭をとり、アーチルの前身として「心身障害者相談センター」を開設した。その当時から、教育局・教育、衛生局・保健所、民生局・福祉の 3 局の連携により、身近な地域で生涯にわたって支援が受けられるように、という支援体制整備を図ってきた。それらの機能は、政令市になった際に、児童相談所と厚生相談所へと発展的解消し分かれたが、市民から一貫した支援体制を作ってほしいと強く求められ、平成 14 年度（2002 年）に複数の機能を合わせた行政機関としてアーチルが設立された。

こうした背景もあり、障害者支援地域協議会に限らず、複数の部局が垣根を越えて協議・検討できるような体制を全市的に作っていかなければいけないという課題意識で進めてくることができた。

3.4.1.4 さいたま市（さいたま市発達障害者支援地域協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

平成 17 年、発達障害者支援法の施行に基づき、市で発達障害者整備検討委員会を立ち上げた。その後、平成 28 年の法改正で発達障害者支援地域協議会が示されたが、地域連携や課題の共有など、目的は基本的には同じと考え、平成 30 年 1 月に発達障害者支援地域協議会へと移行した。

事務局はさいたま市障害政策課と市発達障害者支援センターで担っている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

委員は概ね 2 年ごとに改選し、令和元年度 4 月には労働部門の委員として埼玉障害者職業センターの職員が加わった。このほか、さいたま市の行政関係では、児童相談所が入っている子ども家庭総合センター、保健所内にあり母子保健などを担当している地域保健支援課、児童発達支援を行っている総合療育センター、保育課、特別支援教育室がある。基本的に課長級の職員が参加し、地域協議会での議論を基に課の事業として進めていけるような体制にしている。

一方、外部からは埼玉大教育学部、子どもの医療機関、また、幼稚園協会から園長を一人推薦してもらっている。また親の会と自閉症協会の方々、市内各地区にある障害者生活支援センターから推薦して 1 人来ていただいている。医療、保健、福祉、教育、労働と概ね網羅している。

さいたま市は、発達障害関連の支援に際して、一つの窓口でというよりも、乳幼児期は医療・療育を中心に行う総合療育センター（ひまわり学園）、学齢期は特別支援教育室、大人になったら発達障害者支援センターが受け付ける。もちろん、発達障害者支援センターは一次相談的に連絡を受けたら対応はするが、基本的にはライフステージに応じて組織に繋いでいくというスタンスでやってきた。もっとも、1 本の線が通っていない、対応機関がその都度変わってしまいバラバラしているように見えるという指摘はあり、この方法をとるうえではしっかり各ステージの対応機関が連携している必要がある。だからこそ、協議会でも幅広く様々な機関の方に委員になっていただいていたのだと思う。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

協議会で扱う発達障害の範囲は、まず発達障害者支援法に則るが、発達障害の概念は広い。一方、法の定義に沿うと知的障害は入らない。狭間に落ちてしまう人をどう救っていくかというところで作られたのが発達障害者支援法であり、知的障害の方には知的障害者福祉法で支援をしていくことを考えると、われわれはそこから抜け落ちていった人たちをイメージする必要は感じている。

最近の文科省の調査で、通常の学級に在籍する小中学生の 8.8%に学習や行動に困難があるという結果が出されたことを踏まえると、発達障害は本当に身近で範囲も広いと感じる。発達障害の診断を受けている人だけではなく、発達障害の傾向がある人にもアプローチをしていかなければ、救っていくことができない。実態として、そうした人が二次障害を受けていたりする。大人になってから発達障害だったという診断を受けた場合、多くが二次障害を受けていて支援が大変難しい。そうすると、乳幼児期や小学校など、早い段階で気づき対応できるような、掬い取っていく必要があり、検討する範囲は広がっていくように思う。

また、強度行動障害について、国の方針ではセンターが対応することになっているが、その中には知的障害もある方が多く、これまでさいたま市では整備検討委員会や支援地域協議会でも十分扱ってこなかったテーマではある。更生相談センターとの役割の違いをどうするか、どう巻き込んでいくかといったことも含め議論していかなければならないと考えている。

(エ) 貴自治体における障害者等の施策における協議会の位置づけについて

発達障害に関する協議会は様々あり、その整理の難しさや会議の多さは課題と感じている。当市は発達障害者支援センターを直営しているため、発達障害者支援連絡協議会とのすみ分けが必要であり、連絡協議会は、どちらかといえば現場の担当者レベルの課題を話し合う場とし、地域協議会の方は連絡協議会で出てきた現場的な問題点を組織的・全体的に考えどうしていくかを話し合う場にしようとしてきている。

他に障害者施策について話し合う場としては地域自立支援協議会等もあるが、発達障害は他の障害以上に施策的な課題があるため、これらの協議会を別個で設ける意義はあると認識している。とはいえ、単独で設置しているがゆえに、大きな流れから漏れてしまわないようにしていく工夫もまた必要とは考えている。

さいたま市では、法律上明記される審議会と、協議会とが分けて設定されており、発達障害支援地域協議会は後者。専門知識を有する方から意見を聴取して市の行政に反映することを基本的な目的としている。審議を要する場合は政策委員会等、市の障害分野の審議会として位置づけられているところに情報を提供するための場と位置づけている。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

センターも地域協議会の事務局ではあるが、連絡協議会の方は主に発達障害者支援センター、地域協議会の方は主にこちら（障害政策課）、というように二つの協議会で主となる役割が分かれている。地域協議会では、センターには市の事業や施策の状況について報告してもらうことが大きな役割。

われわれ政策部門の方は現場での相談を受けているわけではないので、今何が課題になっているのかはあくまで書面でしか把握できず、会議の準備をするにも、以前の

会議の情報を参照するくらいしかできておらず、難しい。センターから実際の支援現場の肌感や情報を仕入れている。協議会の話題、議題の設定はまだ実質的に市の事務局主導でやっているところがあるため、そこで困った際はセンターに相談している。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

議題の設定は悩ましく、他の自治体はもっと頑張っているのではと思うところはある。当市では、ペアレントメンター事業など市の事業や、発達障害者に対する講演会、センターの事業報告、新規事業などの報告を行い、それに対して意見や助言をいただくことをベースにしている。ただ、担当の方でももう少し何かやっていきたいというところで、パンフレットの作成や、潤いファイル²¹の作成を行ったりもした。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

ここ数年は潤いファイルの改定に力を注いだ。潤いファイルは最初に作ってから10年近く経っており、われわれもどう考えればいいのか、という話題になった。整備検討委員会の際に作ったものをこれまで使ってきたが、令和3年度の第1回（8月開催）に実施された協議会で、使い方ガイドブックを作る話が出て、それなら潤いファイル自体も一度改めた方がよいのではないかと、なり、第2回（翌年3月）にその意見を受けてガイドブックの作成と潤いファイルの見直しという方向性を決め、進めてきた。

最初に配布した当時児童だった当事者も大人になり、発達障害者支援センターや福祉サービスを受ける事業所に潤いファイルが持ち込まれるということがそろそろあってもいい時期だと思うが、それがなかなかみられない。乳幼児期の支援機関、あるいは就学時に特別支援教育相談センター等が潤いファイルを渡しているにもかかわらず、どこかで渡されなくなったり、使われなくなったりしている可能性がある。もちろん、本人が成長し必要なくなったのであれば構わないが、おそらくそうとは限らないではないか、という話がある。

一方、センターには、どちらかといえば大人になってから発達障害とわかった方が来所する場合が多く、大人になってから課題が増えてくるというのが現状ではないか、といった話も出ていた。そこで、やはり支援者としては潤いファイルの所持の有無をまず確認しつつ、長期間使えるものを作っていきたいということが協議会の中でも話され、それが改めて形となった。協議会の先生たち、委員の先生たちの意見もしっかり受け止めた形で作れているのかなと思う。

²¹ ライフステージ全般にわたり、一貫した継続的な支援を受けるために、本人、保護者と教育・医療・保健・福祉・労働などの各機関が相互に本人への支援状況に関する情報を共有し、必要な連携を図るためのツールとして、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会にて作成したもの。（<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/001/p008954.html>）

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

まさに、現在使っているパンフレットや潤いファイルは協議会での協議結果が形となったものと考えている。常設ではないが、潤いファイル作成のように、力をぐっと凝縮してやるものが決まったときには適宜作業部会を設ける等もしてきた。

協議会は、事務局が参加者の意見等を取りまとめ、また見せてという流れになっている。基本的にここで何かを作り上げていくという場ではないが、意見を言ってもらえているということ自体がありがたく、形骸化していないところだとは思っている。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

発達障害はそもそも課をまたぐテーマだと思っており、庁内全体から委員に入ってもらっている。事務局を構成している発達障害者支援センターは主に成人が支援対象だが、地域協議会であれば、子どもや教育についても議論ができる。障害政策課が担当する意義はその辺りにもあるのかもしれないと思う。発達障害者の政策としてとらえると、大人も子どもも検討領域に入る。そこの切れ目なく話ができる場にはなっていると思う。

センターが、相談に来た大人に対して「子どもの時が大事」だと、それは子どもの時の支援ができてないからだ、と言ったとしたら、本人にどう聞こえてしまうかというところはある。その意味でも、もともと全体的な話としてできるのはよい機会だと考えている。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

委員の活発な意見が出るような議題設定などを行ってきたと認識している一方で、本来協議会をどのような形で進めていくのがいいのか、例えば、意見をどんどん出して、自律的に動いてもらうのが望ましいものなのか、それとも今のような形でもいいのか、委員の方々がどう見ているのかは担当としては気になっている。

協議会自体のその時々々の温度感のようなものもあるとは思っているので、集まった時に、まずはしっかり意見を出していただき、その熱量のようなものから、これだったら、何か作って一気にいけるのではないかと、というようなことを感じられるようにしたいとは思っている。ただし、簡単ではない。

3.4.2 都道府県における取り組み事例

3.4.2.1 長野県（長野県発達障がい者支援対策協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

長野県の発達障がい者支援対策協議会（発達障害者地域支援協議会）は、協議の柱として、4つの部会（連携・支援部会、自立・就業部会、普及啓発部会、診療体制部会）を設けている。連携・支援部会は、教育に関わる関係者の基礎的知識と対応力の向上を図る部会、自立・就業部会は就労や司法分野に関わる部会、普及啓発は理解・啓発に関わる部会、診療体制部会は発達障害の専門医を増やしていく、充実させていく体制づくりのための部会である。協議会は4つの部会とそれらを含む本会とで構成されており、各部会で柱となる議題を本会でも議題としている。

平成17年度（2005年）に発達障害者支援体制整備検討委員会が立ち上がり、平成21年度（2009年）に協議会が設置された。設置当時は社会福祉部局が事務局を担当していたが、平成30年度（2018年）に次世代サポート課に移った。

事務局の移転は、教育委員会との連携が必要であること、作業部会の設置がなかった就労関係の部局を立ち上げる必要があるといったこと等から、県の事業整理の一環として行われた経緯がある。多様な立場の者が集まる部局に移動することで、様々な課による横断的な議論が期待された。

事務局体制としては他に、自立・就業部会に触法関連として警察関係の方も入っている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

協議会の委員は16名で、定められた構成員の分野ごとに推薦してもらう他、一部は公募でも選定している。委員は、専門領域ごとに部会にも4名ずつ入っている。

この他、県では発達障がいサポート・マネージャー（地域支援マネージャー）を社会福祉にかかる10圏域それぞれに配置しており、委員とは別に各部会に3～4名が協力部会員という名前で参加している。このサポート・マネージャーの配置や研修自体も協議会での議論をもとになされたという経緯がある。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

協議会で検討される範囲は主に4つの部会にかかる内容だが、特別支援連携協議会等とも連携しており、他の課とも連携しながら検討を行っている。

（エ）自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

連携・支援部会では幼児教育から高校や特別支援学校等も対象に検討しているが、特別支援教育については発達障がい者支援対策協議会の他の部会でも議論がなされ

る。部会、本会いずれにおいても話題になったことを教育委員会に持ち帰り、次世代サポート課と協働で施策に反映させるという体制を取っている。教育委員会がいくつかの部会で事務局に入っていることは連携のしやすさに繋がっていると考えられる。

他の協議会との繋がりとして、特別支援連携協議会には、次世代サポート課だけでなく、教育委員会、障害者支援課、労働雇用課、保健疾病対策課といった、発達障がい者支援対策協議会の構成担当課ほとんどが事務局として参画している。県の特別支援教育の施策には、ちょうど5か年計画が始まったところだが、各課の取り組みが反映されている。直近で12月に実施した会では、主に県の特別支援教育の基本計画にかかる進捗状況等の協議を行い、今回の協議会に関わる施策も反映されている等、連携ができています。他にも、本県では自立支援協議会にも次世代サポート課が事務局として関わり連携している。

なお、課を超えるテーマの場合、どの部局で担うか等はその都度議論し確認しながら進めている。教育委員会関係であれば事務局との連名で通知しているものもある。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

昨年度まではセンターは県の直営であったため、事務局メンバーとして入っていたが、今年度から信州大学に委託することになり、現在は全ての部会にも関わる共同事務局と位置づけている。委託して間もないため、役割は今後整理・検討していく。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

最近の話題として、連携・支援部会では、教育機関での合理的配慮、LDの児童に対する支援を中心に扱っている。自立・就業部会では、別事業ではあるが、県で子ども若者サポートネットという事務局を設置しており、そこで司法分野における発達障害の理解促進を議題にしている。普及啓発部会では、発達障害に関わる動画の作成や合同研修会の開催、長野県発達障害サポーター養成講座の開催を行っている。診療体制部会では、発達障害かかりつけ医の研修、人材育成に関わった協議、意見交換がなされている。

各部会での議題設定は、委員の方からいただいた意見のなかで喫緊の課題や、近年社会的にも認知されている課題等について、それぞれの部会に持ち帰る他、県の事務局から提案することもある。基本的に、委員から出た意見を事務局で集約し、部会長と事務局で協議し決定している。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

発達障害の診療医体制の整備についての要請があり、協議の結果、現在の施策に反映されている。他に、今年度策定した子ども若者支援総合計画に、発達障害に関わる

支援施策が含まれている。この支援施策に基づき具体的にどうしていくかを、協議会で意見をいただき、部会長等とも議論しながら決定している。

計画には、障害のある子どもの支援としてライフステージ間での切れ目のない支援を進める、とある。そのための支援や進学就労に関する不安の軽減等を中心に協議を進めている。また、最近の議題設定にあたっては、サポート・マネージャーから現場の声を出してもらったりもしている。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

協議会で議論した内容を事務局に持ちかえり、各部会長と相談し、発達障がい情報・支援センター（発達障害者支援センター）とも連携しながら対応を進めている。それぞれの部会によってルートがあるため、適宜部会とも相談しながら進めている。協議会本会で、どういった対応があるのかを協議していただくこともある。

協議会での議論をもとにした長野県発達障がい情報・支援センターの取り組みの例として、情報共有ツールである『わたしの成長・発達手帳』の開発がある。

一方、協議会は年4回実施（この他に各部会それぞれ2～4回程度）しているが、それだけではなかなか決まらない、進まないということはある。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

施策の案を出す際、どの課が担うかは、事務局で十分な調整・議論が必要と認識している。次世代サポート課が担うこともあるが、教育委員会事務局と連携することもある。今後の展開として、発達障がい情報・支援センターが担うことも考えられる。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

今年度より、県では発達障害児者への支援強化として、発達障がい情報・支援センターの改組と強化を位置づけている。

センターはまだ委託開始から間もないため、役割を整理しているところであり、現行で最適な位置づけにあるとはいえず、今後の課題と認識している。

とはいえ、信州大学に置かれているという点で、医療機関でもあり、一方で教育分野の者が職員となっているという特長はある。また、今年度からは地域支援マネージャーもセンター職員として兼務となった。分野横断的に幅広く、様々な機能をもって支援に取り組むことが期待され、センターの担う役割は大きいと感じている。

3.4.2.2 静岡県（静岡県発達障害者支援地域協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

平成 28 年（2016 年）の発達障害者支援法の改正により、発達障害者支援地域協議会の規程が追加されたことを受け、本県でも平成 30 年度（2018 年）に協議会を設置した。平成 27 年度に「発達障害のあり方検討会」を開いており、それが発展的に協議会となった。あり方検討会では、県として、専門性の高い支援や地域の支援体制の整備、市町に向ける技術的助言等、県と市町の役割分担とライフステージに沿った支援体制の確立を課題として、その方向性について検討した。

協議会の事務局は、発達障害支援にかかる事務を所管していることから障害福祉課が担っている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

発達障害者支援法第 19 条の 2「発達障害者及びその家族、学識経験者及びその他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される」を受け、部内で各分野にかかる候補を選定し、職域ごとの代表者として推薦した方で構成した。現在計 15 名で、人事異動等で変更はあるものの、基本的には任期 2 年で委員を継続いただいている。

構成員のうち、関係市町からは、市長会と町村会からの推薦により、現在は福祉が比較的進んでいるという理由から三島市と吉田町が参加している。都道府県の法律上の役割は後方支援であり、現場の声をしっかり受け止める必要があると考えそのようにしている。

司法関係では、弁護士会から 1 名入っている。発達障害の人のライフステージのなかで、特に成人期になって罪を犯してしまった方への支援は今年も議題に挙がっており、その際に法律の分野から助言をいただくことができている。県の発達障害者支援センターへの相談ではすでに半数が成人期の発達障害にかかる相談であり、法律関係は就労関係と並び大きなテーマと考えている。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

発達障害に関わるものであれば基本的に扱っており、特に範囲を明確に定めるといったことはしていない。

（エ）自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

障害者総合支援法施行規則第 65 の 15 に定める自立支援協議会の発達部会として、静岡県発達障害者支援地域協議会を位置づけている。

静岡県では、「静岡県障害者施策推進協議会」をいわゆる自立支援協議会に位置づけており、その下部に人材部会や重心部会等が置かれている。その一つの発達部会が

当協議会にあたる。ただし、基本的には部会（協議会）の中で議論は完結し、静岡県障害者施策推進協議会を親会として報告事項や協議事項として上げる、といったことはほとんどない。

（オ） 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

本県には発達障害者支援センターが 2 カ所あり、それぞれのセンター長を協議会委員として委嘱している。協議会の運営そのものには特にセンターは関わっていない。

（２）議題の設定方法について

（ア） 議題設定のプロセスについて

年 2 回程度の開催。1 回目は委員の方々に協議会で扱いたい議題を募集し、その中から協議会委員長と調整し、議題を設定している。このような流れにしたのは令和 4 年度からであり、以前は事務局側で、計画の進行状況等を議題に設定し進めていた。しかし、会議の中で毎回「今ある課題」に話がずれていくので、それならば予め課題を網羅的に出していただいて、そこに焦点を当てようということになった。

2 回目はチェック機能として、発達障害者支援センターの実績報告等センターの活動を中心に、課題の共有やセンターの役割、政策の改善等について議論している。

1 回目の開催に向けたスケジュールの流れとして、協議会の 2 カ月前くらいに委員に日程調整と併せて議題のテーマを募集、2 週間程度の間に回収し一覧にまとめ、委員長に諮りつつテーマを 3 つ程度に絞る。テーマ選定にあたっては、発達障害児者のライフステージに応じて、幼少期、学齢期、成人期の大きく 3 つぐらいのところで重ならないように 1 つずつ出してもらっている。選ばれなかったテーマは関係各課に対応状況等の回答を求め一覧にし、当日協議会で報告事項としている。

（イ） 議題のここ数年の変遷について

先述の通り、体系立てて次回はこれ、という流れではないため、一貫性があるとはいえないものの、その時々でトピックとなっているような議題を扱っている。

例えば平成 30 年度は、発達障害は早期発見・早期療育が重要ということで、それを中心に議論した。今は施策に反映しているが、医療関係者から、心理検査ができる医療機関の実態調査をすべきという課題をいただき、それを受けて調査を実施し県の HP で結果を周知した。

静岡県は東西に広く地区によって医療機関の充実度に差がある。例えば、県東部地域は以前医療体制が弱く、就学のために診断書が必要でも、診察待ちが 6 カ月という状況もあった。そこで、幅広く、こういうところでも診ることができるという情報提供を行った。

近年、こうした支援体制の整備やネットワークの話から、発達障害のある人の運転免許の取得支援等、だんだんと障害「児」から障害「者」の話になり、直近では触法

にかかるテーマが議題に挙げた。相談割合のうち、これまで診断がなく支援を受けられないまま成人期に入り、初めてセンターに来た、というような方のものが増えてきており、どう支援するかが課題になっている。

令和2年度は強度行動障害について、営利企業も参入する中、質の担保が課題として挙げられた。他にも、そもそも発達障害の課題に関しては様々な機関が絡んでくる。例えば、医療と教育と福祉の連携体制について、就学支援委員会で診断書の提出に関して協議し、教育委員会に改善を求め諮るといったこともあった。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

発達障害のある人のライフステージに応じて様々な課題があり、施策反映というときに、障害福祉課だけでは受け止められないものも多い。協議会で出た課題や、課題にならなかったテーマについても、関係各課に対応状況や対応予定の回答を求め、協議会での報告事項としている。協議会で実際に取り上げられるテーマになった際は、その関係する課にも出席し、発言してもらっている。

また、協議会には障害者支援局長も参加している。障害福祉課のある障害者支援局は障害者政策課と障害福祉課とに課が分かれているが、例えば、障害者のグループホームに関する話等は障害者政策課の所管になってくることがあり、その後をスムーズに進めるうえでも局長の参加が必要になる。この他の施策推進協議会（自立支援協議会）や主要な会議にも原則として局長が出席している。全体を把握できることに加え、現場の生の声を聞くことにもなっている。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

協議事項には、発達障害のある方のライフステージに応じて様々なテーマ案が寄せられるため、協議テーマに該当する課には協議会への出席を求めている。例えば、教育と福祉の分野は学齢期のテーマで重なるため、教育委員会の特別支援教育課と、最近では特別支援学級の話が多くなっているので義務教育課も必ず出してもらうようお願いしている。また、子どもの所管課であるこども家庭課にも必ず出してもらっている。

障害「者」の部分の施策では、障害者政策課と、就労分野では労働雇用政策課との連携が必要になる保育・保健分野も関わる。

対して、本来は医療分野とも連携をしたいところだが、医療局はドクターが動かないと難しいところもあり、課題となっている。

教育委員会、特に特別支援教育課とは関係する事項が多いため、協議会を含めて関係する会議には相互にオブザーバーとして参加している。協議会に限らず、教育委員会側で行っている自立支援協議会の学齢部会に参加していたり、重症心身障害に関連して障害福祉の分野で行っている医療的ケアの協議会に特別支援教育課に出てもらっ

たりしている。逆に、特別支援教育課で行っている医療的ケア関係の協議会にこちらが参加する等、頻繁に連携を取っている。

ただし、協議会の議題に関係する課には出席して話をしてもらっているとはいえ、具体的にどこまで対応しているかという点では、把握しきれていないところもある。また、どうしても予算が絡む場合は簡単にはいかない。

ライフステージに応じてこういう関係機関がある、ということを庁内の担当レベルで共有し分担を検討できる機会があればと思う。

3.4.2.3 大阪府（障がい者自立支援協議会 発達障がい児者支援体制整備検討部会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

発達障害に関する実態把握や支援方策とその効果の検証、今後の支援体制整備等について検討を行うため、平成 18 年度（2006 年）9 月に「大阪府発達障がい者支援体制整備検討委員会」を設置し、障がい福祉室地域生活支援課の発達障がい児者支援グループが事務局を担うこととなった。

委員会は、平成 24 年度（2012 年）に大阪府障がい者自立支援協議会の一部会である「大阪府発達障がい児者支援体制整備検討部会」（大阪府の発達障害者支援地域協議会。以降、「部会」）に移行し、現在に至る。本会である自立支援協議会には部会事務局の者も参加し、部会での検討状況や予定等を報告している。

部会の事務局の主体は障がい福祉室地域生活支援課だが、発達障害の課題は他分野にまたがることから、庁内に会議体を設けて情報共有をしている。事務局には母子保健、特別支援教育、就労促進の担当課も入り、協議会の場で委員の先生から関連の質問等があれば、各担当部署が回答している。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

学識経験者、心理士、親の会の代表、当事者団体（NPO 法人 DDAC（発達障害をもつ大人の会））の代表、弁護士、保健福祉関係として児童発達支援や事業所支援の委託先担当者、医療関係として拠点病院、地域のクリニックの医師や発達障害の診断を行う医師、労働関係としてハローワーク、障害者就労支援部署の方、教育として教育関係大学の教員、その他市町村関係者で構成している。

市町村からは地域の規模に応じて輪番で参加いただいている。地域支援力の向上のためにも市町村の体制整備は重要な柱であり、実際に支援を行う市町村の意見を取り入れる必要があると考えている。大阪府では、本部会に限らず、福祉関係の協議会には市町村の代表に入っていていただく方針をとっている。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

発達障害にかかる課題全てが検討対象範囲である。なお、部会のもとに、「子どもワーキング」という子どもについて検討する場と、「成人ワーキング」という成人を対象とする場の二つのワーキングを置いている。それぞれを通して、乳幼児期から成人期に至るまで幅広く検討できるようにしている。

ワーキングの開催方法は、年度当初に第 1 回部会を開催し、部会長が各ワーキンググループ長を決め、招集する。部会の開催後、ワーキングで議論を行い、二回目の部会でワーキングでの議論をふまえた内容を報告し、事務局として提案するという流れである。

(エ) 自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

発達障害者支援法にもとづく地域生活支援事業の都道府県事業、という協議会の位置づけも踏まえたうえで、障害者総合支援法における自立支援協議会の一部会として設置されている。様々な協議会が設置されすみ分けが難しいという課題があり、ある程度集約する方針のもと、障害福祉分野では、計画の策定とともに現在の位置づけになった。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

発達障害者施策においてはセンターが中核となることから、ワーキングにも部会にも構成員として入って適宜事業報告等をいただいている。一方、議題の設定段階での関わり等は特にない。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

部会では、大阪府が現在実施している取り組みに対してご意見をいただく。そのため、担当課にて、府の事業や市町村の取り組み状況等を踏まえて、議論いただきたいことを起案し、部会長に事前に相談したうえで設定している。

部会の前には関係各課と庁内会議を設けて議題について確認する機会も設けている。加えて、市町村に毎年アンケートを取って取り組み状況を把握し、必要に応じて議題に反映させている。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

【令和 5 年度】※予定を含む

- ・児童福祉法の改正を踏まえた発達支援拠点と児童発達支援センターの連携について
- ・令和 6 年度の取り組みについて
- ・「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」に基づく府の取り組み状況について
- ・市町村の取り組み状況について

【令和 4 年度】

- ・市町村における発達障がい児者支援の取り組み状況
- ・大阪府発達障がい者支援センター及び発達支援拠点の役割について
- ・令和 5 年度発達障がい児者支援について

【令和 3 年度】

- ・新・大阪府発達障がい児者支援プランの取り組みに関する評価について
- ・大阪府発達支援拠点等のあり方について
- ・令和 4 年度発達障がい児者支援について

- ・市町村における発達障がい児者支援の取り組み状況について

発達障害者支援法の施行により知事重点事業に設定され、予算も集中するようになったことから、府として体系的に進めていくためのプランを作った。

発達障害者別個でというよりは障害者施策全体として総合的に考え進めていくという方向性のもと、第5次「新・大阪府発達障がい児者支援プラン」（令和3年度～）から、発達障害者支援プランを反映させることになった。

（3）協議事項のPDCAにかかる工夫

（ア） 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

計画に沿って事業を進める際の実効性や有効性について部会で意見をいただき、他の観点等見直しが必要という指摘をいただいた場合は、適宜次年度事業や予算要求等に反映している。

（イ） テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

庁内関係課で構成する、大阪府発達障がい児者支援施策庁内推進会議を設置し、必要に応じ調整している。

発達障害に関わる全ての取り組みを障害関係の課だけで行っているわけではないため、それぞれの課の取り組みの方向性を確認し合うことが多い。例えば、就労に関しては、就労担当の部署が障害者の就労支援を行っており、教育も同様。発達障害の早期発見に関する課題には、医療や母子保健が担当している。

なお、課をまたぐようなテーマに関しては、意見を伺うことはあるが、それぞれの課がそれぞれで方向性を確認しながら行うのが基本となっている。複数課で同じ取り組みをするということはないため、予算調整の問題もまず出てくることはない。

（4）その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

苦慮している点として、部会の人数が多く、どうしても議論というよりも一人ずつ意見を伺うという進め方になってしまう。本来であれば一つのテーマに対して違う分野の方々からも意見をもらい議論ができた方がよいが、順番にコメントしていただくにとどまっている。

3.4.2.4 岡山県（岡山県発達障害者支援地域協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

子ども・福祉部障害福祉課と教育庁特別支援教育課が事務局を担っている。本年度、当県の組織改編により部名にも「子ども」が前面に出たが、組織改編にかかわらず、障害福祉課が継続して事務局を担っている。

地域協議会は、広域特別支援連携協議会とともに看板を二枚掲げ、二つの協議会を同時開催で行うよう位置づけている。当協議会の委員は広域特別支援連携協議会の委員も兼務することとしている。

事務局は年２回開催のうち１回ずつ持ち回りの交代制としており、特別支援教育課が担当する回は教育の話題が多くなる等、議論する内容も自ずと変わってくる。平成 17 年度に国から示されている発達障害者支援体制整備事業実施要綱に広域特別支援連携協議会と密接な連携を図ることが明記されていたことを根拠として、協議会の設置当初からこのスタイルをとっている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

協議会の設置要綱第 1 条（目的）に、「発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備」を掲げており、各ライフステージに対応する多様な分野の方が構成員となっている。

岡山市の発達障害者支援センター所長も委員に就任している。岡山市が平成 21 年 4 月に政令市になって以降も特に参加していなかったが、委員の一人から県と市がバラバラでどうするのか、という趣旨の意見を受け、平成 27 年度に加わったという経緯がある。発達障害の関係で連携できるところは連携し、情報共有も行うことで、方向性を揃えるように試みている。例えば、かかりつけ医の研修は岡山市と共同で行っている。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

年齢、世代で特に切り分けはせず、広く発達障害に関係する議題を扱っている。

（エ）自治体における障害者等の施策における協議会の位置づけについて

各自治体には障害福祉計画や障害者計画を立案する委員会や組織が置かれているが、当県では発達障害関係の内容については本協議会が計画を考え検討し意見を出す場として位置づけられている。

（オ）協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

本県では発達障害児者への支援を「トータルライフ支援プロジェクト」として進めている。これは、事業が様々に増えていく中で、バラバラの事業を再編成し、発達障

害のある人の人生を計画的に支えていこうという趣旨だが、もともとは予算の説明にあたり一元化した方が予算を要求する上で効果的という事情もあった。

協議会はこのプロジェクトに沿って進めているが、プロジェクトの実行部分の多くはセンターが担っていることから、協議会では実施主体として報告や議題設定にあたり提案を受けたり、協議会後のより具体的な部分の議論のためのワーキンググループの進行においてもリーダー的な役割を担ってもらったりしている。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

現行のトータルライフ支援プロジェクトは5年計画としており、基本的なプロセスは、①（プロジェクトスタートの前年度第1回）プロジェクト案について意見聴取、②（プロジェクトスタートの前年度第2回）①の修正案について、意見聴取、③（プロジェクト開始後）実施状況を各年度第1回会議で報告し、意見聴取、の①～③の流れであり、協議会はそれに沿って、より具体的な議論のためのワーキンググループも開催しつつ進めている。

その年ごとに微調整を行っているものの、テーマを設けて突っ込んだ議論ができていくかという点は悩みどころであり、各年度第2回会議でプロジェクトの全体を見せつつ、より詳細なテーマを選び具体的なところを説明するということを試行錯誤しながらやっているのが現状。

一方、議論を進めるうえで発達障害者支援センターの役割は大きい。発達障害支援を行う上で何が足りているかいないのかを判断できるのは実働部隊であるセンターであり、その点で、センターの役割や知見は外すわけにはいかないし、センターの考え方は大きな影響力がある。それを外してしまうと、施策の方向性が間違った方向に行ってしまうと考えている。

協議会の下にワーキンググループを構成しており、メンバーには、県庁内の子ども、労働、教育等の関係課、センターの他障害者職業センターが入っている。現在動いているのは就労関係を含めた成人期支援グループと、支援体制整備に関するグループの二つのグループ。コロナ禍もあり回数は減っているが、年1回は必ず集まり、年2回集まることもある。そこで話し合われた内容を協議会に反映することを目指している。普段の顔合わせに加えて情報交換の機会があることは強みと思う。

ただ、日程調整にも苦慮しており、理想的には協議会の会議までに準備する期間を持てるような日程で開催をしたいが、現実には難しい。それでも、まずは実施することが重要と考えて行っている。ワーキンググループにおいてもセンターは、ファシリテートに慣れているところ等もあり、行政職員だけでは難しい重要な役割を果たしてもらっている。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

令和 2 年度

第 1 回：第 3 期トータルライフ支援プロジェクト（以下「プロジェクト」）案を示し意見聴取

第 2 回：第 1 回で聴取した意見を反映したプロジェクト案を提示し、意見聴取

令和 3～4 年度

プロジェクト各事業の実施状況等報告

教育庁のテーマ＊

令和 4 年度：ICT 活用研究事業

令和 3 年度：小中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育の推進

令和 2 年度：高等学校における特別支援教育

(3) 協議事項の PDCA にかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

中長期スパンを想定したトータルライフ支援プロジェクトの流れに基づいて議論することで、具体的な支援プロジェクトを仕上げ、実行してみて、手が届かなかった分野に順番に手を付け、そこで新たな取り組みを行うという PDCA サイクルを回すことを目指してはいるものの、道程はなかなか遠いとも感じている。委員の案は可能な限り反映させ、今後の事業立案の際にも検討材料としている。

この他、各市町村には支援コーディネーターを置いている。市町村には部局横断のワーキンググループがあり、コーディネーターにはそこで中心的な役割を果たしてもらっている。コーディネーターは、センターや県が持っている役割を市町村でも担えるようにしていくという点で、各市町村の発達障害者支援の要であり、県全体の支援体制においても大きな役割を担っている。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

ワーキンググループのメンバーとして県庁内の関係課が入っていることもあり、協議会の資料作成にあたって事前に依頼する際も特にハードルを感じることはなく、トータルライフ支援プロジェクトは関係課を巻き込む一つの力、きっかけとなっているように思う。もちろん、担当課の役割と関係課の役割に違いこそあれ、程良い連携が保てていると考えている。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

各年度 2 回の開催のうち、1 回は報告、もう 1 回は取り組み状況を示しつつ意見をいただけるような形を、センターにも助けてもらいながら模索している。ただし、単なるプロジェクトの報告会にならないよう、議論のテーマ作りには毎回悩んでいる。

3.4.2.5 山梨県（発達障害者サポートネットワーク推進協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

県では、平成 22 年度（2010 年）に障害者支援体制整備検討協議会を立ち上げ、発達障害にかかる支援体制整備についてはその中で議論・検討していたが、令和 2 年（2020 年）に現在の「発達障害者サポートネットワーク推進協議会」として名称が変更された。

障害者支援体制整備検討協議会は障害福祉課が所管していたが、本県で「子どものこころサポートプラザ」が設置されるにあたり「こころの発達総合支援センター」（山梨県発達障害者支援センター）が入るということもあり、子ども福祉課に協議会の業務も併せて移行することとなったという経緯がある。

障害福祉課が主管していたときは専任の担当者が一人置かれていたが、子ども福祉課では、どうしても 4～5 名で児童養護分野の業務を回している中ということもあり、実のところなかなか発達障害にかかる業務に手が回っていない。また、山梨県のセンターは直営であり、障害福祉課が主管であったころから連携しながら協議会を行ってきた。しかし、センター自体も話題になることや運営に当たっての課題等もあり、協議会の運営には十分手が回っていないのが実情。こうした中、令和 4 年、5 年度は協議会の開催が見送られている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

令和 2 年度、現在の形になった際に少しメンバーを増やし、様々な分野の委員の方へ加入してもらった。選定の際は、基本的に県内の中で発達障害分野に専門的に関わっている医師、発達障害分野に先進的に取り組んでいる市町村に声をかける等した。発達障害分野で長年、お子さんを診ていらっしゃる医師等、地域に根付き、様々な業務の中で長年関係性のある方を中心に入っている。

しかしながら、発達障害にかかるテーマは広く、委員の人数も多く、なかなかまとまり切らない現状もある。内容を絞って部会を開始しても、その中でもどうしても多様な意見が出てしまうため、話し合いをまとめるにあたっては委員長もかなり苦心されているように思う。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

発達障害にかかる内容はすべて本協議会の議論の対象としているが、子ども福祉課が事務局を担うにあたりそこは課題でもある。ここ数年、成人の分野が話題になることが多く、子ども福祉課が主導的になることは難しい、どうしても子ども以外だと他課に主導がいく。範囲的には子どもから大人までという話題が多い。

(エ) 貴自治体における障害者等の施策における協議会の位置づけについて

特に他の協議会の一部会といった位置づけではなく独立してあるが、自立支援協議会等、他の協議会でも類似の話題が挙がることもあり、実情として、参加されている委員の間でも混乱があるとは聞いている。一方、子育て支援局長が入っていることで、施策への反映は比較的されやすい体制にはなっている。とはいえ、子育て支援の範疇を外れるとなかなか折り合いを付けづらいという状況はある。

発達支援者障害者センターでの支援対象も子どもから成人であるが、子ども福祉課の扱える範囲を超えてしまう場合はなかなか手が回らない。協議会ではテーマによって障害福祉課等他の担当課が対応しているが、近年では成人の話題が中心で、当課が対応できないことが多い。

(オ) 協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

事務局には入っているが、基本的には子ども福祉課が主導的な役割であり、サブとしての位置づけになっている。議題についても当課が主体となって起案している。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

基本的には発達障害者支援センターの状況報告と、それに伴うネットワーク会議等の事業報告を中心として、委員から議題の提案や要望があれば必要に応じて専門部会を立ち上げ、その議題として継続的に議論している。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

最近では成人の強度行動障害に対する対応が議題となった。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

必要に応じて協議会の下に専門部会を設け、10名程度、協議会の構成員とは別の方に参加いただいている。R3年度は書面開催を含めて3回だったが、通常は1、2回実施し、意見を報告書にまとめ、全体協議会で報告するという流れをとっている。

課題として、子ども分野でない場合は当課が主催したとしても実際の主管は別の課になるため、そこへつないだ後にしっかり協議ができるかという点がある。一方、課長、局長が出席していることから、その場で上長に確認をとることができ、リアルタイムで直接話が繋がっていくところはある。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

障害福祉課等、関係各課も参加しているため、議題が出た時はそちらで対応してもらっている。

しかし、そうした他の課が対応する内容がどうしても多くなっている現状があり、委員の中でも、子ども福祉課が主管であることには違和感があるといった意見をもらうことがあり、事務局の体制は課題と認識している。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

協議会の開催ができていないことは大きな課題と認識してはいるが、緊急対応や審査部会の開催等も必要な児童養護分野を扱っている課が担うには、まず人員体制的にかなり厳しいところがある。また、委託先を検討するにも、本県の人口規模ではなかなか見つからない。

また、多様なテーマがある中、様々な立場の方から色々な意見が飛び交う状態で、まとめることが難しい協議会になることが多い。委員が多いこともあり、協議をまとめることも、日程調整も困難という中で、結果として開催が見送られてしまっている。そうした状況の改善は課題と考えている。

3.4.2.6 徳島県（徳島県発達障がい者支援地域協議会）

（１）協議会の体制について

（ア）事務局の成り立ちの経緯

発達障害者支援法に基づき、平成 17 年度（2005 年）に発達障がい者支援地域協議会の前身となる「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置した。その際に設置要綱で事務局を障がい福祉課に置くことを定めた。

事務局は、現行の設置要綱では、障がい福祉課と発達障がい者総合支援センターが担うこととなっているが、協議会には教育委員会も参加している。この他、事務局には必要に応じて県庁内の関係部局や発達障がい者地域支援マネージャーも入っている。

（イ）協議会構成員の選定の経緯・構成の変遷について

乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応し一貫した支援を行うために、医療、保健、福祉、教育及び労働の各関係部局から委員を選定している。他にも、児童発達支援センター、学識経験者として大学教授、親の会や学校等関係機関、保育所、市長会、町村会等から委員を選定している。この方針は前身である発達障害者支援体制整備検討委員会から続いている。

なお、市長会と町村会については、それぞれから委員を推薦してもらっている。うち町村会は 2 年に 1 回会長が変わるため、会長の所属する町村から推薦してもらっている。

（ウ）協議会で検討される発達障害支援の範囲の考え方について

協議会で検討する発達障害支援の範囲は特に限定せず、相談支援、発達支援、就労支援、啓発等、発達障害者支援に関する施策全般について、総合的かつ計画的な推進のための協議を行っている。

（エ）自治体の障害者等施策における協議会の位置づけについて

「徳島県障がい者施策基本計画」において、発達障害者に対する支援として「徳島県発達障がい者支援地域協議会」を設置し、発達障がい者支援に関する施策の総合的な推進を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備を行うことが定められている。他の協議会との関係のなかでというよりは、本協議会が独立しており、検討を行うという立ち位置である。

（オ）協議会運営にあたっての発達障害者支援センターの役割について

協議会の事務局として、センターでは議題設定や当日の会議運営、会議の議事録の HP へのアップ等、運営に関すること全般を行っている。一方、協議会の委員の任免等は障がい福祉課で行うよう分担している。

(2) 議題の設定方法について

(ア) 議題設定のプロセスについて

事務局であるセンターが、その時々ニーズや、社会情勢を考慮して案を作成し、会長に相談の上、決定している。おおむね年2回開催する中で、発達障害関連施策について、前年度の実施状況報告と、当該年度の予定・計画の報告を行う。この他、「徳島県発達障がい者総合支援プラン」の改定がある時はそれも議題に入れて開催している。就労や強度行動障害等、その都度、その時々ニーズや社会情勢を踏まえて委員に御意見をいただき、それをプランに反映させて、またチェックをしてもらうという流れで進めている。

(イ) 議題のここ数年の変遷について

基本的には年2回、プラン改定がある時は年3回開催している。施策の実施状況や計画の報告と、プラン改定の際はワーキンググループを設置するため、それも議題に加えている。昨年度はプラン改定の年であった。

加えて、その時々力を入れていた、例えば就労に力を入れていた時には就労支援のワーキンググループの設置や就労支援について、またプランを策定するにあたり実態調査を行う場合にはそれも議題に挙げる。障がい福祉課で策定する「徳島県障がい者施策基本計画」改定の際は説明をしたこともある。

(3) 協議事項のPDCAにかかる工夫

(ア) 協議事項の施策への反映の工夫、課題について

協議事項として毎年プランの進捗状況を報告しており、会議の中で委員から御意見をいただき、その意見の内容を施策に反映する形でPDCAのサイクルが回るようにしている。

また、プラン改定の年には、協議会の中にワーキンググループを置くことができる旨、要綱で定めているため、詳細はそこで議論をしている。関係機関から担当者・実務者レベルで集まってもらって何回か開催し、そこで協議した内容をまた協議会に返していくという流れをとっている。プランは、ライフステージに沿って設定するため、乳幼児期から就学期、成人期、地域の支援環境の3つのワーキンググループを設置した。メンバーには、成人期には労働関係の方や、乳幼児期には保健師や児童発達支援センターの方、学齢期であれば教育委員会の方等、実務者レベルの方たちに入ってもらった。

その他の工夫として、協議会に発達障害の当事者は参加していないものの、親の会を通じて、生の声、現場の声を聴くため、発言をいただくようにしている。その他の参加者についても、なるべく当日は皆さんに御発言いただき、できるだけ多くの方から御意見をいただくようにしている。また、参加できない人には事前に御意見をいた

だき、当日発表させてもらっている。ただ、いただいた御意見を全て施策に反映させられる訳ではない点が課題である。

(イ) テーマが課をまたぐ場合の対応や工夫について

主管課以外の課でも、発達障害についてそれぞれ取り組んでいるため、協議会で出てきた御意見は共有して対応してもらおうようにしている。プランの策定期間であれば、当然、子ども関係の課や教育委員会もメンバーに入ってもらい、それぞれの立場からの意見をいただく。プランの進捗状況を毎年まとめていく際にも障がい福祉課だけではなく、子ども関係や労働関係、教育委員会等関係課に照会して回答をもらうようにしており、その都度、発達障害関連施策の進行管理等は共有している。

直近で特段予算が必要になったといったことはないが、そういった場合はそれぞれで取り組む必要があると考える。

(4) その他、協議会運営にかかる工夫や課題について

センターができた当時は直接支援という形が主であり、今も継続して発達支援や相談支援等を行っているが、平成 28 年の法改正以降、間接支援が主とされるようになった。今後、まずは市町村や近くの支援機関に相談してもらい、センターは難しい事例等についてバックアップする、コンサル的に入っていくという方向に軸足を置くようになると考えている。そのあたりも踏まえて協議会で検討し、地域の様々な機関と連携しながら支援を行っていくが、多くの課題があると感じている。

第4章 まとめと課題

本調査は、発達障害者支援地域協議会の現状を、市町村や発達障害者支援センターとの連携等も含め、地域ごとの特性も考慮しながら把握し、それにより、地域の支援体制構築に資する協議会のあり方の検討、地域の実情に合わせた発達障害者支援センターの運用につなげることを目的とするものである。

本章では、この目的に立ち返り、「4.1 協議会の実施状況について」で、第2章のアンケート調査の結果から、各自治体での協議会を、各自治体の発達障害者施策検討における位置づけや課題といった点から整理したうえで、「4.2 協議会開催にかかる具体的な取り組みについて」で、第3章のヒアリング調査結果を、協議会運営にかかる工夫や困難という点から振り返る。そして、「4.3 まとめと本調査研究の課題」で、協議会をより実効性あるものとするために、今回調査から考えられるポイントや今後への課題をまとめる。

4.1 協議会の実施状況について（アンケート調査結果より）

4.1.1 協議会の実施体制について

協議会の実施体制について、まず、所管する部署が複数ある自治体は全体でみると25.4%であり、人口が多い方がやや割合が高い傾向にあった。事務局となる部署は障害福祉関係が多いものの、教育関係の部署と一緒に実施している場合も44.4%あり、それ以外の部署と実施している場合も25.4%あった。発達障害者支援センター（以下センター）も事務局として関わる割合は全体の49.2%だが、センターを直営している自治体は、委託している自治体よりもセンターが協議会の事務局となっている割合が高く、センターの位置づけが異なることがうかがえた。

構成員では、医療関係、労働関係、福祉関係、親（家族）が含まれている場合がいずれも90%前後と多く、逆に、関係自治体の職員およびその他以外で、保健関係、警察及び司法関係者、当事者、民間団体は全体について40%を切っていた²²。

事務局メンバー、構成員を合わせた合計人数の中央値は全体で27.0人、最も少ない自治体で14.0人となっており、多様な分野のメンバーにより構成される反面、参加人数もその分多くなる状況がわかる。

協議会に参加している自治体職員の最高位は、課長級が60.3%を占めるものの、局長・部長級の自治体も全体で38.1%みられ、特に政令市センターを直営している場合は100%だった。逆に、都道府県でセンターを委託している自治体は26.9%、人口の少ない都道府県は22.7%と、他の区分と比べて局長・部長級の参加割合が低かった。

²² 関係市区町村職員や地域支援マネージャーも全体で40%を切るが、比較的規模の小さい政令市により押し下げられているため省略。

4.1.2 協議会の実施頻度・方法について

令和3年から5年にかけての協議会の平均実施頻度は、1回以下のところと2回以上の所とで概ね半々となっており、都道府県と比べて政令市の方が実施頻度は高いという傾向がみられた。ただし、都道府県でも4回実施しているところもあった。

開催方法では、対面開催が全体の54.0%を占めており、特に人口規模が少ない政令市では100%を占めていた。一方で、人口の少ない都道府県では、対面のみの割合は40.9%と人口の多い都道府県よりも少なく、対してハイブリッドでの開催が45.5%と他の区分よりも高かった。こうした実施方法の違いは、地理的な条件を反映している可能性がある。

協議会開催後の報告書や議事録等の作成・公開状況では、全体でみると自治体HP等での公開が39.7%を占めていたが、記録作成のみという自治体も28.6%あり、特に、センターを委託している都道府県で46.7%と高く、また、人口の少ない都道府県でも36.4%と他の区分よりも高い等、地域差がみられた。

4.1.3 各自治体の発達障害者支援にかかる計画への協議会の関わり

発達障害にかかる施策検討の場としての協議会の活用、という観点から、各自治体における発達障害者支援にかかる計画への関与状況をみると、策定に協議会事務局が関与している自治体は63.5%、協議結果を策定の参考としている自治体は50.8%と全体の半数以上を占めていた一方、協議会で計画の進捗確認や情報共有を行っている自治体は全体の46.0%、計画の振り返りを行っている自治体は22.2%であった。なお、計画への関わりにかかる各項目を1点として合計点（5点満点）をみると、全体の中央値は2.0点だった。

この結果から、協議会の議論のなかでPDCAサイクルのうちP（計画）やD（実行）の部分はある程度担われているのに対し、C（測定・評価）、A（対策・改善）はやや手薄になりがちとなっている可能性がうかがえる。

一方、協議会での確認共有、振り返り、協議結果の策定への利用については、人口の多い自治体の方が人口の少ない自治体よりも実施率が高いなど、地域によって計画策定への協議会のコミット状況に差があると考えられる結果もみられた。

4.1.4 協議会での議題設定と対応状況

令和3年から5年にかけて協議会で議題に挙げたテーマでは、いずれの区分でも「センターの活動状況」が第1位を占めていた。とはいえ、協議会の実施要綱に「発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う」とあることを踏まえると、都道府県の70%前後という結果は、実際には他のテーマに分散されここでの回答とはなされなかった可能性もあるものの、やや低い値にもみえる。

人口規模に着目して、設定された議題を見比べると、まず、政令市について、人口が少ない自治体で、児童・成人の相談支援体制や母子保健が50%以上でテーマとしてあがっているのに対し、人口の多い自治体では学校教育や周知・啓発がより上位にあがった。一方、都道府県では、人口が少ない自治体では地域支援連携体制や就労支援があがるのに対し、人口の多い自治体ではペアトレ等家族支援や学校教育があがっていた。加えて、地域支援マネジャーに関するものも上位にあった。

これらの結果からは、人口の少ない自治体では、より直接的な支援の方法や支援体制にかかる議題が、また、人口の多い自治体では、間接支援も含め、関係機関の連携等地域の実情に応じて様々な議題が設定されやすい傾向がうかがえる。

議題設定の背景は、回答が限られ参考ではあるが、設定した自治体のうち通例以外での設定割合が50%以上のものに「発達障害診断待機解消事業」「児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業」「就学前支援（就学相談等）」があった。

また、同様に参考ではあるが、作業部会を設置しての議論は、少なくとも36.5%の自治体で実施されていた。協議会後の対応実施についても、少なくとも全体の44.4%でなされているという回答が得られた。

4.1.5 協議会の実施状況と考えられる課題

以上のように、各自治体によって協議会のありかたは多様であるが、発達障害者支援センターの協議会での立ち位置は、実施主体によって異なること、自治体区分により実施頻度にやや異なる傾向がみられること、人口規模によって実施方法が異なること、設定されやすい議題が異なる等、地域特性と考えられる結果もみられた。

一方、より直接的な支援の担い手としての基礎自治体との連携に関して、都道府県のうち基礎自治体に対する情報収集を実施している自治体、協議会に関係市区町村の職員が参加している自治体はいずれも全体の半数程度であり、地域の区分の中でも、取り組み状況には差があると考えられる。

協議会が有効に機能しているかという点で、発達障害支援にかかる計画への協議会の関わりでは、協議会のコミットの度合いに差があり、そこには参加する自治体職員の最高位や、実施頻度等も関係している可能性がうかがえる結果もみられた。

また、発達障害にかかる課題の多様性も反映してか、協議会は多様な所属かつそれに伴い多数の参加者で構成されている。特色や課題にかかる自由記述回答をみると、それは当該自治体の特長として捉えられる一方、日程調整の困難さ、他協議会等との構成員の重なり等によるすみ分けといった課題を生んでいる場合もあり、地域の協議会の全体像を把握したうえで、運営や位置づけの工夫等が求められていると考えられる。

4.2 協議会にかかる具体的な取り組み（ヒアリング調査結果より）

続いて、ヒアリング調査の結果をもとに、「4.2.1 協議会の位置づけ」、「4.2.2 事務局・構成員」、「4.2.3 関係課間の連携」、「4.2.4 議題設定の工夫」、「4.2.5 作業部会等の設置」に分けて、それぞれにかかる工夫と課題を整理する。

4.2.1 協議会の位置づけ

協議会の位置づけとして、大別して障害者自立支援協議会や施策推進協議会の下位部に位置づけている場合と、独立して位置づけている場合があった。前者には堺市、静岡県、大阪府があり、特に大阪府は、様々な協議会が設置され、すみ分けが難しいという課題への対応策としてそうした位置づけを行っていた。大阪府では、協議結果を本会にあたる自立支援協議会で報告することで、発達障害に限らず障害全般を通しての施策の検討・反映がなされるような仕組みを作っていた。一方、堺市へのヒアリングでは、本会議の開催タイミングの都合からリアルタイムでの協議結果の反映が難しいという意見も聞かれた。

対して、独立して位置づけているという自治体のうち、仙台市では、障害福祉計画の策定のための施策推進協議会で協議会の取り組み報告の時間を設けたり、自立支援協議会等の様々な機関と連動・横並びで議論したりすることで施策につながる仕組みを作っているとしていた。

さいたま市は、現場の担当者レベルの課題を話し合う発達障害者支援連絡協議会、そこで出てきた現場的な問題点を組織的・全体的に考えどうしていくかを話し合う発達障害者支援地域協議会、とすみ分ける工夫を行っていた。加えて、施策的な課題を踏まえて独立して設置している反面、大きな流れから漏れてしまわないようにしていく工夫もまた必要であるという意見も聞かれた。

4.2.2 事務局・構成員

事務局の担い手について、原則として単独の課が担っている自治体、複数の課が担っている自治体がある。さらに、一つの課が担う場合でも、担当課が障害福祉系の自治体もあればそれ以外の自治体もあり、他にも、発達障害者支援センターが主に事務局を担っている自治体等、様々なパターンがみられた。

ヒアリングを行った自治体のうち、長野県は、発達障害にかかるテーマの幅広さを踏まえ、様々な課による横断的な議論を期待して次世代サポート課を主管課としていた。そうした背景のもと、教育委員会、障害者支援課、労働雇用課、保健疾病対策課といった、発達障がい者支援対策協議会の構成担当課ほとんどが事務局として参画していた。

また、大阪府は、障がい福祉室地域生活支援課を主管課としながらも母子保健や特別支援教育、就労促進にかかる担当課も事務局に加わっていた。岡山県は、広域特別支援連携協議会と同時開催することから、子ども・福祉部障害福祉課と教育庁特別支援教育課が年2回開催のうち1回ずつ持ち回りの交代制で事務局を担っていた。

担う課による取り組みの特徴として、北九州市では、主管する精神保健・地域移行推進課は精神保健福祉法に関する業務を行っていることから、精神科領域の医師との連携がしやすく、それが精神科以外の医師への発達障害の認識を広げることに寄与したという意見が得られた。ここから、主管課の得意とする領域による連携の可能性もうかがえる。一方、子ども福祉課が事務局を担う山梨県からは、主に成人領域のテーマが議論される状況において、所管する事業との違いから運営の難しさについての意見も得られた。

センターを直営している自治体の取り組みとして、仙台市や徳島県は、センターが協議会の庶務を担い、障害福祉にかかる課や他の課等とも連携しながら事務局を構成していた。対して、さいたま市では、別途開催する発達障害者支援連絡協議会に出てきた現場的な問題を組織的・全体的にどうしていくかを考える場として地域協議会を位置づけ、主な運営は障害政策課が担い、センターには、支援現場の肌感覚や情報を持っているという点で、市の事業や施策状況の報告を割り振るという分担をしていた。

協議会の構成員について、今回ヒアリングを行った自治体いずれも、ライフステージ全般への支援に向けて様々な所属の方で構成しているという回答があったが、仙台市や大阪府では発達障害当事者や当事者会の代表が加わっていた。

この他、大阪府、静岡県、徳島県では、それぞれ、地域の規模や取り組み状況等を踏まえて市町村の関係者を加えていた。長野県では、10圏域に配置している地域支援マネージャーを加えることで地域の実情についての情報を得る取り組みを行っていた。岡山県は、県内の政令市と方向性を揃えることを目的として、岡山市の発達障害者支援センター所長を構成員に加えていた。

4.2.3 関係課間の連携

発達障害にかかる課題の範囲は広く、課をまたいだテーマを扱う場合もある。そうした事情を踏まえての連携の工夫として、複数の課を事務局や構成員とする以外に、まず、管理職の位置づけ・参加があった。北九州市では、子育て支援課、特別支援教育課、児童相談所の課長、保育課の課長が発達障害の担当課長を兼務することで横の繋がりを作ることを試みていた。静岡県では障害者支援局長が参加することで、協議会を主管する障害福祉課と、同局下にある障害者政策課とが連携しやすくなるようにしていた。

続いて、情報共有の仕組みづくりとして、北九州市や大阪府では庁内に会議体を設けて情報共有をしていた。同様に、仙台市でも、庁内関係各課の情報共有や連携強化

を図る目的で、協議会の前に別途「発達障害児者支援庁内連絡会」を設置・開催しているとしていた。

また、堺市や徳島県では、関係各課に資料照会を行っていた。静岡県では、教育委員会や、特別支援教育課とは関係する事項が多いため、協議会を含めて関係する会議には相互にオブザーバーとして参加していた。

岡山県では、事業が様々に増えていく中で、バラバラの事業を再編成し、発達障害のある人の人生を計画的に支えていこうという趣旨から「トータルライフ支援プロジェクト」を立ち上げ協議会もそれに基づいて実施しており、それが関係課を巻き込むきっかけとなっているとしていた。

4.2.4 議題設定の工夫

議題設定の工夫として、静岡県では、センターへの相談も含め委員から募集し委員長とともに選定するという方法を取り、議題にしなかったテーマも関係各課に状況を確認し一覧にして報告することで、その時々課題を確認できるようにしていた。

会の下に作業部会等を置く長野県では、委員や地域支援マネジャーの声を基に、それぞれ関連する部会に振り分け部会長との相談のもと設定していた。大阪府では、市町村の取り組み状況を踏まえた議題設定のために毎年アンケートを取っていた。

発達障害者支援センターが事務局を担う仙台市や徳島県では、そこでの相談支援等の状況を議題づくりの参考にしていた。障害政策課とセンターがともに事務局を担い、前者が主に協議会運営を担うさいたま市でも、議題設定に当たっては、センターから実際の支援現場の肌感覚や情報を仕入れながら行っているという回答があった。

このように、その時々ニーズや状況を踏まえて議題を設定している自治体に対して、北九州市では、中長期のスパンで体制づくりにかかる議題の洗い出しと対策にかかる議論を行っており、設置された令和元年から今年度にかけて、①取り組み・課題の共有、②課題の深堀のための部会の設置・議論、③より具体的な議論を行うためのワーキンググループの設置・議論、という流れで進めていた。

4.2.5 作業部会等の設置

作業部会等の設置について、長野県では、本会の元に協議の柱として4つの部会（連携・支援部会、自立・就業部会、普及啓発部会、診療体制部会）を設けていた。大阪府では、「子どもワーキング」と「成人ワーキング」を設け、それぞれを通して乳幼児期から成人期に至るまで幅広く検討できるように工夫していた。徳島県でも、プランの改定の年には、ライフステージに沿って、成人期、学齢期、乳幼児期で計3つのワーキンググループを設置し、詳細な議論を行っていた。

一方、北九州市では、中長期のスパンで議論するために、各年度での議論の段階に合わせて作業部会、ワーキンググループの構成を変える等の工夫をしていた。また、

岡山県でも、トータルライフ支援プロジェクトとして、5年計画で、より具体的な議論のためのワーキンググループを開催しながら支援体制の整備等を進めていた。

4.2.6 具体的な取り組みにおける工夫と考えられる課題

以上、ヒアリング調査を5つのポイントごとに整理した。協議会を施策検討の場として生かすために、まず、位置づけの工夫として、自立支援協議会や施策推進協議会等の下位部会に位置づけたり、独立して置く場合でも取り組みを報告する機会を設けたりする等、協議会のみに関じないようにする取り組みがあった。

また、協議会で扱うテーマの多様性を踏まえた主管課の設定や事務局の構成、関係各課を巻き込むための制度的な建付けの工夫、局長・部長級の職員の参加等によって、自治体内で縦横での意見調整を図り、議論した内容を施策に反映しやすくするための工夫もなされていた。

多種多様なテーマが協議の範疇に入るという点で、議題の設定に当たっての工夫としては、委員からの募集や、実際に支援を行っているという点からセンターが現場の取り組みを生かし主体的に設定に関わるといった取り組みも聞かれた。

この他、協議会の下部に作業部会・ワーキンググループを置いて、テーマごとに詳細を議論しているところや、中長期的なスパンで適宜形を変えながら支援体制づくりの議論を展開しているところもあった。

これらの取り組みからは、逆にいえば、協議会の位置づけや事務局体制の工夫なしには、限られた時間の中で有効な協議を行うことや協議した内容を施策に生かすことが難しくなってくる可能性がうかがえる。

4.3 まとめと本調査研究の課題

本調査では、発達障害者支援地域協議会の現状として、協議会の構成や発達障害にかかる各自治体の計画との関わり、議題の内容、PDCAサイクルを回すための工夫や課題を把握し、自治体におけるセンターの位置づけや人口規模等に着目し地域ごとの特徴も考慮しながら分析することを試みた。その結果、自治体によって協議会の位置づけや、発達障害にかかる計画や施策への協議結果の反映状況に特色があることがうかがえた。

地域の発達障害者支援体制整備に向けて、発達障害に関する課題やニーズ等の共有・協議の場としての協議会が有効に機能するためには、各自治体の規模やセンターの実施主体といった条件の違いを踏まえつつ、各自治体に障害者施策にかかる様々な協議会等が設置されていることも鑑み、発達障害者支援協議会の役割・位置づけを明確にすることが重要と考えられる。

その際、幼児期から成人以降にわたるライフステージを通じた多様なテーマや対象が検討範囲に入ることから、当事者・家族の意見も取り入れつつ、分野横断的に議論

する場と、個々の分野を深く協議する場とを使い分けられるような仕組みづくりも検討される必要があるだろう。調査結果からは、例えば課をまたいでの情報共有や作業部会の設定、必要に応じて中長期スパンでの議題の洗い出しや、PDCAのサイクルに応じた議論が可能な頻度での協議会の設定等が考えられる。

さらに、協議会は自治体による発達障害にかかる施策を進めるうえでのシンクタンク的な位置づけと考えられるが、協議会にてPDCAのP（計画）、D（実行）だけでなく、C（測定・評価）、A（対策・改善）も十分に行うためには、各自治体で発達障害者支援の中核機関として支援の最前線に立ち、現場のニーズや状況に関するデータ・情報・見識を提供することのできる、発達障害者支援センターの役割が重要と考えられる。

しかし、現行の発達障害者支援地域協議会の要綱には、「（ウ）事業内容」の中に「協議会では、地域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う」とあるものの、具体的にセンターがどう関わるか、どう位置づけられるべきかについては詳しくは示されていない。

本調査では、センターが直営か委託かといった条件により、その協議会での立ち位置が異なること、議題の立て方や内容が異なるといった結果が得られた。現状として委託のセンターが多いこと、今後も増加していく可能性を踏まえると、センターが協議会で担うべき役割や位置づけ、例えば、議題の設定に当たって事務局はセンターから意見を聴取すること等を要綱により詳しく記載しておくことが必要と考えられる。

こうした、直接支援を通じて発達障害の支援ニーズを把握しやすいというセンターの強みを生かすことができるような方法により、活動状況の共有や検討を行うことを通じて、地域の発達障害の支援ニーズの把握や地域支援体制の点検等を行っていくことが必要といえよう。

以上、本調査を通して、全国の発達障害者支援地域協議会の把握と今後のあり方について検討を行った。しかしながら、調査手法上の限界や課題もある。まず、本調査は、各協議会の担当課等支援を提供する側を対象として実施したこともあり、現時点での協議会の協議内容をつかむことはできるものの、各自治体で本来議論されるべき内容・各地域の潜在的なニーズを把握することは難しい。加えて、調査票で設定した議題は、有識者による助言に基づき設定したとはいえ、すべてを網羅しているわけではない。

各地域の発達障害者支援の充足に向けて、今後、それぞれにおける主要なニーズ、保有する地域資源の状況、発達障害者支援センターが果たす役割といった視点からのさらなる調査・分析が求められる。

第5章 参考資料

5.1 アンケート調査票

※次のページ以降に記載

令和5年度障害者総合福祉推進事業
「都道府県・政令市における発達障害者支援地域協議会の協議等の状況及び発達障害者支援センターの役割・機能に関する実態調査」

- 調査票内で「協議会」と記載があるものは、特に断りがない限りすべて「発達障害者支援地域協議会」を指します。また、「センター」は「発達障害者支援センター」を指します。
●時期の特定がされていない場合は、欄外「2023年9月末」に最も近い時点のことをご回答ください。
●ご留意いただきたい点は別紙【調査実施要領】に記載しております。お手数ですが、適宜ご参照いただけますと幸いです。

貴自治体名（「〇〇県（市）」まで記入）（※必須回答）	
協議会の名称（正式名称）（※必須回答）	

数字や文字を直接記入する設問
単数回答の設問
複数回答の設問

問1. 協議会事務局の設置（委託有無）

1.事務局を委託されている場合は○を選択してください。	
「○」を選択した場合、受託機関（自由記述）	

問2. 発達障害者支援地域協議会の開始年（発達障害者支援体制検討委員会等前身がある場合はそれも含めて）

西暦		年	※和暦から西暦への変換：令和開始→令和の年に18を足す、平成開始→平成の年から12を引く、昭和開始→昭和の年に25を足す
----	--	---	--

問3. 本庁において協議会を所管する部署（課、または課に相当する所属単位）の数

1.単独の部署が所管 / 2.複数の部署が所管			
「1.単独の部署が所管」を選択した場合、部署名（自由記述）			
「2.複数の部署が所管」を選択した場合、部署名（自由記述）			
主となる所管部署（同等の場合はこちらに全て記載）		それ以外（複数ある場合全て記載）	

問4. R5年度の事務局、協議会の構成員、委員長の所属等

1.R5年度の協議会の構成	・ご所属が複数ある方は、協議会での立ち位置・関係性へのかわりを踏まえて最も当てはまるもの1つを選びカウントしてください。 ・運営（経費）ではなく実人数をご回答ください。ただし、ご参加者のうち、回によって事務局、協議会、オブザーバーそれぞれ立場が異なる場合はそれぞれにカウントしてください。 ・R5年度中の一部の回に参加されていない方についてもカウントしてください。 ・オブザーバー：各カテゴリのうち、事務局ないし協議会構成員以外で、協議会当日ご参加された方（オブザーバー）をカウントしてください。			・委員長：1～18のうち、協議会の委員長のご所属に○をつけてください。 ・議題の設定で関与：各カテゴリのうち、議題の設定にあたって関与された方がいらっしゃる場合は○をつけてください。	
	事務局	協議会構成員	オブザーバー	委員長が所属	議題の設定で関与
4-1-1. 自治体職員（都道府県・指定都市） 【障害福祉関係の部署の方】					
4-1-2. 自治体職員（都道府県・指定都市） 【教育関係の部署の方】					
4-1-3. 自治体職員（都道府県・指定都市） 【その他の部署の方】					
4-1-4. 自治体職員（関係市区町村）					
4-1-5. 発達障害者支援センター職員 ※地域支援マネジャーを兼ねる方は4-1-6で回答					
4-1-6. 発達障害者地域支援マネジャー 【センター職員】					
4-1-7. 発達障害者地域支援マネジャー 【センター職員でない方】					

1.R5年度の協議会の構成	・ご所属が複数ある方は、協議会での立ち位置・関与へのかわりを踏まえて最も当てはまるもの1つを選びカウントしてください。 ・ 遺棄(疑へ)ではなく要人数 をご回答ください。ただし、ご参加者のうち、回によって事務局、協議会、オブザーバーそれぞれ立場が異なる場合はそれぞれにカウントしてください。 ・R5年度中の一部の回に参加されていない方についてもカウントしてください。 ・オブザーバー：各カテゴリのうち、事務局ないし協議会構成員以外で、協議会当日ご参加された方(オブザーバー)をカウントしてください。			・委員長:1～18のうち、協議会の委員長のご所属に○をつけてください。 ・議題の設定で関与:各カテゴリのうち、議題の設定にあたって関与された方がいらっしゃる場合は○をつけてください。		
	事務局	協議会構成員	オブザーバー	委員長が所属	議題の設定で関与	
	4-1-8. 医療関係	人	人	人		
	4-1-9. 保健関係	人	人	人		
	4-1-10. 福祉関係	人	人	人		
	4-1-11. 教育関係	人	人	人		
	4-1-12. 労働関係	人	人	人		
	4-1-13. 警察及び司法関係者	人	人	人		
	4-1-14. 当事者(発達障害者)【当事者会を含む】	人	人	人		
	4-1-15. 親(家族)【親の会を含む】	人	人	人		
	4-1-16. 民間団体【支援者団体等】	人	人	人		
	4-1-17. 学識経験者	人	人	人		
	4-1-18. その他	人	人	人		
2.協議会のメンバー構成にあたっての工夫・経緯等(自由記述)						

問5. 参加している貴自治体職員員の役職(最高位)	
1.副知事級以上 / 2.局長・部長級 / 3.課長級 / 4.主査(係長等)長級 / 5.役職者の参加はない	

問6. 障害福祉計画・障害児福祉計画等における発達障害の位置づけについて ※直近で策定された計画等についてご回答ください。	
1.計画の中に発達障害に特化した節・項がある / 2.計画の中に記載がある(特化した節・項はない) / 3.計画の中に特に記載はない / 4.その他	
「4.その他」を選択した場合、概要(自由記述)	
6-1-1.計画に関係して、あるいは計画とは別個に発達障害に関わる具体的な実施計画(プラン等)を設定しているか。	
1.している / 2.特にしていない	
「1.している」を選択した場合、その実施計画等の名称、重点を置いている部分、特色と思われる内容(自由記述)	
6-1-2.(計画に記載がある、あるいは具体的な実施計画(プラン)がある場合)計画・プランへの協議会の関与について(当てはまるものすべてに○)	
1. 協議会で計画の進捗確認・情報共有を行っている 2. 協議会で計画の振り返りを行っている 3. 計画策定において、協議会の構成員が委員として関わっている 4. 計画策定に協議会の事務局が関わっている 5. 協議会での協議の結果を計画策定の参考になっている 6. その他	

問7. 自治体における地域支援マネジャーの設置有無							
1.ある(センター内) / 2.ある(センター外) / 3.ある(センター内外両方) / 4.ない							
問8. (都道府県のみ)基礎自治体における支援体制、連携状況							
8-1.定期的に基礎自治体での支援等状況について情報収集を行う機会を設けている							
8-2.その他:基礎自治体における発達障害支援体制整備状況や貴自治体との連携に関する特記事項(自由記述)							
問9. 自治体における特別支援連携協議会かそれに準ずる協議会の設置状況と連携状況							
1.設置しており、連携している / 2.設置しているが、連携していない / 3.設置はない							
問10. 一年度当たり開催の頻度(R3～5年度平均)と方法							
1.一年度当たり開催頻度(R3～5年度(予定を含む)の平均回数)							
2.今後の主な開催方法:(1.対面開催 / 2.オンライン開催 / 3.ハイブリッド開催(対面とオンライン) / 4.その他)							
問11. 3年間(R3～R5)の議題の設定有無と設定理由							
		議題設定の有無	通例通り以外で設定があった場合の背景 (1.議会からの質問があった / 2.センターからの報告・要望を受けて / 3.構成員等(センター除く)からの報告・要望を受けて / 4.自治体の障害福祉計画等に沿って / 5.前回の協議会からの継続課題として / 6.その他)		作業部会等での審議の有無 (1.協議会、作業部会等いずれでも議論した / 2.作業部会等でのみ議論した / 3.作業部会等では議論しなかった / 4.作業部会は設けていない)	協議事項への事後の対応 ※R5年度現在までのところ (1.協議会での報告のみ(特に対策等は行っていない・行わなかった) / 2.具体的な対応策を実施(あるいは予定) / 3.具体的な対応策を今後検討(予定))	他の協議会等で議論されている場合、その協議会等の名称
			背景(その他):自由記述			具体的な内容:自由記述	
各種事業関係	11-1.巡回専門員整備について						
	11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業について						
	11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業について						
	11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業について						
	11-5.発達障害診断待機解消事業について						
	11-6.強度行動障害支援者養成研修事業について						
		議題設定の有無 ※「その他」は自由記述	通例通り以外で設定があった場合の背景 (1.議会からの質問があった / 2.センターからの報告・要望を受けて / 3.構成員等(センター除く)からの報告・要望を受けて / 4.自治体の障害福祉計画等に沿って / 5.前回の協議会からの継続課題として / 6.その他)		作業部会等での審議の有無 (1.協議会、作業部会等いずれでも議論した / 2.作業部会等でのみ議論した / 3.作業部会等では議論しなかった / 4.作業部会は設けていない)	協議事項への事後の対応 ※R5年度現在までのところ (1.協議会での報告のみ(特に対策等は行っていない・行わなかった) / 2.具体的な対応策を実施(あるいは予定) / 3.具体的な対応策を今後検討(予定))	他の協議会等で議論されている場合、その協議会等の名称
			背景(その他):自由記述			具体的な内容:自由記述	
ライフステージ関連	11-7.相談支援体制(児童)について						
	11-8.相談支援体制(成人以降)について						
	11-9.母子保健(早期発見、早期療育等)について						
	11-10.かかりつけ医等医療支援体制について						
	11-11.児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業について						
	11-12.発達障害児者および家族支援事業(ペアトレ等)について						
	11-13.就学前支援(就学相談等)について						
	11-14.学校教育について						
	11-15.不登校対策について						
11-16.引きこもり対策について							

		議題設定の有無 ※「その他」は自由記述	通例通り以外で設定があった場合の背景 (1.議会からの質問があった / 2.センターからの報告・要望を受けて / 3.構成員等(センター除く)からの報告・要望を受けて / 4.自治体の障害福祉計画等に沿って / 5.前回の協議会からの継続課題として / 6.その他)	作業部会等での審議の有無 (1.協議会、作業部会等いずれでも議論した / 2.作業部会等でのみ議論した / 3.作業部会等では議論しなかった / 4.作業部会は設けていない)	協議事項への事後の対応 ※R5年度現在までのところ (1.協議会での報告のみ(特に対策等は行っていない・行わなかった) / 2.具体的な対応策を実施(あるいは予定) / 3.具体的な対応策を今後検討(予定))	他の協議会等で議論されている場合、その協議会等の名称
			背景(その他):自由記述		具体的な内容:自由記述	
ライフステージ関連	11-17.犯罪対応体制について					
	11-18.就労支援について					
	11-19.居住支援について					
	11-20.その他幼児期に関する議題(自由記述)					
	11-21.その他学齢期に関する議題(自由記述)					
	11-22.その他成人期(64歳まで)に関する議題(自由記述)					
	11-23.その他高齢期(65歳以上)に関する議題(自由記述)					
		議題設定の有無 ※「その他」は自由記述	通例通り以外で設定があった場合の背景 (1.議会からの質問があった / 2.センターからの報告・要望を受けて / 3.構成員等(センター除く)からの報告・要望を受けて / 4.自治体の障害福祉計画等に沿って / 5.前回の協議会からの継続課題として / 6.その他)	作業部会等での審議の有無 (1.協議会、作業部会等いずれでも議論した / 2.作業部会等でのみ議論した / 3.作業部会等では議論しなかった / 4.作業部会は設けていない)	協議事項への事後の対応 ※R5年度現在までのところ (1.協議会での報告のみ(特に対策等は行っていない・行わなかった) / 2.具体的な対応策を実施(あるいは予定) / 3.具体的な対応策を今後検討(予定))	他の協議会等で議論されている場合、その協議会等の名称
			背景(その他):自由記述		具体的な内容:自由記述	
その他	11-24.発達障害に関する周知・啓発活動について					
	11-25.地域支援マネジャーの活動状況について					
	11-26.発達障害者支援センターの活動状況について					
	11-27.地域における支援連携体制について					
	11-28.強度行動障害への支援について					
	11-29.その他(自由記述)					

問12. 議題の設定に関して課題と思われること

(自由記述)

問13. 協議会開催後の報告書、議事録等の公開有無

1.自治体HP等で公開 / 2.関係者内でのみ共有 / 3.記録作成のみ / 4.特に作成していない

問14. 協議会の運営について

14-1.貴自治体における協議会の取り組みで評価できること、特色と考えること(自由記述)

14-2.貴自治体における協議会の取り組みで課題に感じていること、今後への展望(自由記述)

以上で質問は終了です。
ご協力ありがとうございました。

自治体・発達障害者支援センター実施主体区分別クロス集計結果

※次のページ以降に記載

問1. 協議会事務局の設置(委託有無)

		1.事務局を委託されている		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	2	61	63
	%	3.2%	96.8%	100.0%

問3. 本庁において協議会を所管する部署(課、または課に相当する所属単位)の数

		1.単独の部署 が所管	2.複数の部署 が所管	合計
政令市委託	件	11	3	14
	%	78.6%	21.4%	100.0%
政令市直営	件	4	1	5
	%	80.0%	20.0%	100.0%
都道府県委託	件	20	6	26
	%	76.9%	23.1%	100.0%
都道府県直営	件	12	3	15
	%	80.0%	20.0%	100.0%
全体	件	47	16	63
	%	74.6%	25.4%	100.0%

問4. R5年度の事務局、協議会の構成員、委員長の所属等

		事務局								
		4-1-1. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【障害福祉 関係の部署 の方】	4-1-2. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【教育関係 の部署の方】	4-1-3. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【その他の 部署の方】	4-1-4. 自治体職員 (関係市 区 町村)	4-1-5. 発達障害 者支援セ ンター職 員	4-1-6. 発達障害者 地域支援ワ ーカー【センター 職員】	4-1-7. 発達障害者 地域支援ワ ーカー【センター 職員でない 方】	4-1-8. 医療関係	4-1-9. 保健関係
政令市委託	中央値	4.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	22	8	9	1	3	1	0	0	0
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	5.0	0.0	1.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	5	2	10	0	6	0	2	0	0
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	13	9	27	0	6	1	2	0	1
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	10	8	8	0	7	2	6	0	0
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	22	9	27	1	7	2	6	0	1
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		事務局								
		4-1-10. 福祉関係	4-1-11. 教育関係	4-1-12. 労働関係	4-1-13. 警察及び 司法関係 者	4-1-14. 当事者(発達 障害者) 【当事者会 を含む】	4-1-15. 親(家族) 【親の会を 含む】	4-1-16. 民間団体 【支援者 団体等】	4-1-17. 学識経験 者	4-1-18. その他
政令市委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	9	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	11	7	1	1	0	0	0	0	0
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	11	7	1	1	0	0	0	1	0
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		協議会構成員								
		4-2-1. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【障害福祉 関係の部署 の方】	4-2-2. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【教育関係 の部署の方】	4-2-3. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【その他の 部署の方】	4-2-4. 自治体職員 (関係市 区 町村)	4-2-5. 発達障害 者支援セ ンター職 員	4-2-6. 発達障害者 地域支援マ ネジャー 【センター 職員】	4-2-7. 発達障害者 地域支援マ ネジャー 【センター 職員でない 方】	4-2-8. 医療関係	4-2-9. 保健関係
政令市委託	中央値	0.5	1.0	0.5	0.0	1.0	0.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	8	4	6	0	2	0	0	4	1
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	2.0	1.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	最大値	3	2	7	0	1	1	0	3	1
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	7	7	7	17	3	3	3	5	3
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	最大値	5	4	4	7	3	1	1	3	3
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	1.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	8	7	7	17	3	3	3	5	3
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		協議会構成員								
		4-2-10. 福祉関係	4-2-11. 教育関係	4-2-12. 労働関係	4-2-13. 警察及び 司法関係 者	4-2-14. 当事者(発達 障害者) 【当事者会 を含む】	4-2-15. 親(家族) 【親の会を 含む】	4-2-16. 民間団体 【支援者 団体等】	4-2-17. 学識経験 者	4-2-18. その他
政令市委託	中央値	2.5	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	7	3	4	1	4	4	2	3	2
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0
	最小値	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	最大値	6	3	3	1	1	2	4	2	2
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	2.0	1.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	10	7	5	2	3	4	3	3	1
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
	最小値	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	最大値	6	6	4	2	1	4	1	5	0
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	2.0	1.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	10	7	5	2	4	4	4	5	2
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		議題設定関与								
		4-3-1. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【障害福祉 関係の部署 の方】	4-3-2. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【教育関係 の部署の方】	4-3-3. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【その他の 部署の方】	4-3-4. 自治体職員 (関係市 区町村)	4-3-5. 発達障害 者支援セ ンター職 員	4-3-6. 発達障害者 地域支援マ ネジャー 【センター 職員】	4-3-7. 発達障害者 地域支援マ ネジャー【セン ター職員でな い方】	4-3-8. 医療関係	4-3-9. 保健関係
政令市委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	2	4	7	20	6	2	4	1	1
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	9	3	3	0	1	1	3	2	0
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	12	4	7	33	6	2	8	2	1
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		議題設定関与								
		4-3-10. 福祉関係	4-3-11. 教育関係	4-3-12. 労働関係	4-3-13. 警察及び 司法関係 者	4-3-14. 当事者(発達 障害者) 【当事者会 を含む】	4-3-15. 親(家族) 【親の会を 含む】	4-3-16. 民間団体 【支援者 団体等】	4-3-17. 学識経験 者	4-3-18. その他
政令市委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	2	0	0	0	0	1	3	0	1
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	2	0	1	1	0	1	3	0	3
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		委員長所属								
		4-4-1. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【障害福祉 関係の部署 の方】	4-4-2. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【教育関係 の部署の方】	4-4-3. 自治体職員 (都道府県・ 指定都市) 【その他の 部署の方】	4-4-4. 自治体職員 (関係市 区 町村)	4-4-5. 発達障害 者支援セ ンター職 員	4-4-6. 発達障害者 地域支援マ ジャー【セン ター職員】	4-4-7. 発達障害者 地域支援マ ジャー【セン ター職員でない 方】	4-4-8. 医療関係	4-4-9. 保健関係
政令市委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	2	4	7	20	6	2	4	1	1
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	9	3	3	0	1	1	3	2	0
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	12	4	7	33	6	2	8	2	1
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

		委員長所属								
		4-4-10. 福祉関係	4-4-11. 教育関係	4-4-12. 労働関係	4-4-13. 警察及び 司法関係 者	4-4-14. 当事者(発達 障害者) 【当事者会 を含む】	4-4-15. 親(家族) 【親の会を 含む】	4-4-16. 民間団体 【支援者 団体等】	4-4-17. 学識経験 者	4-4-18. その他
政令市委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
政令市直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	度数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
都道府県委託	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	度数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
都道府県直営	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	2	0	0	0	0	1	3	0	1
	度数	15	15	15	15	15	15	15	15	15
全体	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最大値	2	0	1	1	0	1	3	0	3
	度数	63	63	63	63	63	63	63	63	63

4-1-1. 自治体職員（都道府県・指定都市）【障害福祉関係の部署の方】

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	5	58	63
	%	7.9%	92.1%	100.0%

4-1-2. 自治体職員（都道府県・指定都市）【教育関係の部署の方】

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

4-1-3. 自治体職員（都道府県・指定都市）【その他の部署の方】は該当数0のため省略

4-1-4. 自治体職員（関係市区町村）は該当数0のため省略

4-1-5. 発達障害者支援センター職員

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

4-1-6. 発達障害者地域支援マネジャー【センター職員】は該当数0のため省略

4-1-7. 発達障害者地域支援マネジャー【センター職員でない方】は該当数0のため省略

4-1-8. 医療関係

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	8	18	26
	%	30.8%	69.2%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	13	50	63
	%	20.6%	79.4%	100.0%

4-1-9. 保健関係

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

4-1-10. 福祉関係

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	0	26	26
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	2	61	63
	%	3.2%	96.8%	100.0%

4-1-11. 教育関係

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	2	61	63
	%	3.2%	96.8%	100.0%

4-1-12. 労働関係は該当数0のため省略

4-1-13. 警察及び司法関係者は該当数0のため省略

4-1-14. 当事者は該当数0のため省略

4-1-15. 親(家族)【親の会を含む】

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

4-1-16. 民間団体は該当数0のため省略

4-1-17. 学識経験者

		協議会委員長が所属		合計
		○	×	
政令市委託	件	6	8	14
	%	42.9%	57.1%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	9	17	26
	%	34.6%	65.4%	100.0%
都道府県直営	件	7	8	15
	%	46.7%	53.3%	100.0%
全体	件	27	36	63
	%	42.9%	57.1%	100.0%

4-1-18. その他は該当数0のため省略

自治体・センター区分 と 議題設定関与の有無 4.1.1. 自治体職員【障害福祉関係の部署の方】のクロス表

		議題設定関与_自治体職員_障害福祉関係部署		合計
		○	×	
政令市委託	件	3	11	14
	%	21.4%	78.6%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	10	16	26
	%	38.5%	61.5%	100.0%
都道府県直営	件	6	9	15
	%	40.0%	60.0%	100.0%
全体	件	21	42	63
	%	33.3%	66.7%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与 4.1.2. 自治体職員【教育関係の部署の方】のクロス表

		議題設定関与_自治体職員_教育関係部署		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	7	19	26
	%	26.9%	73.1%	100.0%
都道府県直営	件	3	12	15
	%	20.0%	80.0%	100.0%
全体	件	12	51	63
	%	19.0%	81.0%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与 4.1.3. 自治体職員【その他の部署の方】のクロス表

		議題設定関与_自治体職員_その他部署		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	4	59	63
	%	6.3%	93.7%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.4. 自治体職員（関係市区町村）のクロス表

		議題設定関与_自治体職員 (関係市区町村)		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.5. 発達障害者支援センター職員 のクロス表

		議題設定関与_ 発達障害者支援センター職員		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	5	21	26
	%	19.2%	80.8%	100.0%
都道府県直営	件	5	10	15
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	12	51	63
	%	19.0%	81.0%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.6. 発達障害者地域支援マネジャー【センター職員】のクロス表

		議題設定関与_地マネ_ センター職員		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	3	23	26
	%	11.5%	88.5%	100.0%
都道府県直営	件	4	11	15
	%	26.7%	73.3%	100.0%
全体	件	9	54	63
	%	14.3%	85.7%	100.0%

4.1.7. 発達障害者地域支援マネジャー【センター職員でない方】が該当数0のためクロス表省略

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.8. 医療関係 のクロス表

		議題設定関与_医療関係		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	5	21	26
	%	19.2%	80.8%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	8	55	63
	%	12.7%	87.3%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.9. 保健関係 のクロス表

		議題設定関与 保健関係		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	2	61	63
	%	3.2%	96.8%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.10. 福祉関係 のクロス表

		議題設定関与 福祉関係		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	4	59	63
	%	6.3%	93.7%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.11. 教育関係 のクロス表

		議題設定関与 教育関係		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	3	23	26
	%	11.5%	88.5%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	4	59	63
	%	6.3%	93.7%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4.1.12. 労働関係 のクロス表

		議題設定関与 労働関係		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	3	60	63
	%	4.8%	95.2%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4 1 13. 警察及び司法関係者のクロス表

		議題設定関与 警察及び司法関係者		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

4-1-14. 当事者(発達障害者)【当事者会を含む】が該当数0のためクロス表省略

自治体・センター区分 と 議題設定関与4 1 15. 親(家族)【親の会を含む】のクロス表

		議題設定関与 親(家族) 【親の会を含む】		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	3	60	63
	%	4.8%	95.2%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4 1 16. 民間団体【支援者団体等】のクロス表

		議題設定関与 民間団体 【支援者団体等】		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定関与4 1 17. 学識経験者のクロス表

		議題設定関与 学識経験者		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	3	23	26
	%	11.5%	88.5%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	6	57	63
	%	9.5%	90.5%	100.0%

4-1-18. その他が該当数0のためクロス表省略

問5. 参加している貴自治体職員の役職(最高位)

	1.副知事級 以上	2.局長・部長級	3.課長級	4.主査(係長 等)長級	5.役職者の 参加はない	合計
政令市委託	件 0 % 0.0%	6 42.9%	7 50.0%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
政令市直営	件 0 % 0.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
都道府県委託	件 0 % 0.0%	7 26.9%	19 73.1%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
都道府県直営	件 0 % 0.0%	6 40.0%	9 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
全体	件 0 % 0.0%	24 38.1%	38 60.3%	1 1.6%	0 0.0%	63 100.0%

問6. 障害福祉計画・障害児福祉計画等における発達障害の位置づけについて

	1.計画の中に 発達障害に 特化した節・ 項がある	2.計画の中に 記載がある(特 化した節・項は ない)	3.計画の中に 特に記載はな い	4.その他	合計
政令市委託	件 9 % 64.3%	5 35.7%	0 0.0%	0 0.0%	14 100.0%
政令市直営	件 5 % 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
都道府県委託	件 14 % 53.8%	12 46.2%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
都道府県直営	件 9 % 60.0%	6 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
全体	件 40 % 63.5%	23 36.5%	0 0.0%	0 0.0%	63 100.0%

6-1-1. 計画に関係して、あるいは計画とは別個に発達障害に関わる具体的な
実施計画(プラン等)を設定しているか。

	1.している	2.特にしてい ない	無回答	合計
政令市委託	件 3 % 21.4%	11 78.6%	0 0.0%	14 100.0%
政令市直営	件 1 % 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	5 100.0%
都道府県委託	件 10 % 38.5%	16 61.5%	0 0.0%	26 100.0%
都道府県直営	件 5 % 33.3%	10 66.7%	0 0.0%	15 100.0%
全体	件 19 % 30.2%	43 68.3%	1 1.6%	63 100.0%

6-1-2. (計画に記載がある、あるいは具体的な実施計画(プラン)がある場合) 計画・プランへ
の協議会の関与について(当てはまるものすべてに○)

	1. 協議会で計画の進捗確認・ 情報共有を行っている		合計
	○	×	
政令市委託	件 6 % 42.9%	8 57.1%	14 100.0%
政令市直営	件 2 % 40.0%	3 60.0%	5 100.0%
都道府県委託	件 14 % 53.8%	12 46.2%	26 100.0%
都道府県直営	件 7 % 46.7%	8 53.3%	15 100.0%
全体	件 29 % 46.0%	34 54.0%	63 100.0%

		2. 協議会で計画の振り返りを 行っている		合計
		○	×	
政令市委託	件	3	11	14
	%	21.4%	78.6%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	9	17	26
	%	34.6%	65.4%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	14	49	63
	%	22.2%	77.8%	100.0%

		3. 計画策定において、協議会 の構成員が委員として関わっ ている		合計
		○	×	
政令市委託	件	6	8	14
	%	42.9%	57.1%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	13	13	26
	%	50.0%	50.0%	100.0%
都道府県直営	件	3	12	15
	%	20.0%	80.0%	100.0%
全体	件	25	38	63
	%	39.7%	60.3%	100.0%

		4. 計画策定に協議会の事務 局が関わっている		合計
		○	×	
政令市委託	件	10	4	14
	%	71.4%	28.6%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	18	8	26
	%	69.2%	30.8%	100.0%
都道府県直営	件	7	8	15
	%	46.7%	53.3%	100.0%
全体	件	40	23	63
	%	63.5%	36.5%	100.0%

		5. 協議会での協議の結果を 計画策定の参考にしている		合計
		○	×	
政令市委託	件	8	6	14
	%	57.1%	42.9%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	14	12	26
	%	53.8%	46.2%	100.0%
都道府県直営	件	6	9	15
	%	40.0%	60.0%	100.0%
全体	件	32	31	63
	%	50.8%	49.2%	100.0%

問7. 自治体における地域支援マネジャーの設置有無

		1. ある(センター内)	2. ある(センター外)	3. ある(センター内外両方)	4. ない	合計
政令市委託	件	7	0	0	7	14
	%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
政令市直営	件	1	2	0	2	5
	%	20.0%	40.0%	0.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	14	1	7	4	26
	%	53.8%	3.8%	26.9%	15.4%	100.0%
都道府県直営	件	9	4	2	0	15
	%	60.0%	26.7%	13.3%	0.0%	100.0%
全体	件	33	8	9	13	63
	%	52.4%	12.7%	14.3%	20.6%	100.0%

問8. (都道府県のみ) 基礎自治体における支援体制、連携状況

		8-1.定期的に基礎自治体での支援等状況について情報収集を行う機会を設けている		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	13	13	26
	%	50.0%	50.0%	100.0%
都道府県直営	件	9	6	15
	%	60.0%	40.0%	100.0%
全体	件	23	40	63
	%	36.5%	63.5%	100.0%

問9. 自治体における特別支援連携協議会かそれに準ずる協議会の設置状況と連携状況

		1.設置しており、連携している	2.設置しているが、連携していない	3.設置はない	無回答	合計
政令市委託	件	3	4	7	0	14
	%	21.4%	28.6%	50.0%		100.0%
政令市直営	件	4	0	1	0	5
	%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
都道府県委託	件	12	4	9	1	26
	%	46.2%	15.4%	34.6%	3.8%	100.0%
都道府県直営	件	8	2	5	0	15
	%	53.3%	13.3%	33.3%	0.0%	100.0%
全体	件	28	11	23	1	63
	%	44.4%	17.5%	36.5%	1.6%	100.0%

問10. 一年度当たり開催の頻度(R3～5年度平均)と方法

	中央値	最小値	最大値	度数
政令市委託	1.8	1.0	3.0	14
政令市直営	2.0	1.0	2.0	5
都道府県委託	1.0	1.0	4.0	25
都道府県直営	1.0	0.3	3.0	15
全体	1.0	0.3	4.0	62

		1.対面開催	2.オンライン開催	3.ハイブリッド(対面とオンライン)開催	4.その他	合計
政令市委託	件	10	2	1	1	14
	%	71.4%	14.3%	7.1%	7.1%	100.0%
政令市直営	件	3	1	1	0	5
	%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	100.0%
都道府県委託	件	11	6	9	0	26
	%	42.3%	23.1%	34.6%	0.0%	100.0%
都道府県直営	件	9	0	6	0	15
	%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	100.0%
全体	件	34	10	18	1	63
	%	54.0%	15.9%	28.6%	1.6%	100.0%

問 11. 3 年間(R3～R5)の議題の設定有無と設定理由

自治体・センター区分 と 議題設定有無設定有無11-1.巡回専門員整備 のクロス表

		議題設定有無設定有無 11-1.巡回専門員整備		合計
		○	×	
政令市委託	件	3	11	14
	%	21.4%	78.6%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	5	58	63
	%	7.9%	92.1%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業 のクロス表

		議題設定有無11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	5	21	26
	%	19.2%	80.8%	100.0%
都道府県直営	件	5	10	15
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	14	49	63
	%	22.2%	77.8%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業 のクロス表

		議題設定有無11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業		合計
		○	×	
政令市委託	件	3	11	14
	%	21.4%	78.6%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	5	21	26
	%	19.2%	80.8%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	8	55	63
	%	12.7%	87.3%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 のクロス表

		議題設定有無11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	9	17	26
	%	34.6%	65.4%	100.0%
都道府県直営	件	3	12	15
	%	20.0%	80.0%	100.0%
全体	件	16	47	63
	%	25.4%	74.6%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-5.発達障害診断待機解消事業 のクロス表

		議題設定有無11-5.発達障害診断待機解消事業		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	8	18	26
	%	30.8%	69.2%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	13	50	63

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-6.強度行動障害支援者養成研修事業 のクロス表

		議題設定有無11-6.強度行動障害支援者養成研修事業		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	5	58	63
	%	7.9%	92.1%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-7.相談支援体制(児童) のクロス表

		議題設定有無11-7.相談支援体制(児童)		合計
		○	×	
政令市委託	件	8	6	14
	%	57.1%	42.9%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	13	13	26
	%	50.0%	50.0%	100.0%
都道府県直営	件	7	8	15
	%	46.7%	53.3%	100.0%
全体	件	32	31	63
	%	50.8%	49.2%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-8.相談支援体制(成人以降) のクロス表

		議題設定有無11-8.相談支援体制(成人以降)		合計
		○	×	
政令市委託	件	6	8	14
	%	42.9%	57.1%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	8	18	26
	%	30.8%	69.2%	100.0%
都道府県直営	件	7	8	15
	%	46.7%	53.3%	100.0%
全体	件	25	38	63
	%	39.7%	60.3%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-9.母子保健(早期発見、早期療育等) のクロス表

		議題設定有無11-9.母子保健(早期発見、早期療育等)		合計
		○	×	
政令市委託	件	5	9	14
	%	35.7%	64.3%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	11	15	26
	%	42.3%	57.7%	100.0%
都道府県直営	件	4	11	15
	%	26.7%	73.3%	100.0%
全体	件	23	40	63
	%	36.5%	63.5%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-10.かかりつけ医等医療支援体制 のクロス表

		議題設定有無11-10.かかりつけ医等医療支援体制		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	4	22	26
	%	15.4%	84.6%	100.0%
都道府県直営	件	2	13	15
	%	13.3%	86.7%	100.0%
全体	件	7	56	63
	%	11.1%	88.9%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-11.児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業 のクロス表

		議題設定有無11-11.児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	2	3	5
	%	40.0%	60.0%	100.0%
都道府県委託	件	3	23	26
	%	11.5%	88.5%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	8	55	63
	%	12.7%	87.3%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-12.発達障害児者および家族支援事業（ペアトレ等）のクロス表

		議題設定有無11-12.発達障害児者および家族支援事業（ペアトレ等）		合計
		○	×	
政令市委託	件	4	10	14
	%	28.6%	71.4%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	12	14	26
	%	46.2%	53.8%	100.0%
都道府県直営	件	6	9	15
	%	40.0%	60.0%	100.0%
全体	件	24	39	63
	%	38.1%	61.9%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-13.就学前支援（就学相談等）のクロス表

		議題設定有無11-13.就学前支援（就学相談等）		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	2	3	5
	%	40.0%	60.0%	100.0%
都道府県委託	件	10	16	26
	%	38.5%	61.5%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	15	48	63
	%	23.8%	76.2%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-14.学校教育 のクロス表

		議題設定有無11-14.学校教育		合計
		○	×	
政令市委託	件	9	5	14
	%	64.3%	35.7%	100.0%
政令市直営	件	2	3	5
	%	40.0%	60.0%	100.0%
都道府県委託	件	12	14	26
	%	46.2%	53.8%	100.0%
都道府県直営	件	5	10	15
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	29	34	63
	%	46.0%	54.0%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-15.不登校対策 のクロス表

		議題設定有無11-15.不登校対策		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	1	25	26
	%	3.8%	96.2%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	62	63
	%	1.6%	98.4%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-16.引きこもり対策 のクロス表

		議題設定有無 11-16.引きこもり対策		合計
		○	×	
政令市委託	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	1	14	15
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	6	57	63
	%	9.5%	90.5%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-17.犯罪対応体制 のクロス表

		議題設定有無 11-17.犯罪対応体制		合計
		○	×	
政令市委託	件	1	13	14
	%	7.1%	92.9%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	3	60	63
	%	4.8%	95.2%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-18.就労支援 のクロス表

		議題設定有無 11-18.就労支援		合計
		○	×	
政令市委託	件	6	8	14
	%	42.9%	57.1%	100.0%
政令市直営	件	2	3	5
	%	40.0%	60.0%	100.0%
都道府県委託	件	13	13	26
	%	50.0%	50.0%	100.0%
都道府県直営	件	5	10	15
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	27	36	63
	%	42.9%	57.1%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-19.居住支援 のクロス表

		議題設定有無 11-19.居住支援		合計
		○	×	
政令市委託	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	2	24	26
	%	7.7%	92.3%	100.0%
都道府県直営	件	0	15	15
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	2	61	63
	%	3.2%	96.8%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-24.発達障害に関する周知・啓発活動 のクロス表

		議題設定有無11-24.発達障 害に関する周知・啓発活動		合計
		○	×	
政令市委託	件	7	7	14
	%	50.0%	50.0%	100.0%
政令市直営	件	3	2	5
	%	60.0%	40.0%	100.0%
都道府県委託	件	10	16	26
	%	38.5%	61.5%	100.0%
都道府県直営	件	6	9	15
	%	40.0%	60.0%	100.0%
全体	件	26	37	63
	%	41.3%	58.7%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-25.地域支援マネジャーの活動状況 のクロス表

		議題設定有無11-25.地域支援マネジャーの活動状況		合計
		○	×	
政令市委託	件	4	10	14
	%	28.6%	71.4%	100.0%
政令市直営	件	0	5	5
	%	0.0%	100.0%	100.0%
都道府県委託	件	10	16	26
	%	38.5%	61.5%	100.0%
都道府県直営	件	5	10	15
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	20	43	63
	%	31.7%	68.3%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-26.発達障害者支援センターの活動状況 のクロス表

		議題設定有無11-26.発達障害者支援センターの活動状況		合計
		○	×	
政令市委託	件	13	1	14
	%	92.9%	7.1%	100.0%
政令市直営	件	4	1	5
	%	80.0%	20.0%	100.0%
都道府県委託	件	18	8	26
	%	69.2%	30.8%	100.0%
都道府県直営	件	11	4	15
	%	73.3%	26.7%	100.0%
全体	件	47	16	63
	%	74.6%	25.4%	100.0%

自治体・センター区分 と 議題設定有無11-27.地域における支援連携体制 のクロス表

		議題設定有無11-27.地域における支援連携体制		合計
		○	×	
政令市委託	件	4	10	14
	%	28.6%	71.4%	100.0%
政令市直営	件	2	3	5
	%	40.0%	60.0%	100.0%
都道府県委託	件	12	14	26
	%	46.2%	53.8%	100.0%
都道府県直営	件	3	12	15
	%	20.0%	80.0%	100.0%
全体	件	22	41	63
	%	34.9%	65.1%	100.0%

自治体・センター区分と議題設定有無11-28.強度行動障害への支援のクロス表

		議題設定有無11-28.強度行動障害への支援		合計
		○	×	
政令市委託	件	3	11	14
	%	21.4%	78.6%	100.0%
政令市直営	件	1	4	5
	%	20.0%	80.0%	100.0%
都道府県委託	件	4	22	26
	%	15.4%	84.6%	100.0%
都道府県直営	件	3	12	15
	%	20.0%	80.0%	100.0%
全体	件	11	52	63
	%	17.5%	82.5%	100.0%

※議題設定背景、作業部会審議有無、事後対応は、分母の設定が難しいことから、参考として回答件数のみの記載とする(第2章記載の結果はこれに限定を加えたものであり、一部件数が異なる)

自治体・センター区分と議題設定背景11-1.巡回専門員整備のクロス表

議題設定背景_11-1.巡回専門員整備について								合計
1.議会からの質問があった	2.センターからの報告・要望を受けて	3.構成員(センター除く)からの報告・要望を受けて	4.自治体の障害福祉計画に沿って	5.前回の協議会からの継続課題として	6.その他	無回答		
政令市委託	0	0	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	0	0	0	26	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	0	15	15
全体	0	0	0	0	0	0	63	63

自治体・センター区分と議題設定背景11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業のクロス表

議題設定背景11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業								合計
1.議会からの質問があった	2.センターからの報告・要望を受けて	3.構成員(センター除く)からの報告・要望を受けて	4.自治体の障害福祉計画に沿って	5.前回の協議会からの継続課題として	6.その他	無回答		
政令市委託	0	0	1	0	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	0	0	0	26	26
都道府県直営	0	0	2	1	0	1	11	15
全体	0	0	3	1	0	1	58	63

自治体・センター区分と議題設定背景11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業のクロス表

議題設定背景11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業								合計
1.議会からの質問があった	2.センターからの報告・要望を受けて	3.構成員(センター除く)からの報告・要望を受けて	4.自治体の障害福祉計画に沿って	5.前回の協議会からの継続課題として	6.その他	無回答		
政令市委託	0	0	1	0	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	1	0	0	25	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	0	15	15
全体	0	0	1	1	0	0	61	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-4. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 のクロス表

	議題設定背景11-4. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	1	2	0	0	23	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	0	15	15
全体	0	0	1	2	0	0	60	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-5. 発達障害診断待機解消事業 のクロス表

	議題設定背景11-5. 発達障害診断待機解消事業							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	1	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	1	0	1	1	0	1	22	26
都道府県直営	0	0	1	0	0	0	14	15
全体	2	0	2	1	1	1	56	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-6. 強度行動障害支援者養成研修事業 のクロス表

	議題設定背景11-6. 強度行動障害支援者養成研修事業							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	1	0	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	0	0	0	26	26
都道府県直営	0	0	1	0	1	0	13	15
全体	0	0	2	0	1	0	60	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-7. 相談支援体制（児童） のクロス表

	議題設定背景11-7. 相談支援体制（児童）							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	2	0	1	1	10	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	0	0	1	1	0	24	26
都道府県直営	0	0	0	0	1	0	14	15
全体	0	1	2	1	3	1	55	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-8. 相談支援体制（成人以降） のクロス表

	議題設定背景11-8. 相談支援体制（成人以降）							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	2	0	1	0	11	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	0	0	1	0	0	25	26
都道府県直営	0	0	0	0	1	0	14	15
	0	1	2	1	2	0	57	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-9. 母子保健（早期発見、早期療育等） のクロス表

	議題設定背景11-9. 母子保健（早期発見、早期療育等）							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	2	0	0	0	12	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	0	0	1	0	1	24	26
都道府県直営	0	0	1	0	0	0	14	15
全体	0	1	3	1	0	1	57	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-10. かかりつけ医等医療支援体制 のクロス表

	議題設定背景11-10. かかりつけ医等医療支援体制							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	1	0	0	25	26
都道府県直営	1	0	0	0	0	0	14	15
全体	1	0	0	1	0	0	61	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-11. 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業 のクロス表

	議題設定背景11-11. 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	1	0	0	0	13	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	0	1	1	0	0	24	26
都道府県直営	0	0	1	0	0	0	14	15
全体	0	1	3	1	0	0	58	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-12.発達障害児者および家族支援事業（ペアトレ等） のクロス表

	議題設定背景11-12.発達障害児者および家族支援事業（ペアトレ等）							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	1	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	2	1	1	0	0	22	26
都道府県直営	0	0	1	0	0	0	14	15
全体	0	2	2	2	0	0	57	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-13.就学前支援（就学相談等） のクロス表

	議題設定背景11-13.就学前支援（就学相談等）							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	2	0	0	0	12	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	2	0	2	0	0	22	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	0	15	15
全体	0	3	2	2	0	0	56	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-14.学校教育 のクロス表

	議題設定背景11-14.学校教育							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	1	2	0	1	1	9	14
政令市直営	0	0	0	0	1	0	4	5
都道府県委託	0	0	0	1	0	1	24	26
都道府県直営	0	0	2	0	1	0	12	15
全体	0	1	4	1	3	2	52	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-15.不登校対策 のクロス表

	議題設定背景11-15.不登校対策							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	1	0	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	0	0	0	26	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	0	15	15
全体	0	0	1	0	0	0	62	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-16. 引きこもり対策 のクロス表

	議題設定背景11-16. 引きこもり対策							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	0	1	0	25	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	1	14	15
全体	0	0	0	0	1	1	61	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-17. 犯罪対応体制 のクロス表

	議題設定背景11-17. 犯罪対応体制							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	1	0	0	0	25	26
都道府県直営	0	0	0	0	0	0	15	15
全体	0	0	1	0	0	0	62	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-18. 就労支援 のクロス表

	議題設定背景11-18. 就労支援							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	2	0	0	1	11	14
政令市直営	0	0	0	0	1	0	4	5
都道府県委託	0	0	1	0	0	1	24	26
都道府県直営	0	0	1	0	0	0	14	15
全体	0	0	4	0	1	2	56	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-24. 発達障害に関する周知・啓発活動 のクロス表

	議題設定背景11-24. 発達障害に関する周知・啓発活動							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	1	1	12	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	1	0	1	0	0	24	26
都道府県直営	0	0	1	0	0	0	14	15
全体	0	1	1	1	1	1	58	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-25. 地域支援マネジャーの活動状況 のクロス表

	議題設定背景11-25. 地域支援マネジャーの活動状況							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	1	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	0	0	1	0	0	25	26
都道府県直営	0	1	0	0	0	0	14	15
全体	0	1	0	2	0	0	60	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-26. 発達障害者支援センターの活動状況 のクロス表

	議題設定背景11-26. 発達障害者支援センターの活動状況							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	1	1	0	12	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	3	0	1	0	0	22	26
都道府県直営	0	2	2	0	1	0	10	15
全体	0	6	2	2	2	0	51	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-27. 地域における支援連携体制 のクロス表

	議題設定背景11-27. 地域における支援連携体制							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	1	0	1	0	12	14
政令市直営	0	0	0	0	1	0	4	5
都道府県委託	0	2	0	0	1	0	23	26
都道府県直営	0	0	0	0	1	0	14	15
全体	0	2	2	0	4	0	55	63

自治体・センター区分 と 議題設定背景11-28. 強度行動障害への支援 のクロス表

	議題設定背景11-28. 強度行動障害への支援							合計
	1. 議会からの質問があった	2. センターからの報告・要望を受けて	3. 構成員（センター除く）からの報告・要望を受けて	4. 自治体の障害福祉計画に沿って	5. 前回の協議会からの継続課題として	6. その他	無回答	
政令市委託	0	0	0	1	1	0	12	14
政令市直営	0	1	0	0	0	0	4	5
都道府県委託	0	1	0	0	0	0	25	26
都道府県直営	0	0	1	1	1	0	12	15
全体	0	2	1	2	2	0	56	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-1.巡回専門員整備 のクロス表

	作業部会審議有無11-1.巡回専門員整備					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	3	11	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	0	1	4	21	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	0	0	1	9	53	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業 のクロス表

	作業部会審議有無11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	1	0	1	12	14
政令市直営	1	0	0	0	4	5
都道府県委託	1	0	1	6	18	26
都道府県直営	3	0	0	2	10	15
全体	5	1	1	10	46	63

自治体・センター区分と作業部会審議有無11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業 のクロス表

	作業部会審議有無 11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	2	0	0	12	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	1	2	6	17	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	0	3	2	8	50	63

自治体・センター区分と作業部会審議有無11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 のクロス表

	作業部会審議有無 11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	2	12	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	1	1	7	16	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	1	1	1	11	49	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-5.発達障害診断待機解消事業 のクロス表

	作業部会審議有無11-5.発達障害診断待機解消事業					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	1	0	0	1	12	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	2	1	0	7	16	26
都道府県直営	0	0	1	1	13	15
全体	4	1	1	10	47	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-6.強度行動障害支援者養成研修事業 のクロス表

	作業部会審議有無 11-6.強度行動障害支援者養成研修事業					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	0	1	4	20	26
都道府県直営	0	0	0	3	12	15
全体	1	0	1	8	53	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-7.相談支援体制（児童） のクロス表

	作業部会審議有無11-7.相談支援体制（児童）					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	2	0	0	7	5	14
政令市直営	1	0	0	0	4	5
都道府県委託	2	1	1	6	16	26
都道府県直営	0	0	0	4	11	15
全体	5	1	1	17	39	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-8.相談支援体制（成人以降） のクロス表

	作業部会審議有無11-8.相談支援体制（成人以降）					合計
	1.協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2.作業部 会等での み議論し た	3.作業部 会等では 議論しな かった	4.作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	2	0	0	5	7	14
政令市直営	1	0	0	0	4	5
都道府県委託	1	1	1	5	18	26
都道府県直営	0	0	0	4	11	15
全体	4	1	1	14	43	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-9. 母子保健（早期発見、早期療育等） のクロス表

	作業部会審議有無 11-9. 母子保健（早期発見、早期療育等）					合計
	1. 協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2. 作業部 会等での み議論し た	3. 作業部 会等では 議論しな かった	4. 作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	2	0	0	4	8	14
政令市直営	1	0	0	0	4	5
都道府県委託	2	3	0	8	13	26
都道府県直営	1	0	0	2	12	15
全体	6	3	0	14	40	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-10. かかりつけ医等医療支援体制 のクロス表

	作業部会審議有無11-10. かかりつけ医等医療支援体制					合計
	1. 協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2. 作業部 会等での み議論し た	3. 作業部 会等では 議論しな かった	4. 作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	1	13	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	2	1	4	18	26
都道府県直営	1	0	0	2	12	15
全体	2	2	1	8	50	63

自治体・センター区分と作業部会審議有無11-11. 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業のクロス表

	作業部会審議有無 11-11. 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業					合計
	1. 協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2. 作業部 会等での み議論し た	3. 作業部 会等では 議論しな かった	4. 作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	3	11	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	0	1	5	20	26
都道府県直営	0	0	0	2	13	15
全体	0	0	1	11	51	63

自治体・センター区分と作業部会審議有無11-12. 発達障害児者および家族支援事業（ヘルプ等） のクロス表

	作業部会審議有無 11-12. 発達障害児者および家族支援事業（ヘルプ等）					合計
	1. 協議 会、作業 部会等い ずれでも 議論した	2. 作業部 会等での み議論し た	3. 作業部 会等では 議論しな かった	4. 作業部 会は設け ていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	4	10	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	2	2	0	9	13	26
都道府県直営	0	1	0	3	11	15
全体	2	3	0	17	41	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-13. 就学前支援（就学相談等） のクロス表

	作業部会審議有無11-13. 就学前支援（就学相談等）					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	1	0	0	2	11	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	1	1	8	15	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	2	1	1	12	47	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-14. 学校教育 のクロス表

	作業部会審議有無11-14. 学校教育					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	2	1	0	7	4	14
政令市直営	1	0	0	1	3	5
都道府県委託	2	3	0	8	13	26
都道府県直営	1	0	0	3	11	15
全体	6	4	0	20	33	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-15. 不登校対策 のクロス表

	作業部会審議有無11-15. 不登校対策					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	1	13	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	1	1	3	21	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	0	1	1	6	55	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-16. 引きこもり対策 のクロス表

	作業部会審議有無11-16. 引きこもり対策					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	2	0	0	0	12	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	0	1	4	21	26
都道府県直営	0	0	1	1	13	15
全体	2	0	2	6	53	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-17. 犯罪対応体制 のクロス表

	作業部会審議有無11-17. 犯罪対応体制					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	0	1	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	0	1	3	22	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	0	1	1	5	56	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-18. 就労支援 のクロス表

	作業部会審議有無11-18. 就労支援					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	2	1	0	4	7	14
政令市直営	1	0	0	1	3	5
都道府県委託	3	2	0	8	13	26
都道府県直営	0	1	0	1	13	15
全体	6	4	0	15	38	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-19. 居住支援 のクロス表

	作業部会審議有無11-19. 居住支援					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	0	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	0	0	1	3	22	26
都道府県直営	0	0	0	1	14	15
全体	0	0	1	5	57	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-24. 発達障害に関する周知・啓発活動 のクロス表

	作業部会審議有無11-24. 発達障害に関する周知・啓発活動					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	2	0	0	5	7	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	1	1	8	15	26
都道府県直営	0	0	0	3	12	15
全体	3	1	1	17	41	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-25. 地域支援マネジャーの活動状況 のクロス表

	作業部会審議有無11-25. 地域支援マネジャーの活動状況					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	1	0	0	3	10	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	1	1	7	16	26
都道府県直営	0	1	0	3	11	15
全体	2	2	1	14	44	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-26. 発達障害者支援センターの活動状況 のクロス表

	作業部会審議有無11-26. 発達障害者支援センターの活動状況					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	1	0	2	9	2	14
政令市直営	0	0	0	1	4	5
都道府県委託	1	2	2	11	10	26
都道府県直営	0	1	0	8	6	15
全体	2	3	4	29	25	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-27. 地域における支援連携体制 のクロス表

	作業部会審議有無11-27. 地域における支援連携体制					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	2	0	1	1	10	14
政令市直営	1	0	0	0	4	5
都道府県委託	3	1	0	8	14	26
都道府県直営	0	0	0	2	13	15
全体	6	1	1	11	44	63

自治体・センター区分 と 作業部会審議有無11-28. 強度行動障害への支援 のクロス表

	作業部会審議有無11-28. 強度行動障害への支援					合計
	1. 協議会、作業部会等いずれでも議論した	2. 作業部会等でのみ議論した	3. 作業部会等では議論しなかった	4. 作業部会は設けていない	無回答	
政令市委託	2	0	0	1	11	14
政令市直営	0	0	1	1	3	5
都道府県委託	1	0	2	2	21	26
都道府県直営	2	0	0	2	11	15
全体	5	0	3	6	49	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-1.巡回専門員整備 のクロス表

	事後対応11-1.巡回専門員整備				合計
	1.協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2.具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3.具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	2	0	1	11	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	0	1	0	25	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	2	1	1	59	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業 のクロス表

	事後対応11-2.家庭・教育・福祉連携推進事業				合計
	1.協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2.具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3.具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	1	1	11	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	2	3	0	21	26
都道府県直営	3	0	2	10	15
全体	8	4	3	48	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業 のクロス表

	事後対応11-3.発達障害児者地域支援生活支援モデル事業				合計
	1.協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2.具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3.具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	0	1	12	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	3	2	0	21	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	4	2	1	56	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 のクロス表

	事後対応11-4.かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業				合計
	1.協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2.具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3.具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	2	0	0	12	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	5	3	0	18	26
都道府県直営	1	0	1	13	15
全体	10	3	1	49	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-5. 発達障害診断待機解消事業 のクロス表

	事後対応11-5. 発達障害診断待機解消事業				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	1	0	12	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	3	2	2	19	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	5	4	2	52	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-6. 強度行動障害支援者養成研修事業 のクロス表

	事後対応11-6. 強度行動障害支援者養成研修事業				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	0	0	1	13	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	2	0	0	24	26
都道府県直営	0	1	1	13	15
全体	2	1	2	58	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-7. 相談支援体制(児童) のクロス表

	事後対応11-7. 相談支援体制(児童)				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	4	0	2	8	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	4	4	0	18	26
都道府県直営	1	2	1	11	15
全体	11	6	3	43	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-8. 相談支援体制(成人以降) のクロス表

	事後対応11-8. 相談支援体制(成人以降)				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	2	0	2	10	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	2	4	0	20	26
都道府県直営	1	2	1	11	15
全体	7	6	3	47	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-9. 母子保健（早期発見、早期療育等） のクロス表

	事後対応11-9. 母子保健 (早期発見、早期療育等)				合計
	1. 協議会 での報告 のみ(特に 対策等は 行ってい ない/行わ なかった)	2. 具体的 な対応策 を実施 (あるいは 予定)	3. 具体的 な対応策 を今後検 討(予 定)	無回答	
政令市委託	2	1	0	11	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	7	4	1	14	26
都道府県直営	1	1	0	13	15
全体	11	6	1	45	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-10. かかりつけ医等医療支援体制 のクロス表

	事後対応11-10. かかりつけ医等医療支援体制				合計
	1. 協議会 での報告 のみ(特に 対策等は 行ってい ない/行わ なかった)	2. 具体的 な対応策 を実施 (あるいは 予定)	3. 具体的 な対応策 を今後検 討(予 定)	無回答	
政令市委託	0	1	0	13	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	3	2	0	21	26
都道府県直営	0	2	0	13	15
全体	3	5	0	55	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-11. 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業 のクロス表

	事後対応11-11. 児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業				合計
	1. 協議会 での報告 のみ(特に 対策等は 行ってい ない/行わ なかった)	2. 具体的 な対応策 を実施 (あるいは 予定)	3. 具体的 な対応策 を今後検 討(予 定)	無回答	
政令市委託	1	1	0	12	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	3	1	0	22	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	4	2	0	57	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-12. 発達障害児者および家族支援事業（ペアトレ等） のクロス表

	事後対応11-12. 発達障害児者 および家族支援事業（ペアトレ等）				合計
	1. 協議会 での報告 のみ(特に 対策等は 行ってい ない/行わ なかった)	2. 具体的 な対応策 を実施 (あるいは 予定)	3. 具体的 な対応策 を今後検 討(予 定)	無回答	
政令市委託	2	0	0	12	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	8	2	1	15	26
都道府県直営	2	1	1	11	15
全体	14	3	2	44	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-13. 就学前支援（就学相談等） のクロス表

	事後対応11-13. 就学前支援（就学相談等）				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	7	2	0	17	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	8	2	0	53	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-14. 学校教育 のクロス表

	事後対応11-14. 学校教育				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	6	0	0	8	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	8	3	1	14	26
都道府県直営	0	1	1	13	15
全体	15	4	2	42	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-15. 不登校対策 のクロス表

	事後対応11-15. 不登校対策				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	2	0	0	24	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	2	0	0	61	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-16. 引きこもり対策 のクロス表

	事後対応11-16. 引きこもり対策				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	2	0	0	12	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	1	2	0	23	26
都道府県直営	0	0	1	14	15
全体	3	2	1	57	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-17. 犯罪対応体制 のクロス表

	事後対応11-17. 犯罪対応体制				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	0	0	13	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	1	1	0	24	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	2	1	0	60	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-18. 就労支援 のクロス表

	事後対応11-18. 就労支援				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	5	0	1	8	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	7	4	1	14	26
都道府県直営	2	0	0	13	15
全体	15	4	2	42	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-19. 居住支援 のクロス表

	事後対応11-19. 居住支援				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	0	0	0	14	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	1	0	0	25	26
都道府県直営	0	0	0	15	15
全体	1	0	0	62	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-24. 発達障害に関する周知・啓発活動 のクロス表

	事後対応11-24. 発達障害に関する周知・啓発活動				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	4	2	1	7	14
政令市直営	1	1	0	3	5
都道府県委託	8	2	0	16	26
都道府県直営	2	1	0	12	15
全体	15	6	1	41	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-25. 地域支援マネジャーの活動状況 のクロス表

	事後対応11-25. 地域支援マネジャーの活動状況				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	3	0	0	11	14
政令市直営	0	0	0	5	5
都道府県委託	7	2	1	16	26
都道府県直営	4	0	0	11	15
全体	15	2	1	45	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-26. 発達障害者支援センターの活動状況 のクロス表

	事後対応11-26. 発達障害者支援センターの活動状況				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	10	0	0	4	14
政令市直営	1	1	0	3	5
都道府県委託	11	3	0	12	26
都道府県直営	7	1	1	6	15
全体	30	5	1	27	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-27. 地域における支援連携体制 のクロス表

	事後対応11-27. 地域における支援連携体制				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	0	2	11	14
政令市直営	1	0	0	4	5
都道府県委託	3	6	0	17	26
都道府県直営	1	0	1	13	15
全体	6	6	4	47	63

自治体・センター区分 と 事後対応11-28. 強度行動障害への支援 のクロス表

	事後対応11-28. 強度行動障害への支援				合計
	1. 協議会での報告のみ(特に対策等を行っていない/行わなかった)	2. 具体的な対応策を実施(あるいは予定)	3. 具体的な対応策を今後検討(予定)	無回答	
政令市委託	1	0	2	11	14
政令市直営	0	0	1	4	5
都道府県委託	2	0	0	24	26
都道府県直営	0	1	2	12	15
全体	3	1	5	54	63

問13. 協議会開催後の報告書、議事録等の公開有無

	1.自治体HP等 で公開	2.関係者内での み共有	3.記録作成のみ	4.特に作成して いない	合計
政令市委託	件 8	3	2	1	14
	% 57.1%	21.4%	14.3%	7.1%	100.0%
政令市直営	件 4	0	1	0	5
	% 80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
都道府県委託	件 9	10	6	1	26
	% 34.6%	38.5%	23.1%	3.8%	100.0%
都道府県直営	件 4	4	7	0	15
	% 26.7%	26.7%	46.7%	0.0%	100.0%
全体	件 25	18	18	2	63
	% 39.7%	28.6%	28.6%	3.2%	100.0%

5.2 検討委員会・作業部会

本調査研究は、以下で構成される検討委員会および作業部会を開催し、調査の方法や内容、調査結果の分析等について検討・助言をいただきながら進めた。

委員等一覧（順不同、敬称略）

氏名	所属・役職	備考
検討委員会		
大内 卓也	岡山県子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班	
岡田 祐輔	発達障害者支援センター全国連絡協議会 会長	
小倉 正義	鳴門教育大学 教授	座長
本田 秀夫	信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部 部長	
作業部会委員等		
大内 卓也	岡山県子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班	委員会兼務
小倉 正義	鳴門教育大学 教授	委員会兼務
西村 浩二	静岡県東部発達障害者支援センターアスタ	
吉川 征延	堺市発達障害者支援センター アプリコット堺 所長	
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課		
事務局		
株式会社政策基礎研究所		

検討委員会各回での検討内容は次のとおりである。

第1回	2023年8月29日	・アンケート調査の内容について ・ヒアリング調査の内容および調査対象候補について ・報告書の構成案について
第2回	2024年1月9日	・調査の結果速報について ・まとめ章について
第3回	2024年2月28日	・報告書の最終案について

作業部会各回での検討内容は次のとおりである。

第1回	2023年9月20日	・調査の進め方について ・アンケート調査項目について
第2回	2023年12月1日	・アンケート調査の結果（速報）について

厚生労働省

令和5年度障害者総合福祉推進事業都道府県・政令市における
発達障害者支援地域協議会の協議等の状況及び
発達障害者支援センターの役割・機能に関する実態調査
報告書

2024年(令和6年)3月発行

株式会社 政策基礎研究所

〒110-0016 東京都台東区台東 1-24-1 燦坤日本電器ビル 7F
TEL:03-6280-3569 FAX:03-6280-3562 URL:<http://www.doctoral.co.jp/>

(転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと)